

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第3回幕別町議会定例会
(平成25年8月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16 野原 恵子 17 増田 武夫 18 斉藤 喜志雄
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 報告第7号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第6 報告第9号 平成24年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第10号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第11号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第12号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第13号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第14号 平成24年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第12 承認第2号 専決処分した事件の承認について
(平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）)
- 日程第13 承認第3号 専決処分した事件の承認について
(平成25年度幕別町一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第14 議案第74号 財産の取得について
- 日程第15 議案第75号 財産の取得について
- 日程第16 議案第84号 工事請負契約の締結について
(糠内中学校屋内体育館改築工事（建築主体）)
- 日程第17 認定第1号 平成24年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成24年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 陳情第9号 「原発の早期再稼働の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成25年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年8月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 8月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 図 書 館 長 長谷 繁
土 木 課 長 湯佐茂雄 学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16 野原 恵子 17 増田 武夫 18 齊藤 喜志雄

議事の経過

(平成25年8月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成25年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、16番野原議員、17番増田議員、18番斉藤議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月27までの29日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月27日までの29日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
のちほど、ご覧いただきたいと思っております。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成25年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、メン川の汚染水の検出について申し上げます。
すでに新聞報道がありましたように、7月10日に町民からメン川の一部に白濁が見受けられるという通報が警察に寄せられましたことから、町ではメン川の管理者である北海道十勝総合振興局とメン川が流入する十勝川の管理者である国土交通省北海道開発局帯広開発建設部とともに現地確認を行いました。短時間で白濁が消失したため、当面はパトロールなどにより状況を見守っていくこととしたところであります。
その後、北海道が7月29日のパトロール中において、メン川の一部に白濁水の発生を確認したことから、その原因究明のために国、道、町の三者が連携を取りながら水質検査等による調査を実施してまいりました。
国では白人樋門付近と十勝川本流の2か所、道ではメン川の東8号から東14号までの間の8か所、

町では札内8号雨水排出口とその近傍の雨水マンホール2か所の合計3か所において水質検査を定期に行ってまいりましたが、8月1日に白人樋門付近で環境基準の500倍の鉛が検出されました。

8月2日以降は、どの地点においても環境基準を上回る鉛等は検出されることはなく、また、白濁水の発生に関しましては、現在、その成分分析等を進めているところでありますが、原因の特定には至ってはおりません。

次に、メン川近傍地の地下水に関してであります。町が8月5日から8日まで3か所、9日から14日までは4か所において水質検査を実施した結果、環境基準を上回る鉛は検出されることはなく、また、飲料として利用している3か所の水質については、8月12日と19日に採水した結果、水質基準に適合するという報告を帯広保健所から受けているところであります。

町といたしましては、今後も国や道と連携・協力しながら継続して調査に取り組み、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

本年も10月1日に117年目の開町記念日を迎えます。

不撓不屈の精神で本町発展の礎を築かれた偉大な先人たちや町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として隆々発展していることに対し、あらためて深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体から社会功労賞として、3名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月2日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月23日、国は平成25年度の普通交付税大綱を閣議報告し、各自治体へ交付する普通交付税の総額を16兆387億円、前年度当初予算との比較では、2.2%の減と決定いたしました。

本年度の配分の特色といたしましては、地方公務員給与費について、国の要請に基づき7月から国家公務員並みに引き下げたとみなして削減を行った一方で、地域活性化等の緊急課題に対処するため、「地域の元気づくり推進費」を臨時的に創設し、これまでの給与水準引き下げや職員数削減の実績に応じた加算措置が講じられたところであります。

こうした状況の下、決定されました本町の普通交付税につきましては、58億4,637万3,000円で、前年度との対比では6,560万7,000円、1.1%の減となりましたが、地方公務員給与費の削減の他、前年度に比較して基準財政収入額が増となっていることなどが主な要因であります。

なお、本年度の決定額と当初予算の比較におきまして、約1億3,000万円の留保財源が生じたところでありますが、除排雪経費など補正予算の財源として、今後の財政運営に有効に活用してまいりたいと考えております。

国におきましては、地方交付税の算定で上乘せされております地方財政計画の「歳出特別枠」などの見直しを来年以降検討するとしておりますが、地方交付税は地方固有の一般財源でありますことから、北海道や町村会と連携し、その総額の確保に向けて、強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、5月の連休に8年振りとなる降雪があり、以降、低温で日照不足の日が続いたため、生育に遅れが生じておりましたが、その後、6月上旬からは良好な天候に恵まれ、水分不足の時期もありましたが、平年を若干、上回るまでに回復してまいりました。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年より1日早い7月27日から収穫作業が始まり、連日、断続的に雨が降ったことから、作業の遅れや穂発芽の発生が懸念されたところでありますが、生産者の皆さんの夜を徹した作業により、8月8日までに全町、約3,880ヘクタールの収穫作業を終えたところであります。

一昨年「きたはなみ」に品種転換されているところでありますが、収穫量につきましては、倒

伏小麦がありましたことから調整に時間を要しており、現時点での推定数量は、10アール当たり、昨年より約1俵少ない10俵弱となる見込みであり、製品歩留まりにつきましても、昨年より下回るものと見込まれているところであります。

8月15日現在の作況調査によりますと、馬鈴薯は平年並み、豆類とてん菜は3日から5日ほど早い状況で、生育は「並み」から「良」となっております。

また、飼料用作物につきましても、牧草は2日、サイレージ用とうもろこしは4日早い状況であります。

今後におきましても、好天に恵まれ、各作物の順調な生育と、平年を上回る豊穰の秋を迎えられますことを心から願うとともに、収穫時などの農作業事故が無いよう願っているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月30日現在の公共工事の発注済額は、平成24年度からの繰越事業を含め17億3,785万円で、発注率にいたしますと70.9%となっております。

土木工事関係では、あかしや団地道路2号や忠類上当間線、明野6線などの道路整備のほか、幕別中央地区暗渠排水工事ならびに水道配水管布設工事などを、また、建築工事関係では、あおば団地の子育て支援施設、糠内小学校の大規模改造工事、忠類上当寿の家建設工事などの発注を終えております。

今後は、都市公園遊具改築工事や古舞保育所の増築工事等の発注を予定しており、安全な工事が遂行されるよう早期の発注と適切な工期設定に努めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第7号、専決処分した事件の報告について及び日程第5、報告第8号、専決処分した事件の報告についての2議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第7号及び報告第8号、専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います

専決処分第4号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成25年7月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成25年5月27日午前8時00分頃、幕別町字千住94番地1地先、町道千住北14号線において、車道の陥没箇所を車両が通過した際に、その衝撃によりアルミホイール2本及びフロントバンパーを損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、9万4,385円とするものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、音更町在住の男性であります。損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います

専決処分第7号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決

定及び和解について、平成25年8月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成25年6月25日午後3時40分頃、幕別町字依田375番地1地先、町道日新線において、車両が通過した際に、道路区域内の樹木が腐食により倒れ、その衝撃によりフロントガラスを損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害額及び代車費用を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。22万869円とするものであります。

4ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、以上の2件とも全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、道路管理担当職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところであります。今後このような事故が起きないように、町道の管理点検に、より一層努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号及び報告第8号を終わります。

○議長（古川 稔） 日程第6、報告第9号、平成24年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第9号、平成24年度幕別町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

この度の報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました「健全化判断比率」であります。算定項目につきましては、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標であります。

はじめに「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

次に、「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては17.8%となり、平成23年度に比べまして、2.1ポイントの減となっております。

本算定におきましては、単年度数値では15.8%と平成23年度の単年度数値に比べ2.7ポイント減少したところであり、算定対象であります平成22年度から平成24年度までの3カ年の平均値は、ご覧の算定値となったものであります。

町では、平成18年度から公債費負担適正化計画に基づき、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に進めてきたところであり、平成24年度をもちまして、目標値であります18.0%を下

回ったところであります。

この度の数値低下の主な要因につきましては、①新規町債の発行の抑制、繰上償還の実施など、財政健全化の取り組みによる「公債費の減少」及び②地方債の活用にあたって、合併特例債など普通交付税の基準財政需要額への算入率の高い、有利な地方債を中心に活用してきたことによる「普通交付税算入額の増加」であります。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては118.6%となり、平成23年度と比べまして、9.3ポイントの減となっております。

本指標につきましては、ストック指標として財政指標に加えられたものであります。数値低下の主な要因につきましては、地方債の償還額に比べ新規町債の発行を抑制してきたことによる「町債残高の減少」であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしました。各比率に対する早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第9号についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号を終わります。

日程第7、報告第10号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第11、報告第14号平成24年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第10号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第14号、平成24年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の6ページから10ページにわたってご覧をいただきたいと思います。

この度の報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりでございます。

以上、報告第10号から第14号までについての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号から報告第14号までを終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第12、承認第2号から日程第16、議案第84号までの5議件については、会議規則第39条第3

項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、承認第2号から日程第16、議案第82号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第12、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算であり、平成25年7月29日付けで行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算 第1号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ493万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,414万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページになります。

2款 事業費、2項 下水道管理費、3目 管渠維持管理費 493万5,000円の追加でございます。

先ほどの町長の行政報告でもご報告させていただきました、メン川の白濁水に係る水質調査等ではありますが、白濁の要因等を特定するため、雨水管やマンホールにおける水質調査等を実施するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

5款、1項、1目 繰越金 493万5,000円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第2号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第13、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋 副町長。

○副町長(高橋平明) 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1

項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成25年度幕別町一般会計補正予算であり、平成25年8月7日付けで行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度幕別町一般会計補正予算第2号であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,997万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,896万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページになります。

10款 教育費、3項 中学校費、3目糠内中学校屋体改築事業費1,997万6,000円の追加でございます。

本事業につきましては、本年3月の定例議会におきまして、平成24年度予算に補正予算を計上し、その全額を平成25年度に繰り越したところでありますが、本年度の建設資材費や労務単価等の高騰によりまして、繰越明許費に不足を生じる見込みとなりましたことから、本年度予算に新たに不足分の費用を追加するものであります。

年度内の完成に向け、建設工事に係る工期等を勘案いたしますと、入札等の手続きを計画どおりに着手する必要がございましたことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページになります。

20款、1項、1目繰越金1,997万6,000円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第14、議案第74号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第74号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、25ページ、議案説明資料につきましては37ページをお開きいただきたいと思います。

今回、取得いたします財産は、財務会計システムであります。

このシステムは、予算の編成、管理及び電子決裁などを行う電算総合システムであり、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

はじめに、このたびの事務の流れにつきまして、ご説明申し上げます。

取得に係る事務全般は、町が備荒資金組合から委任を受けて行うこととされております。

町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、その後に備荒資金組合と契約の相手方との売買契約の締結、町へ物品の納入、備荒資金組合から購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利

償還金を備荒資金組合に支払うというものであります。

このたび導入業者と取得金額が確定いたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得についてご提案するものであります。

現在のシステムにつきましては、平成18年4月から稼動し、本年3月で7年が経過しているため、ハードウェア、ソフトウェアとも保守の継続が難しい状況になっております。

加えて、業務端末のOSであるウインドウズXPは、来年4月に、マイクロソフト社のサポートが終了となりますことから、現在、OSをウインドウズ7に切り替える作業を進めており、それに伴い財務会計システム自体をウインドウズ7に対応させることが必要となるものであります。

契約の相手方の選定にあたりましては、導入システムが現行システムの更新であること、システムの設定及び移行作業を短期間で行わなければならないこと、さらには、移行費用の抑制を図る観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の規定に基づき現行システムの保守管理を行っているアートシステム株式会社帯広支店を導入先として決定したところであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合とアートシステム株式会社帯広支店との売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得につきまして、議決をいただこうとするものであります。

議案書をご覧いただきたいと思いますが、

財産の名称及び数量は、財務会計システム一式であります。

取得金額は、2,152万5,000円となります。

なお、来年9月から償還が開始となりますが、平成30年3月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率0.1%で計算され2,152万5,000円の元金に対し、総額4万8,422円の利子となるものであります。

取得の相手方ではありますが、札幌市中央区北4条西6丁目北海道市町村備荒資金組合組合長寺島光一郎氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は帯広市西20条南6丁目3番20アートシステム株式会社帯広支店帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、取得するシステムの納入期限につきましては、平成26年3月31日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第75号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第75号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の26ページ、議案説明資料の38ページをお開きいただきたいと思っております。

今回、取得いたします財産は、幕別町図書館3館及び移動図書館車、さらには中学校5校における蔵書情報や貸出し、返却などの利用情報を管理いたします図書館システムであります。

議案第74号でもご説明いたしましたが、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、更新整備を進めるものであります。

このたび導入業者と取得金額が確定いたしましたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得についてご提案するものであります。

現在の図書館システムにつきましては、平成18年2月の合併時に導入したもので、本年度で7年が経過し、ハードウェア、ソフトウェアとも保守の継続が難しい状況になっております。特に業務端末のOSは来年7月に、サーバのOSは平成26年7月に、マイクロソフト社のサポートが終了となります。また、データ量の増大に伴って処理速度が遅くなり業務に支障を来しておりますことから、今回、更新をすることとしたものであります。

システムの内容につきましては、説明資料にお示しをさせていただきますけれども、貸出返却システムから学校図書館システムまでの八つのソフトウェアと、これらを稼働するための機器であるサーバ類、端末類などがあります。基本的には、図書館が扱う情報を総合的に処理し、利用者にインターネットからも資料情報を提供できるシステムであります。

契約の相手方の選定にあたりましては、本システム内容が専門的かつ特殊性を有していること、また、メーカーごとに機能が異なっていること、さらには、導入価格、導入後の維持経費が異なりますことから、「公募型プロポーザルに」よる総合評価方式を採用したところでございます。

平成24年4月から本年3月にかけて、最新のシステムを把握するために、図書館においてシステムの検討会を開催し、システムに求める要件の検討を行い、仕様書案を策定してまいりました。

本年4月25日に、幕別町電子計算システム導入業者選定委員会設置要綱に基づきまして、図書館、学校教育課、企画室の職員により構成いたします「図書館システム導入業者選定委員会」を設置し、仕様書の決定から導入候補業者の選定までを行ったところであります。

5月22日にホームページ及び地元紙におきまして、公募型プロポーザルの実施について周知をいたしましたところ、4社から参加希望がございました。

株式会社システムインナカゴミ、ケープレックス・インク、株式会社アイテックソリューションズ、株式会社ズコーシャの4社であります。

いずれも「プロポーザル実施要領」に定める参加資格要件を満たしておりましたことから、(1) 提案書、(2) 個別仕様回答書、(3) ソフトウェア及びハードウェア仕様書、(4) 見積書及び積算内訳を提出していただき、第1次審査を行いました。

4社からの提案はいずれも、個別仕様の要求水準に達しており、また、提案上限額を下回っておりますことから、第1次審査を通過、第2次審査のプレゼンテーションは7月17日に実施し、各社からの提案の概要と特徴を説明していただきました。

プレゼンテーションは、7月17日に実施し、各社から提案の概要と特徴を説明していただきました。

以上の提案を受けまして、選定委員会において、個別仕様回答書評価、見積書評価、プレゼンテーション評価の三つの観点による総合評価を行った結果、システムの内容が優れており、保守を含めた総費用においても適正でありましたことから、ケープレックス・インクに決定したところであります。

以上のことから、北海道市町村備荒資金組合とケープレックス・インクとの売買契約締結に先立ち、幕別町の財産取得につきまして、議決をいたごうとするものであります。

議案書をご覧いただきたいと思いますが、財産の名称及び数量は、図書館システム一式であります。

取得金額は、2,014万4,775円となります。

なお、来年9月から償還が開始となりますが、平成30年3月までに支払う利子につきましては、今年度の借入利率0.1%で計算され、4万5,324円となるものであります。

取得の相手方ではありますが、札幌市中央区北4条西6丁目北海道市町村備荒資金組合組合長寺島光一郎氏であります。

北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、東京都新宿区内藤町1-11内藤町ビルディング7階ケープレックス・インク代表取締役及川一茂氏であります。

なお、取得するシステムの納入期限につきましては、平成26年2月28日までとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第84号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明)

議案第84号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りしました議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、糠内中学校屋内体育館改築工事(建築主体)であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成25年8月28日、藤原工業株式会社、加藤・萬和経常建設共同企業体、大野・佐藤経常建設共同企業体の3社により指名競争入札を執行いたしましたところ1億6,873万5,000円をもちまして、大野・佐藤経常建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります 札内豊町5番地26、株式会社大野建設代表取締役大野圭市氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成26年2月28日までの工事を予定しております。

当工事につきましては、建築後52年が経過し、耐力度調査で危険建物と判定されましたことから、改築工事を行うことにより、安全で安心な学校運営を行うことを目的とし実施するものであります。

追加の議案説明資料の1ページをご覧いただきたいと思います。改築後の屋内体育館を含めた学校全体の平面図となっております。

2ページは、屋内体育館の平面図となっております。3ページは、立面図となっております。

工事概要であります。既存の屋内体育館を解体し、新たに鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、平屋建て床面積707.65㎡の屋内体育館を建築するものであります。

改築後の屋体体育館については、地域住民に使っていただけるように、新たに、玄関、トイレを設置した建物となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長(古川 稔) 日程第17、認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第25、認定第9号、平成24年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、9議件を一括議題といたします。

[委員会設置、付託]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する平成24年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思いをします。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思いをします。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する平成24年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第26、陳情第9号、「原発の早期再稼働の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第9号、「原発の早期再稼働の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明8月31日から9月10日までの11日間は、休会いたしたいと思いをします。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、8月31日から9月10日までの11日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月11日、午前10時からであります。

(10:48散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第3回幕別町議会定例会
(平成25年9月11日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

19 千葉 幹雄 1 小川 純文 2 寺林 俊幸

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成25年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農業委員会会長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札内支所長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠内出張所長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 農 林 課 長 森 範康
町 民 課 長 横山義嗣 保 健 課 長 境谷美智子
商工観光課長 森 広幸 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 学校給食センター所長 坂口惣一郎
福 祉 課 長 坂野松四郎
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 千葉 幹雄 1 小川 純文 2 寺林 俊幸

議事の経過

(平成 25 年 9 月 11 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） おはようございます。

本日も気温が上がりそうですので、暑くなりましたら上着を外していただいて結構かと思えます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19 番千葉議員、1 番小川議員、2 番寺林議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。

教育委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による「平成 24 年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） これより、日程第 2、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1 点目、ごみ集積所におけるカラスなどの対策について。

住宅街のごみ集積所にカラスなどがあられ、ごみ袋の中に含まれる生ごみをあさるため、ごみが周辺に散乱している光景をしばしば見かける。町内の公区によっては、カラス対策と飛散防止のためスチール製のごみ集積箱が設置されており、被害は皆無とお聞きをしている。

一方、ごみ飛散防止ネット式の場合は、カラスなどがネットを容易に動かせるため生ごみが散乱し、周辺環境の景観を損ねるだけでなく、腐敗・悪臭など衛生面でも問題が生ずることが心配される。こうしたごみの散乱は、ごみ収集車の職員が清掃処理するとされているようですが、住民の中には見かねて自主的に清掃されている方もいるとお聞きしております。

以下、ごみ飛散防止ネット式ごみ集積所に対する何らかの手だてが必要と考え、3 点についてお伺いします。

①カラスなどによるごみ集積所の被害状況。

②町内のごみ飛散防止ネットやスチール製集積箱の設置状況。

③カラスなどによる被害対策の対応。

2点目ですが、学校給食費の滞納問題について。

学校給食は、栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒に必要な食事を提供し、また、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、さらには地場産品の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせるなど、児童生徒の心身の健全な発達によって大きな教育的意義があるものである。

一方、学校給食の未納問題が生じる背景にはさまざまな要因があると考えられるが、文部科学省の平成24年度の調査結果によると、「保護者としての責任感や規範意識」が原因であるとの回答が53.2%を占めており、学校給食を負担することに経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が少なくない状況にもあるとも受け取れる。

過日、本町の学校給食費の収納率にかかわる報道があった。それによると、平成24年度の学校給食費の収納率は89.09%で、前年度比2.54%の減少と収納率が年々悪化している実態が明らかになった。仮に、未納問題が悪化の一途をたどるようなことになれば、保護者間に不公平感が蔓延、増幅し、学校給食の制度そのものの維持が危うくなるものと考ええる。また、町財政や町民への影響も大いに懸念される場所である。未納の保護者に対して、その果たすべき責任を十分認識いただくよう、理解と協力を求める取り組みと体制づくりが急務である。

以下、お伺いします。

①滞納世帯数、滞納者数、滞納の原因、滞納者への対応。

②給食費の納入方法。

③不納欠損額、町財政への影響。

④収納率減少の原因とその対策。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「ごみ集積所におけるカラスなどの対策について」であります。

本町の一般廃棄物の収集は、各家庭からごみステーションに排出されたごみを町が委託している収集業者が回収するという方法で実施いたしておりますが、ごみステーションの設置につきましては、1ステーション当たり8戸程度の利用となるよう設置場所を町と協議の上で各公区に決めていただいております。

また、現時点におけるごみステーションの設置箇所数は、幕別地域で1,261カ所、忠類地域で243カ所の合計1,504カ所となっており、管理については利用する公区住民の皆さんにお願いをしているところであります。

ごみステーションは、地域住民の皆さんのご協力のもと、通常は衛生的に管理されておりますが、燃やせるごみの日にごみ袋の中の生ごみをカラスなどが食べようとして、ごみ袋をつつき、中のごみが散乱するなどの被害が一部の地域において見受けられるところであり、その対策には苦慮しているところであります。

ご質問の1点目、「カラスなどによるごみ集積所の被害状況について」であります。

ごみの散乱状況につきましては、収集業者から聞き取り調査をした結果、幕別市街地区では7カ所程度、札内市街地区では10カ所程度のごみステーションでカラスによるごみの散乱が見受けられるという実態を把握いたしております。

ごみステーションにごみの散乱があった場合は、収集業者がその都度清掃を行い衛生管理に努めているところではありますが、地域住民の方が自主的に清掃されている場合もあると承知しており、感謝いたしているところであります。

なお、忠類地域につきましては、市街地は全て集積箱が設置されていることから、カラスによるご

み散乱の報告事例はありません。

ご質問の2点目、「町内のごみ飛散防止ネットやスチール製集積箱の設置状況について」であります。

実地調査をした結果、幕別、札内の市街地においてごみ飛散防止ネットを利用している箇所は、おおむね700カ所であり、スチール製集積箱を設置している箇所は、398カ所となっております。

忠類地域の市街地においては、従前から集積用のかご等が81カ所全てのごみステーションに設置されております。

また、幕別地域と忠類地域の農村部では、市街地よりも収集回数が少ないことから、物置等を利用している状況であります。

ご質問の3点目、「カラスなどによる被害対策について」であります。

カラスなどによるごみの散乱については、本町だけではなく全国的な問題であります。中でも市街地においては、銃器等による捕獲が不可能であり、わなの設置場所も確保しにくいことから、生息数を減らすことは困難であると考えております。

したがいまして、基本的なカラス対策につきましては、ごみの出し方や収集方法の工夫などにより、カラスに餌となるものを与えないことが最も有効であり、継続的に取り組むことが重要であると考えているところであります。

具体的には、ごみを排出するときにごみ袋の口を強く縛り、においを遮断して、ごみ飛散防止ネットを完全に覆いかぶせ、おもりを乗せること、そしてごみが見えにくい網目の小さいネットを利用することなどが効果的と考えられますので、今後、カラスによるごみ散乱が見られる地域等に対しこれらの方法の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「学校給食費の滞納問題について」であります。

ご質問にもありますとおり、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割を担っております。

また、学校給食に係る経費につきましては、人件費をはじめ施設・設備にかかる費用は町が負担し、食材料費相当は給食費として保護者の負担により、学校給食業務を運営しているところであります。

ご質問の1点目、「滞納世帯数、滞納者数、滞納の原因、滞納者への対応について」であります。

平成24年度の滞納世帯数は133世帯、滞納世帯の児童生徒数で申し上げますと177人となっております。

滞納の原因につきましては、経済的な理由により支払いが困難な場合や、ご質問にもありますように、保護者の給食費の納付義務に対する認識の低さも大きな原因になっているものと考えているところであります。

滞納者への対応につきましては、5月から翌年3月までの11期の納期ごとに、現年分・過年度分と合わせて督促状を発布しております。

また、現年分の滞納者に対しましては、随時、電話による催告を実施しており、さらに、電話による催告後も納付されない滞納者に対しましては、臨戸訪問による徴収を実施しているところであります。

ご質問の2点目、「給食の納入方法について」であります。

納入方法につきましては、納付書により銀行や郵便局、役場、コンビニエンスストアなどの窓口で納める方法と口座振替による方法があり、平成25年度当初の納付方法の割合につきましては、窓口納付が全体の16.5%で480世帯、口座振替が68.1%で1,973世帯となっております。

また、これら以外の15.4%、446世帯につきましては、就学援助の準要保護世帯であり、校長への受領委任払いにより、実質、就学援助費から天引きという形になっております。

ご質問の3点目、「不納欠損額、町財政への影響について」であります。

平成24年度の不納欠損額につきましては、13万5,924円で3人分となっております、いずれも居所不明により不納欠損処分としたものであります。

次に、町財政への影響であります。給食費に限らず他の使用料と同様に、滞納や不納欠損が生じることは、歳入に不足を来し、その不足分は最終的には町民全体で負担することにつながるものであります。

また、滞納や不納欠損は、町民間に不公平感が募ることにもつながり、税や使用料の納入意識の低下にも影響を及ぼすこともありますことから、町財政への影響は多大であると認識いたしております。

ご質問の4点目、「収納率減少の原因とその対策について」であります。

平成24年度の収納率についてであります。現年分で96.46%と前年度の97.15%と比較し、0.69ポイントの減少、過年分で5.08%と前年度の6.08%と比較し、1ポイントの減少となっております。

収納率減少の原因についてであります。一般的には、低所得世帯につきましては、所得基準等に該当すれば、生活保護や就学援助により給食費が支払われており、それ以外の世帯につきましては、一定程度以上の収入があるということになりますので、滞納となることは通常は考えにくいところであります。

しかしながら、現状として滞納者がふえていくということは、先ほども申し上げましたが、文部科学省の調査結果にありますように、「保護者としての責任感の欠如や規範意識の低下」が一つの原因であり、経済的な理由がないにもかかわらず、納入をしていない保護者が少なくないというのが現実であろうと考えております。

対策といたしましては、電話催告や臨戸訪問をさらに強化し、学校給食の果たす役割と重要性について十分理解を求めていくことにより、給食費の納付につなげてまいりたいと考えております。

さらに、電話や臨戸訪問による催告にも応じない場合につきましては、町税や使用料など他の公金債権の徴収にかかわる町長部局とも連携をとり、法的な手段の検討も視野に入れながら対応してまいりたいと考えております。

また、滞納の原因が「保護者の経済的な問題」である場合も少なからずありますことから、納付相談等において就学援助制度等の説明や周知を十分に行うなど、制度の活用の奨励にも努めてまいります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

ごみ集積所におけるカラスなどの対策についてですが、②のところでは設置状況をお示しいただきました。幕別、札内地区ではネットの利用がおおむね700カ所、そして、スチール製集積箱は398カ所ということで、ネットの使用が多いということがわかりましたし、また忠類地域では、集積箱が設置されているためカラスの被害はないというふうにご答弁がございました。また、カラスなどと「など」と表現したわけですが、この「など」というのは猫だとかキツネなどの有害鳥獣もひっくるめて表現したわけなのですが、最近、広尾町なんかでは、ごみが原因で熊が出没ということもあるので、本町ではそういった熊の被害はないのですが、カラスの被害としてはすごく頻繁に私としては見受けられるところがあり、また燃えるごみでは黄色い袋を導入されておりますけれども、導入時は効果があったとお聞きはしているのですが、だんだんカラスも学習能力があるので、もう今となっては黄色にしても効果がないのではないかという思いもございます。

また、基本的なカラス対策をお示しいただいておりますけれども、ごみ袋の口を強く縛り、ネットをかぶせ、おもりを乗せるという方法をお示しいただいたのですが、実際のところ、このネットをカラスがずらしたり、つついたりしてごみが散乱して効果があるのかないのかということもありますし、離れたところまでごみを移動させるという光景も見受けられておまして、ご答弁の中では幕別地区7カ所、札内地区では10カ所で今のところごみの飛散が見受けられるというお話がございま

した。

それで、1点目の被害状況に関連してでありますけれども、最近カラスの大群を見かけることがありますが、このごみを原因としてカラスの数自体ふえてきているような気もするのですけれども、駆除ができないので生息数を減らすのは困難だという話もあったのですが、何かだんだんとカラスの勢力拡大しているのではないかというふうな感じもするわけなのですけれども、町としてはその辺どのように捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 今、カラスが大分ふえているのではないかというご指摘があったと思うのですが、現状としましては、ひところから見るとカラスの数は少なくなったというふうに私のほうは認識しております。

古い話になるのですが、昭和50年代のころは本町にもごみ処分場という埋立地があった関係上、カラスの大群がいたことがございました。それから見ますと、現状は大分少なくなっているというふうに思います。また被害状況につきましても、収集業者のほうに聞き取り調査はしているわけなのですが、二、三年前よりも被害の受ける箇所が少なくなったという報告も受けておりますので、カラス自体はそれほど多くないというふうには認識しております。

ただ、近年、ごみ以外ではなくてもコガネムシの幼虫をカラスがつついて食べるということもありますので、数自体は余りふえてはいないと思いますが、減ってはいないというふうには認識しております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 初め、冒頭ではカラスの個体数少なくなったというようなお話ではあったのですが、実際に住んでいて少なくなったという感覚は全然なくて、何かふえているのではないかなというような、実際に住んでいてそれは印象を受けております。とにかく、ごみをあされるような状況をつくらないということを町が努力していかなければならないことだと思いますし、ごみの散乱によって景観を損ねるのはもちろんなのですが、公衆環境衛生面で、先ほどコガネムシなんていう話もあったのですが、そういう虫が発生したり悪臭も出たり、またカラスの大群が来たりすると、ふんの被害が出て大変迷惑しているという話も聞きます。

また、キツネの徘徊も結構最近見受けられ、カラスと同様ネットだけではごみに簡単にありつけてしまうということで、エキノコックスによる汚染、そういった汚染地域にもなり得るのではないかという、カラス、キツネ被害と一様にいっても、いろんな波及してくる弊害というのも今後危険性もあり、考えられてくるのではないかと思うのですが、もう少し視野をそういう公衆衛生面のところで視野を広げて考えなくてはいけないというふうに思うのですけれども、その観点ではきちんと考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） キツネを含めましたカラス、いろいろなそういう有害鳥獣等による被害をできるだけ少なくするためには、繰り返しになりますけれども、基本的には餌を与えないようにごみがつつかれにくいように、そのようにすることがまずは基本だと思っております。ですから、これは町民の皆さんにもぜひとも励行していただきたいわけでありまして、ごみを袋に入れて排出するときに、例えば水分の多いものなんかもできるだけ水分を少ない形にして排出していただく、そのようなことによって、ごみをあさるカラス等はしにくくなっていくのではないかと考えております。

まずは、個々の皆様方がそういうごみの袋をきちんとごみを分別して、そしてよりごみの量が少なくなるように排出していただいて、そしてそれらが散乱しにくいようにしっかり縛っていただく。そしてそれをごみステーションに出していただいたときには、そのネットをしっかりとかけていただく。これはできるだけ網目の細かいネットを使っていただくとか、おもりをかけたり、そういうようなことによってカラスもキツネも荒らしにくいようにしていただくのが一番効果的なのかとは思っております。

それと、衛生的な面に関しましては、これはごみの集積ステーションが汚くなるというのは、非常にこれ衛生面で悪いことでありまして、これはやはりごみステーションを利用されている町民の皆様方にもこのステーションの衛生面でのごことにつきましてはお協力をいただいております。町としましても、もしこれがいろいろな原因で汚くなった場合につきましては、町としてもそれは対応するという姿勢であります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 衛生面では汚くなった状況であれば、町のほうで対応するというお話がございました。いろいろ縛ってネットをかけてというような方法論を、今、詳しくお示しいただいたのですけれども、いかに容易にごみをあさられる状況をつくらないようにするかというところが、やはり課題、対策、3点目の対策のところになっていくと思うのですけれども、それで、今お示しいただいたネットをかぶせてという方法では、実際のところ場所によってはやはり飛散してしまう、効果が薄いというような状況でありますので、もう少し考えなければいけないなと思うのですけれども、忠類地区では全て集積箱が設置されているということで、被害がないということでもありますので、その集積箱の設置を推奨していくという方法もあるのですけれども、これについてはいかがなのか。何かお聞きするところによると、推奨していないというふうに聞いているのですけれども、その点ちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 私のほうから答弁させていただきます。ごみ集積箱につきましては、私どものごみ回収は基本的には歩道上をごみ集積所、ごみステーションということで指定しておりまして、ごみを朝に出していただきまして、午前中にはごみを回収をいたしまして、歩道を従来の本来の形の歩行者が通る歩道ということで使っていただくようにご協力いただいているところであります。

ただ、歩道といいましても、その地域によりまして歩道の幅がいろいろありまして、最大幅の広いところで1メートル50センチぐらいの歩道と、狭いところでは50センチぐらいの歩道もあるものですから、なかなかその場所に常設のスチール製のごみ集積箱を置くということになりますと、歩行者の通行の妨げになるということが考えられます。そのような場合と、ごみ集積箱、スチール製の場合ですと、常時ごみが入っているということが見受けられることがありますので、常時そこにごみが入っているということは、先ほどの話もありましたが、衛生上好ましくないという観点もありますので、私どもとしては、歩道上でごみの集積をするという基本的なスタンスでやらせていただいております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 歩道では常設のものをつけると通行の妨げになるということですが、場所によっては結構広いスペースがあったりして、確保できる場所もあるのではないかとこのところもございまして、また、ごみを放置すると衛生面がどうたらという話あったのですけれども、それはその町民のモラルの問題であり、ルールを守っていただければよだけのことでありますので、余りそういった理由でできませんというのもちょっとおかしいのではないかとこのように思っています。

公区のほうからそういう設営をしたいという要望を出しても、何かお断りされているような状況もあるというような現状であると聞いているわけなのですけれども、そんなにかたくなに設置してはいけませんというような決めつけしていいものなのか、もう少しちょっと柔軟性を持って対応していただけないものなのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） ごみステーションのそのスチール製の物置につきましては、基本的にはだめということではなくて、推奨はしていないという立場です。基本にごみステーションにおきまして、ネット等を利用していただくのが一番いいということでもあります。

その理由につきましては、まず一つにはネットですと簡易にすぐごみをとれますので回収しやすいということ、それと一時的にごみが置かれる形になりますので、交通等の妨げになりにくいというこ

と、それと不法投棄はしにくいということ、また危険性がないというようなこと、そのようなことからネットをかけるような対策によって、ごみの集積所にごみを排出していただきたい、それが基本的なスタンスであります。

それと民地におきまして、民地の管理者がそのスチール製の物置を置くことに特に異存がなくいいということでありましたら、それは民地につきましては特に町としては異存は持っておりません。現実的に今約 400 個近くのスチール製の物置が設置されているという、これは実態でありますけれども、それは公区によりましては、どうしてもスチール製の物置でなければごみの収集がうまくいかないと、そういうようなことの事情があったりする場合につきましては、特にそれは認めているという面もありますので、かたくなにだめということではなくて、ある程度その辺はきちっとした相談に応じながら対応はしていきたいと、そのようには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういうことであれば、例えば協働のまちづくり支援事業の対象に現在なっていないと思うのですが、そういった事業のところでは何か補助を出すとか、そういったところではご検討されないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話ありましたごみの集積所の関係は、何年か前にスチール製のごみ箱の上に子供が乗って、落ちてけがをして、危険だというようなことが一度あったのです。そういったこともあって、できれば値段も安いネットのほうがより有効に活用できるのではないかと。ただ、私のところの公区もそうですし、町内会もそうですけれども、鉄工所行って何万円とする立派なやつをつけて置いてある。ただ、そんなのが全部歩道の上に置くと通行の問題もありますので、今、置いてあるほとんどのところは民地なり歩道以外のところに、そういうものを設置して活用されているのが現実かと思えます。

したがいまして、協働のまちづくりも、一方でそういうものをどんどん進めて歩道の上にもそういうものを置くことがかえって交通安全というような面からすると問題があるのではないかというようなことで、今、対象にはなっていないというふうには聞いております。ただ、現実的な問題から今いますと、民地でもそういうところがあるわけですから、それらは今後協働のまちづくりの事業の中にそういったものも対象にできるかどうかは、検討させていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 費用面等では、費用がそれなりにかかってくると思うのですが、一度設置してしまえば長く使えますし、メンテナンスもさびどめを塗る程度で済むということで、町の考えとしては結構悪いもののように見ているのですが、私はよいものとして見ておりまして、少し柔軟に考えていただきたいなど、意見だけは申し上げておきたいと思えます。

それで、集積箱の代用になるような成功事例が新聞紙上に掲載されておりまして、ご存じかと思うのですが、帯広市で考案されたカラスよけサークルですが、ごみの飛散がなくなり使いやすい、コンパクトに折りたたむというふうな好評を得ておりまして、市としては市内全域で普及したいと考えているようです。材料は 100 円ショップ等でそろえることができ、組み立てが必要にはなるのですが、費用面では約 2,000 円、少し余談になりますが、もと元六中の校舎で障害者が通所されているようで、そこに受注し製作をしてもらって 3,000 円程度ということで、比較的数千円と安価ではあるが効果があるというものなのですけれども、それこそ協働のまちづくり支援事業の内容を見ますと、ネットの購入に係る経費は補助は出るのですが、詳しく内容を見ますと、ネットの代用品としての金網やネットに結ぶおもりも対象とするとなっているのですが、こういったカラスよけサークルを製作した場合の費用については、このまちづくり支援事業の対象になるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） この対象にするかどうかというのは、当初の制度発足時から町内 12 名の公区

長さんのご意見をいただきながら、その中でご協議をいただいて決定をしてきております。

この金網についても、今、帯広市で推奨されているようなカラスよけサークル用のいわゆる金網というものを想定していたのではなくて、ナイロン製やプラスチック製の金網ではなくて薄い、本当にその何ていいますかね、金網を代用として使えないかという要望を過去にいただいて、それらも対象としてはどうかという考え方を示された中で決定してきたことでありますので、このカラスよけサークルは、町としても有効だということで判断に立った段階では、この検討委員会の中に諮った上で、きちっと位置づけをしてから対応しなければならないのではないかと考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今の時点では検討していただけるという考えではあるのですか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 帯広式のカラスよけサークルというのは、皆さんご存じのことと思いますけれども、去年から帯広が試験的に始めたということで、ことしが2年目を迎えているそうです。

帯広市のほうでは、今はまだ試験的な実証段階であるというようなことでお聞きしております、それらのことも含めまして町としましては有効なのかどうなのか、そういうものは今後十分研究して、それについて取り入れるかどうかともあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 研究していただけるということですので、市のところで研究していただきたいと思います。その使い勝手のところでやっぱり市では好評を得ているようなのですが、本町としても使ってみないと、そのよさ、悪さというのはわからないところもあるので、本町としてもそういったものを、被害で困っているというような公区で試しに使っていただいて、モデル公区みたいな形でやっていただいて、本当に効果があるのだと実感し実証されれば、やはり町としても積極的にお勧めできるのではないかと思いますので、そのように試行的にやってみるというお考えはあるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 試行的にやってみるかどうかとも含めまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういったサークル等やまたさらにはもっといい方法はないのかというところで、きちんと町民課のほうでアンテナを張って、日々情報収集、いろいろ調査して、これからも努力は怠らないでいただきたいと思います。本当にカラスは学習能力が高くて、以前からカラス対人間の戦いというのは続いているのですけれども、その戦いに早く終止符を打って被害がなくなるように、さらなるご努力、ご精進に努めていただきたいと思います。

2点目の学校給食費の滞納問題についてですが、滞納世帯数 133 世帯、滞納者数 177 人、そして不納欠損額 13 万 5,924 円というふうにお示しをいただいたわけなのですが、答弁の中に未納額というのがなかったわけなのですが、累計や今年度は幾らぐらいになっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 未納額ということですが、平成 24 年度、現年分が 501 万 5,360 円、過年分が 1,181 万 5,878 円、合計で 1,683 万 1,238 円となっております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 合計で一千六百八十何万円という大きい数字になってきているのですけれども、何とか歯どめをきかさなければいけない、対策をとらなければいけないなというふうに感じてはいるのですが、まず滞納者のところで、新たな動きとして中札内の高等養護学校幕別分校が開校されました、生徒及び先生方に給食が提供されておりますけれども、今後のこともありますのでお聞きしますけれども、幕別分校での給食費の収納状況、滞納している状況はないか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 中札内高等養護学校幕別分校につきましては、学期ごとに給食費をいただくことになっておりまして、1学期が経過したというところであります。生徒が7人、教員が12人ということで19食提供させていただいておりますけれども、完納していただいております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 完納しているということなのですが、一番気になる点は、低所得世帯の滞納のということなのですが、就学援助を受けている世帯、それについては校長への受領委任払いをしているということで、手続上不備がなければ滞納はないというふうには思うのですが、就学援助世帯では、一応聞きますけれども、滞納はないのか、また生活保護の世帯での未納の状況はないのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 就学援助、準要保護世帯につきましては、今お話ありましたように、校長が受領委任払いをしておりますので、滞納はありません。ただ、生保世帯につきましては、直接、生保世帯にお金が入るということになりまして、残念ながら4世帯5人ほど滞納がございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 就学援助についてはきちんとした手続をとって、今後も引き続き滞納のないよう徹底していただきたいとお伝えしたいのですが、生保の4世帯5人というのは、これはこういったことが起こる自体おかしいのではないかというふうに、すごい疑問が湧いてくるのですが、国から教育扶助としてきちんと給食費出ているわけですし、保障されているのに、なぜこんなことが起きるのかという。滞納する側のモラルも問われると言いたいところでもあるのですが、教育委員会としてもきちんと対応していない、怠慢ではないかという、そういうぐらいのレベルではないかと思うのですが、どうしてこういうことが起きてしまったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これは小島議員おっしゃるとおり、給食費に関して言いますと、低所得の方はそれなりの措置がされている。ですから、所得生保基準の1.3倍を超える方については、所得が低いと言いつつも、給食費が払えない状況かという、恐らく払えるだろうと。中には、その時々収入が安定しなくてどうしても払えないという、そういう時期、場面というのはあるかと思っておりますけれども、そんな大きな負担ではないというふうに私も捉えております。

したがって、給食の持つ性格、意義、役割といったものを十分我々お伝えをして、理解をもらった上で納めていただくと、そういった努力もこれまで足りなかったのだろうなという反省もしておりますので、今後その辺のところを訴えながら、さらに徴収方策についても種々検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 本当に努力に努めていただきたいと思っております。滞納の原因のところ、保護者の経済的理由というのが挙げられておりましたけれども、しかしながら、④の収納率減少の原因のところでは、生保や就学援助では給食費が支払われ、それ以外の世帯では一定以上の収入があるので滞納は考えにくいというふうな答弁になっているのですが、これ矛盾していると思うのですが、どういうことでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今、申し上げたとおりで、低所得者につきましては、生活保護あるいは準要保護に当たる世帯、これは生保世帯の1.3倍までが措置されます。それを超える方については、ある程度給食費の負担能力があるだろうというふうに捉えておりますので、そんなに経済的理由によって納められないということはないのでなからうかというふうに、そういうふうな認識を持っております。

ただ、その時々、その判定というのは前年の所得によって行いますから、ところがことしに入って

どうも自営業で調子が悪くなったとか、あるいは会社の経営が傾いて給与が下がってしまった、そういったケースもありますので、そういう場合はどうしても納められないという事態が生じてくるのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 一時的に収入が落ちてという話だったと思うのですが、主に経済的理由ではやはりないということだと思います。冒頭で申し上げた文科省の調査結果でも出ておりますけれども、保護者の責任感や規範意識、その意識というかモラルの低下が一番の原因かと思われま。

都市部なんかでは、給食費の滞納問題が随分深刻化しております、報道等によりますと、外車に乗っているのだけれども、乗ったりして家計に十分余裕があっても滞納している、そんな人もいたり、義務教育なのだから払わなくていいみたいな感覚の保護者もいるようなのですけれども、本町としてはそういう意識の低下というのが広がっていかないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思

います。また、滞納者への対応としては、現状では電話対応し、電話でだめだったら臨戸訪問というような手法をとっているかと思うのですが、答弁の中に人員のことが何も触れられていなくて、どうなのだろうと思ったのですが、聞いたところによりますと、センターの所長さん、係長の2人体制でこういった滞納者への対応を行っているということで、しかも、その業務内容のふたをあけてみると、早朝から現場の仕事をやったり事務の仕事もやったり、いろいろと兼務をしていて、なかなか給食費滞納者の対応をするという時間がとれなかったり、力を入れられなかったりというようなことも聞いております。そして、今現在133世帯も滞納者ふえておりますので、なかなか100も超えてしまうと対応し切れない、手が回らないのではないかと思うところなのですが、そこで人員ふやしたり、いろいろ考えなければならぬのかなという気もするのですが、それちょっと4点目の対策のところ、お話ししたいのですが、現状で電話対応しているところで、どの程度の頻度で電話をかけているのか、また、昼間はご自宅にいらっしゃらなかったりするので、夜とかも電話かけていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 今、電話催告の関係の実施頻度ということなのですが、督促状を発付してから約3カ月未納、ある者に対して電話催告をしております。件数的には大体130世帯対象いるわけなのですが、3カ月に1回ということで不在等もありまして、全件はなかなかかけ切れないということで、約3分の1の件数となっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 電話では結構毎日毎日かけ続けると、かなり相手に精神的な圧力をかけられるという効果的な部分もあるかと思うのですが、夜とかは、夜間はかけたりしているのですか。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 当然日中については不在ですので、電話については夜間大体6時から8時ぐらいの時間帯にかけております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 夜もきちんと対応をとっているということなのですが、やはり2人の体制だと日中も勤務して夜もとなると、かなり大変な業務になっていると思います。4点目の対策のところでお話ししたいと思いますけれども、滞納者への対応のところ、居所不明で不納欠損額が出ているというようなご答弁がございましたが、特に卒業したりなんかしたら、かなり収納難しくなるのではないかと思います。かなり意識がもともと低下しているところへ、さらに追い打ちをかけるような形になるかと思うのですが、卒業後の滞納者への対応はどのようにしているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 卒業した生徒に対しても、現在、在学している児童生徒と同じような形で電話または臨戸訪問等を実施しております。ただ、卒業してしまうと、なかなかさらに意識が低くなるということで、なるべく在校しているうちに対応したいと考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） やはり卒業するまでが勝負というふうな感じで、きちんと対応に当たっていただきたいと思います。

給食費の納入方法についてですが、窓口 16.5%、口座振替 68.1%、就学援助世帯 15.4%ということで、現状では口座引きを利用するよう、周知方法としては給食日よりなんかに載せてお勧めしているというふうにお聞きはしているのですけれども、ただ、口座引きでも残高がなければ引き落とせないわけで、悪気がない場合も当然あるのですけれども、故意でやろうと思えばやれると思いますので、本当に給食費を払う気がなく、残高不足の状態にもやろうと思えばできるので、もっと確実な方法ないかなというふうに考えた場合、こども課の管轄になってしまうのですけれども、児童手当からの天引き、これは何か確実な方法ではないかと思いました。同意書を書いてもらう必要がございますけれども、この納入方法のパーセンテージでいくと、恐らく利用、現在ただいま児童手当から天引きという保護者がいないと思うのですけれども、こういう取り組みについてどうお考えなのか、給食日よりとかでも実際お知らせしているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 児童手当からの天引きということでありまして、実際にやっているところもあります。帯広市も記事になっておりました。全体で何食いるかわかりませんが、44世帯49人というようなことがそんな状況で、余り比率からいうと多くないかと、恐らく1%もいるのかどうなのかという感じがしますけれども、ただこれはあくまでも保護者が同意すれば可能なわけでありまして、しかも、確実に入ってくる手段ということでもありますので、これまで周知したことはありますけれども、十分でなかったということがあります。給食日よりであったり、学校日よりであったり、そういう中でこういう方法もありますよといったことについては、周知をできたいなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 導入も少しは考えていただけるといってはありますけれども、給食費の金額試算してみたのですけれども、1食分の自己負担額188円から280円ということで、月に4,000円から6,000円ということになるのですが、児童手当からちょうど引くことが可能な金額となっておりますので、できれば入学時から保護者にもお知らせして、早々同意書をいただく。そういった流れをつくっていくと、なおさら効果的ではないのかなというふうに思います。ある意味、そういう児童手当から天引きすれば、そういったことを徹底させて定着させれば、おのずと滞納者はなくなるのではないかなというふうに感じております。

また、最後の4点目の対策でありますけれども、先ほど申し上げたように人員が2人の体制で兼務している業務もあるということで、何か人員が少ないのではないかなというふうな感じは、印象は受けるのですけれども、専門の徴収員を雇うとか、そういったことは今の時点では考えられていないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 徴収体制についてでありますけれども、実は第3次行政改革大綱の推進計画の中では、平成23年、24、25、26、27の5か年の推進計画の中で、最終着地点が28年4月1日ということになりましようけれども、税務課の中に、税外収入も含めた徴収部門の一元化を図るという位置づけがされておりますので、それとの調整をどうしていくかということが今後課題になります。ただ、今の徴収状況を放置しておくということにはなりませんので、徴収部局とも打ち合わせをさせていただきながら、その行革の実行をいつしていくのかということを協議して、それがかなり先になる、あるいはそれが未定であるということになれば、給食センター独自で徴収体制の構築をしなければなら

ないのだろうなというふうに思っておりますし、体制のほかにも保護者に対する啓発についても、いろいろ工夫していかなければならない、これは学校の協力を得る、あるいはPTAを協力を得るということも必要ですし、今、現有勢力での教育委員会事務局体制も含めた徴収月間、強調月間という、そういったものを設定することによって、全体での徴収も考えなければならぬというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 内部で十分ご検討いただき、早急に対応していただきたいと思っております。

電話や臨戸訪問に応じなければ、町長部局と連携し、法的な手段の検討も視野に入れるというようなご答弁ありましたが、実際この滞納すると、今、結構自治体でも簡易裁判所に申し立てて差し押さえみたいなの、そういった手段に踏み切っている、そういった手段をとる自治体も問題が深刻化している、そういった手段も否めないというところもあったり、また悪質な滞納者には住所氏名を公表したり、行政サービスを停止したりする、それを認める条例を道内の芦別市ではそういった条例も可決されたりして、いろいろな一見ちょっと厳しいかなと思えるようなことも、そういったことも踏み切っているような状況ではあります。

保護者に一步踏み込んだお知らせとして、そういった悪質な滞納の方は裁判所に申し立てしますよとか、そういったお知らせといいますか、明記した配布物、実際、裁判をやるかどうかはあれなのですけれども、そういった厳しい対応も、態度というか、必要ではないかと思うのですが、そういった配布物に明記したりとか対応は、今、考えられているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 他の使用料等との均衡というものもありますし、保護者が受ける印象、かえって感情的になるというようなこともあります。まずは、今、来年に向けて、あるいは今すぐできることを含めて、徴収体制なり徴収方法、周知方法、これをまずは構築した上で、その中で仕事を進めていく中で、どうしても強行に納めないと、お金がありながら納めないとの方については、強制執行なども視野に入れながら、周知するというのではなくて、視野に入れながら取り組みを進めたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） あと、PTAの協力というの、滞納の防止につながるのではないかなと思うのですけれども、保護者間の間で啓発活動みたいなPTA活動としてできないのか、今はやっていないのかなと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） これ、具体的にまだPTA連合会あるいは個々の学校のPTAの役員さんにお話をしているわけではありませんが、町には校長会というのが組織がありまして、校長会の会長にそういったPTAの協力というのはとれるでしょうかという打診をしまして、恐らくとれるであろうというお話を伺っておりますので、今後の取り組みとしてというか、これはすぐにできることですので、すぐにでもPTAの協力を得られるのであれば、PTAの協力の中で啓発というのですか、給食の大切さ、そして給食費は納めますというような意識の浸透を図ればなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

今、最後にですけれども、物価が上昇してきておりますし、また消費増税も10月初めに増税するかどうか決定される予定ではあるのですけれども、そういった物価の上昇、増税ということで物の値段が上がっていきましたら、それは給食費のほうに反映させる、給食費が上がるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 給食費の性格は、材料費をいただいているということでありますので、これが上がってくると、当然給食費をいかにしていくかということに影響してくるかなというふうに思いま

す。また、消費税についても上がればどうしようかという課題が生じてまいります。これらについては、十勝管内教育委員会連絡協議会の中に教育長部会というのがあります、その中で情報収集をし、お互いに意見交換をしながらどういう対応をとっていきましょうかということになっておりますので、今後の推移を見定めながら対応をしてみたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 給食費が上がり、滞納問題自体ももし改善されなければ、さらに町財政の負担というのがふえていくと思うのですけれども、もちろん住民サービスのほうにも影響してきますので、十分対応強化していただきたいと思います。

そして何より良識を持って真面目に給食費を納めている保護者から見れば、この滞納問題は不公平、理不尽さを感じざるを得ない状況でありますので、保護者間でもしそういった不満の思いが広まってしまうと、收拾つかなくなる危険性も秘めておりますので、給食費は税金という名目ではないのかもしれないのですけれども、税金と同じような、そういった認識で厳しい目でもって今後取り組みを強化していただきたいと思ひますし、収納率を必ず向上させるというきちんと結果、成果を出していただきたいと強く強く申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、職員の再任用の町の考え方につきましてお伺いをいたします。

平成25年度に60歳定年退職となる職員から、退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられる。60歳で退職する職員の無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続が図られる必要があると考えられます。しかしながら、再任用を進めると、新規採用の枠を少なくすることを考えないと、財政面から人件費が膨らみ、財政の硬直化につながるものが心配されます。

国家公務員は、平成25年3月に再任用制度を閣議決定し対応する考えです。町はどう対応するのか質問をいたします。

1、現在、幕別町職員の再任用に関する条例がありますが、変更せずに対応できるのか。これまで条例に基づいて対応した事例はあるのか。実施しなかったとしたら、その理由は。お伺いいたします。

2、民間の状況等を踏まえ、民間への周知、民間も同様に実施できる環境整備は。役場職員だけが優遇されている感はよろしくないと考えるところであります。また、現在、嘱託などで民間を退職した人を採用しているが、再任用の関係で民間人の採用を少なくすると、行き場のなくなる人も出てくると考えるが、その調整は。

3、役場は地域では大きな企業。新卒採用は雇用環境からも重要であります。新規採用と再任用との両立に対する対策は。

4、再任用職員の勤務内容、勤務体制並びに待遇（給与、手当、休暇等）、福利厚生面の考え方は。以上、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「職員の再任用の考え方について」であります。

再任用制度につきましては、平成13年4月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられたこと

に伴い、雇用と年金の連携により 60 歳代前半の生活を支えるとともに、公務部門においても高齢職員の長年培った能力、経験を発揮できる体制整備を図る必要があることから、国家公務員法と地方公務員法の改正を経て、導入された制度であります。

また、平成 26 年度からは、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 60 歳から 65 歳に引き上げられることに伴い、本年 3 月、国は国家公務員の雇用と年金の接続について、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用することを閣議決定したところであります。

あわせて、国は地方公共団体に対しても、この閣議決定の趣旨を踏まえ、同様の措置を講じるよう要請しているところであり、本町といたしましても、来年度から対応する方向で準備作業を進めているところであります。

ご質問の 1 点目、「条例改正の必要性と事例について」であります。

本町の再任用につきましては、平成 13 年 12 月に「幕別町職員の再任用に関する条例」を制定し、円滑な制度導入に向けて、規定の整備を行ったところであり、来年度の制度運用に向けても、取扱要綱で定めている規定を除き、既存の制度の中で対応できますことから、条例改正は必要ないものと考えております。

次に、事例についてであります。過去において実際の運用に至った事例はありませんが、その理由といたしましては、本年度までは、公的年金が満額ではないにしろ支給されており、無収入となる期間が生じていないこと、また、国においては、平成 21 年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の定年延長が検討されていたため、その動向を注視していたことなどが主なものであります。

ご質問の 2 点目、「民間への周知と嘱託職員など民間人雇用への影響について」であります。

初めに民間の状況であります。民間企業につきましては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、65 歳までの雇用の確保のために、「定年制の廃止」「定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずることが義務づけられております。

さらに、本年 4 月からは、定年者の継続雇用の対象者を限定できる仕組みの廃止や、義務に違反した企業の公表規定の導入などの改正がなされたところであります。

これに伴い、国においては、高年齢者を継続雇用するための環境整備の措置を実施した企業に対し、それらに要した費用の一部を助成する制度を設けており、加えて、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」においては、各都道府県に支援センターを設置し、企業の高年齢者の雇用における相談や支援を行っております。

これらの制度、支援等につきましては、国のホームページやハローワークの窓口、パンフレット等により周知が図られておりますが、町においても、今後、ホームページ等を通じて、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、同法では、常時雇用する労働者が 31 人以上の企業は毎年、高年齢者等の雇用の状況を厚生労働大臣に報告することが義務づけられており、平成 24 年 6 月 1 日現在の集計結果によりますと、道内では 5,450 社中、約 95% に当たる 5,169 社、管内では 314 社中、約 94% に当たる 295 社が高年齢者等の雇用確保に関する措置を実施済みであるという結果になっており、高年齢者の雇用については民間企業が先行している現状にあります。

次に、期間を限って採用しております町の嘱託職員などへの影響であります。再任用を実施するに当たっては、その職員を配置するポストの準備が必要であり、既存の正職員のポストや新たなポスト、あるいは嘱託職員など臨時職員のポストなどの選択肢が考えられます。

来年度の実施に向けて、現段階では具体的なポストは決定してはおりませんが、ご質問にありますように、例えば、現在の嘱託職員のポストに再任用職員を充てた場合、民間の方の雇用の場に影響が出てくることも想定されます。

そうしたことから、できる限り影響が少なくなるよう努めてまいりたいと考えておりますが、難しい面があることもご理解をいただきたいと思います。

ご質問の3点目、「新規採用と再任用の両立について」であります。

新規採用と再任用の関係につきましては、先ほどのポストとの関係もありますが、既存の正職員のポストに再任用職員を充てた場合、一方では、新規採用職員の抑制につながってしまうということが想定されるところであります。

しかしながら、再任用は退職職員の無収入期間の発生を排除することのみならず、近年の大量退職、それに伴う大量採用の中にあつて、高齢職員の長年培った能力や経験を継続的に活用し、後進に継承していく意味合いからも有効な手だてであろうと考えております。

そうしたことから、退職者数と新規採用者数などの定員管理、職員の年齢構成、人件費などの財政運営に与える影響、あるいは先ほどの嘱託職員などとのバランスを総合的に勘案しながら進めていくべきものと考えております。

ご質問の4点目、「再任用職員の勤務内容等について」であります。

地方公務員の給与等につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員に準じて定めることが基本となっており、再任用職員にあつても同様であると考えておりますことから、現行の再任用制度においても、基本的には国家公務員や北海道職員に準じて、勤務条件等を定めているところであります。

職務内容につきましては、定年前の職員と同様の業務であり、一週間の勤務時間についても、基本的には定年前の職員と同様の38時間45分となっており、本人が希望する場合には、週15時間30分から31時間までの範囲内の短時間勤務も認められるものであります。

給料月額につきましては、給料表の再任用職員の欄に掲げる1級から6級までの額のうち、再任用後の職務に応じて決定された額であります。短時間勤務職員については勤務時間に比例した額となっております。

また、諸手当につきましては、扶養手当や住居手当、寒冷地手当を除いた通勤手当、時間外勤務手当、2.1カ月分の期末勤勉手当を支給すると定めております。

年次有給休暇は、定年前の職員同様の年20日としておりますが、短時間勤務職員は、勤務時間数に比例した日数としております。

その他、守秘義務などの地方公務員法で定められている服務に関する規定についても、定年前の職員と同様に適用されるものであります。

また、再任用職員の医療保険につきましては、引き続き共済組合員の扱いとなりますことから、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付が適用されますが、短時間勤務職員は共済組合に加入できないこととなっており、共済組合の任意継続組合員、あるいは社会保険や国民健康保険への加入が必要となっております。

いずれにいたしましても、再任用制度の具体的な運用につきましては、現在検討中であり、来年度からの実施に向けて、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 再任用の町の考え方をお伺いすることについては、これは公務員また民間含めて高齢化をしておるという状況で、雇用の確保を図らなければならない。民間のほうではご答弁にありましたように、先行してことしの4月から高齢者の雇用安定法の改正があり施行されまして、対応を進められておるというふうなことであります。このことに関しましては、広域の事務組合の職員もそうですし、また教育委員会、町職員にもかかわってくることでありまして、ある意味では雇用全般における大きな問題であるわけでありまして、そのところでまず町としての考えをお伺いしたいということで、質問をさせていただいたところでもあります。

現段階で、来年度から対応するというので準備をされていらっしゃるということで、もう準備をされていらっしゃるのだろうかというふうな、どういう状況になっているのだろうかという思いで質問させていただいたところでもあります。

私の思いのところでは、もう準備が終わっていなければならない段階ではないのかなと。具体的にそのことがきちっと固められて、進められていくという段階ではないのかなと思っておるところであります。どうぞ、その準備につきましては進めていただきたいと思うのでありますが、条例改正の必要はないということで、いわゆる国から出ました内容の中にも、現のその規則につきましてはそのまま置いて、いわゆる具体的なところで変えなければならぬところは変えなければならぬだろうというふうな指摘がされております。例えば、再任用の期間の末日はということで、案として国のほうから地方公務員に対する出されておる資料のところでは、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までは61歳、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの人は62歳というような形で、段階に年金の形が引き上げられていくというふうなところについては、きちっとこの間は再任用をしていくというふうな、いわゆる規則が必要ではないのかという内容につきましては検討されていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられましたように、来年度に向けての準備は進めているわけでありませうけれども、一番の問題は、いわゆる希望者をどういうポストへ張りつけるかというところが問題でありますので、先ほどの答弁でも申し上げましたように、今いる職員が退職して、その分を全部新人で補充すると新たなポストを六つなり八つつくらなければならぬなくなる。

実は、来年度の定年退職者が13名おります。このうち再任用を希望しておりますのが8名。ですからこれ、八つのポストをつくらなければならぬわけでありませうけれども、それをいかに持つていくか、どういうポストを持つていくか。先ほどの嘱託職員が、今任用しているところがいいのか、あるいは引き続き正職の部分でそのポストを与えるか。そういったことも含めながら、今、作業しておりますので、これはまだ来年定年される方にも、どこがどうだということまでは言っておりませうので、これらも含めながら早急に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 民間の高年齢者、雇用の安定法、改正法の中では、やはりその無年金になる期間はきちっと再任用をしていくということが書かれてありまして、いわゆる条例のほかの部分での規則のところでありませうけれども、そういうところの確認をしたかったことでありました。

町長からご答弁がありまして、町職に対する説明があったのか、そして希望者が何人いらっしゃるのかということをお伺いしようと思ったのでありますが、前もってご答弁いただいたことでありまして、8名の希望者がいらっしゃるということで、いわゆる今までの再任用の条例の形はありましたけれども、いわゆる今回国のほうで変えていかれようとするところで、町で変えていくのだというふうな形のところで説明は町職員にはされたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今までもそうですけれども、来年度に定年退職を迎える方には、5月いっぱいまでに再任用の希望があるかどうかの調査を行います。そこで定年退職される方から再任用の希望を取りまとめて、その段階で来年度からはこういう事情で進めて、希望者については再任用の道があるというようなことの説明は行っておりますけれども、先ほど言いましたように、具体的にどういうポストがあるからどうだという段階には、まだいっていないというのが実情です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 確認をさせていただきました。民間に対する周知ということでお伺いしておりますが、いわゆる先ほど申し上げました高年齢者に対する安定法の改正法におきましては、ご答弁ありましたように、31人以上の企業につきましてとういうふうなことであります。

その他、いわゆる幕別町に起きましても少人数の企業、会社がたくさんあるかと思うことですが、そういういわゆる民間の雇用環境につきましても、やはり町のほうで率先して再任用していく中で、きちっと民間の町会社企業の方々にもいわゆる社会としてのありようというものを進めていく必要があるかと思いますが、ホームページ等で進めていくということですが、具体的に

はどういうふうなお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、実態としては民間のほうが先行している状況でございます。再任用という形ではなくて、雇用の継続あるいは定年延長という形で、民間が先行している状況にあるというのは私どもは感じております。ただそれが町内の、例えば小規模の事業所でどのぐらい行われているかということの把握はまだ現在行っておりませんが、今後の調査等の中でそういったことも調査をしたいというふうに考えておりますし、さらには事業所さんは、既に雇用の延長ですとか定年制の延長というのは既にもう実態としてやっているのだらうなという実感を持っていますので、そういったことに対する周知も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） そのとおりでございまして、役場が進めていく以上、民間のことにつきましても並行して啓蒙をしていただきたいなと思うところであります。

いわゆるポストの問題でございますが、国家公務員のところでのいわゆる「職務の在り方」というところで、「再任用制度の下、意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備するほか、受入れ側のニーズを踏まえつつ人事交流機会の拡大を図るなど公務内外の分野での複線型人事管理を進めていくこととする」というふうな、それが国家公務員の法のところの規定であります。いわゆる外との交流を持ちながら、どういう形で雇用の確保をしていくのか。

あと先ほど、例えば小島さんの質問にありましたように、給食費の滞納者に対するいわゆる対応であるとか、また私が思いますのは専門職ですね。例えば、今、町で大きな課題となっております防災の問題だとか、あと定住の問題だとか、あと観光物産の問題だとか、そして高齢者のコミュニティの問題であるとか、さまざまな形で政策は進めていらっしゃるのですが、具体的な動きをなすために、そういういわゆる専門的なポストのようなものを設けながら、まちづくりを前向きに進めていくふうな方向がないだろうか。例えば、北海道の地域防災マスターというのが、いわゆる研修会がありまして、防災マスターになって活動していらっしゃる人がいらっしゃると。これはやっぱり地域のそういう指導者として、町の防災に努めていくというふうなこともあります。やっぱり観光物産、忠類の道の駅、インターが来ます。やはり別枠で観光物産にかかわって、専門的に活動するそういう人材が必要でなかろうかと。そういうふうな形で、今後の町の課題について専門的な知識また経験を持った方々が、そのいわゆる経験を発揮できるような形のそのポストづくりというふうなものが必要でなかろうかなと思うわけですが、そういうことは今考えていらっしゃるのでしょうか。以上、私の考えとして申し上げておきたいなと思うところであります。

あと、新規採用の件と、そして再任用のバランスであります。職員定数もかかわってくる話になってきます。その辺のところの職員定数にかかわるところでの扱いと申しますか、振り分けと申しますか、どのような制度でされていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけれども、再任用と言いつつも、これは町の職員定数に加えられるわけですから、先ほども言いましたように、10人退職して10人新規採用したら、再任用された10人分が定数ふえてしまうわけですから、そうかといって10人再任用したから新規採用はゼロでいいのかといたら、これは当然そういうことはあり得ない。その辺のバランスをとっていかなければならないのではないかと申すことは、当然これから出てくる問題だというふうに思っております。

それともう一つは、先ほど言ったように2歳刻みで1年、2年、3年、4年と伸びていきますから、ことし、来年退職する人は通常でいくと1年間の任用期間になります。ところが、その後になると2年、3年、4年と伸びてきますと、今ちょっと試算しただけでは最大では26人だかを再任用しなければならなくなったときに、本当に定数が今のままで間に合い切れるのかというような問題な

んかもありますし、もう一つ26のポストを用意するということが可能なかどうかといった問題だとか、それからせっかく専門職を持ちながらも1年任用したらもう終わりですから、次の人ということになってくると、例えば町の仕事であそこの仕事をやってくれ、ここの仕事をお願いしても、何だ1年たったらもう仕事終えたらいなくなるのか、せっかく専門的な人が来てくれたのに次は違うのか、いろんな問題だとか課題があるのだらうというふうに思っております。そういったことも含めながら、今、来年度新たな制度としてスタートするわけですけれども、これらのいろんな課題を整理しながら、町としても対応していくことが大切なのだらうなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 先ほど答弁にありました、フルタイムの場合と短時間勤務の場合がありまして、これにかかわりましては福利厚生の方でも違いが出てくるというふうなご答弁がありました。

私の思い違いなのかどうか知りませんが、いわゆる時間によって短時間勤務の任用につきましては、いわゆる定数に入らないというふうな、私はそのような確認をしておるところでありまして、それがそうなのかどうか、ちょっとわからないのでありますけれども、もし職員定数にかかわらない形でありましたら、新規採用の部分とできるだけフルタイムがいいのしょうけれども、多くなってくる場合はなかなかそうもいかんのだらうということで、その職員定数に入らないということなのであれば、その辺のところを勘案をしていくような方向性と申しますのが出されていくのではないかと思いますのであります。どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 短時間勤務の場合につきましては、定数の中にカウントされませんので定数外の職員という考え方になりますから、先ほど申しましたように共済組合にも加入できないということにもなります。ただ、先ほど町長が申しましたように、希望をとる際に、短時間勤務を希望するのかフルタイム勤務を希望するのかということで希望調査を行いますので、その際にどちらかというフルタイムの希望の方が多い。なるべくその希望には応えてあげたいという考え方をしております。ただ、場合によっては芳滝議員のおっしゃるように、定数の問題もございまして、短時間勤務で勤務についていただくという可能性がないわけではないというのをご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 町のいわゆる行財政改革を推進中でありまして、財政にも大きくかかわってくる問題であります。さまざまな広範囲なところでの再任用については課題があるらうかと思うことであります。準備を進められるということですので、それ以上のことは申し上げられませんが、本当はもう準備が終わっているような段階ではなかろうかなというふうに思うことでありまして、早急にそういうさまざまな、例えば財政的な問題からのそういう面から、あと職員定数の問題の面、あと町長のおっしゃられましたポストの問題、あといわゆる専門職として生かしていける、そういうまちづくりに貢献できるような形があるのかないのか、さまざまなそのところでご協力をいただきまして、早急にある程度取りまとめをしていただければなと思うことでありまして、申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：48 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、質問させていただきます。

後世に悔いを残さないために、TPP 参加撤退を求めて町民ぐるみの運動をであります。

政府は7月23日にTPP協議に正式参加いたしました。これに抗議して、札幌では同じ日に抗議集会が持たれ、本町からの参加者を含め全道から7,000人が参加して道民の総意が示されたところであります。

TPP交渉参加後の本格交渉となる第19回会合が、8月22日から参加国であるブルネイで行われました。

第19回会合では、前回会合で予定になかった閣僚会合がアメリカの強い要求で急遽開かれ、オーストラリア、チリ、ペルーの閣僚は参加していませんでしたけれども、23日、年内妥結をうたった共同声明を発表いたしました。来年秋の中間選挙をにらんで、実績づくりを急いだアメリカ・オバマ政権の強い意向を反映したものとされています。しかし、守るべきものは守るとしている日本政府が、年内決着にこだわるなら交渉の機会のごく限られており、農産5品目の関税死守を初め、昨年の自民党の総選挙公約である6項目など望むべくもありません。

交渉参加の条件として、日本政府が交渉各国との間で秘密保護に関する書簡を交換したため、交渉内容が一切公表されておられません。産業や暮らしに大きな影響を与え、この国の形を変えてしまう重大な協定が政府のごく一部で決められることを許してはならないと思います。自民党の中からさえ、秘密交渉に不満の声が吹き出しているではありませんか。国益を守る保障のないまま年内妥結に突き進もうとする情勢に置かれております今、それを許さない最大限の努力が求められていると考えます。

そこで次の点について伺います。

一つ、政府のTPP参加の進め方をどう考えるか、伺いたい。

二つ、守秘義務によって国民の知り得ないところでTPP参加が進められることは許されません。政府に情報公開を強く求めていただきたい。

三つ、政府・自民党はTPP交渉参加反対を公約していたにもかかわらず、交渉参加を容認した上、条件闘争で事を済まそうとしております。全ての関税と非関税障壁の撤廃を原則とし、この国の形を変えてしまうTPPは撤退しか道はありません。町長は安倍政権にあくまでも撤退を求め、その運動の先頭に立っていただきたい。

四つ目は、日本政府は米国の強い働きかけで年内妥結の旗振り役を買って出ています。みずから守るべきものが守れない状況をつくっていることは重大です。こうした状況を受けとめ、全ての町民と情報・認識を共有して運動を強めるため、町主催の学習後援会・反対集会を開催するなど、あらゆる可能な運動を展開すべき正念場のときと思いますが、どうでしょうか伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「後世に悔いを残さないために、TPP参加撤退を求めて町民ぐるみの運動を」についてであります。

ご質問にありますように、政府は7月23日にTPP協議に正式参加をし、8月22日から31日までの間、ブルネイで行われたTPP第19回交渉会合において、本格的な交渉を開始したところであります。

ブルネイ会合では、21項目・24作業分野のうち、10分野に絞り込んで協議するとされ、中でも交渉が難航している、関税撤廃などを扱う「市場アクセス」や「環境」「知的財産」「競争」の4分野が焦点となる見通しでありましたが、関税交渉については最大の相手国であるアメリカ、オーストラリア両国との2国間協議が9月以降に持ち越しとなりました。

閣僚会合後の共同声明にある「年内妥結の目標を維持する」という基本姿勢から、日本の交渉期間が限られると懸念されているところであります。

ご質問の1点目、「政府のTPP参加の進め方について」であります。

本年3月5日に開催されました第1回町議会定例会におきまして、「TPP交渉参加に反対する意見書」が全会一致により可決され、北海道議会も3月12日に「TPP交渉に関する決議」を可決したほか、これまでに全国44道府県議会において、TPP交渉に対して「反対・慎重」の意見書、あるいは決議を

可決しているところであります。

政府はブルネイでの交渉期間中である8月28日に、日本の業界団体、20団体との意見交換会を開いたところでありますが、その席上、全国農業協同組合中央会からは、「守るべきは守り、攻めるべきは攻める」という抽象的な政府の交渉の基本方針について、より具体的な方針の明示を求めたほか、他の団体からは、日本の公的医療保険制度、遺伝子組み換え作物の表示、ISDS条項への懸念などの意見が出されたと報道で承知いたしております。

これまでも、北海道を初めとして多くの自治体等において交渉に参加することを反対し、参加表明後においては、重要5農産物の関税確保、情報提供及び国民的議論を求めてきた経緯の中で、いまだに政府として国民への十分な情報提供、あるいは国民的議論の場の設定もないまま交渉が進められていることは、まことに遺憾であり、憂慮すべき事態であると考えているところであります。

ご質問の2点目、「政府に情報公開を強く求めることについて」と、ご質問の3点目、「あくまでも撤退を求め、その運動の先頭に立つことについて」は、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

8月1日に、北海道、北海道町村会など18団体で構成する「北海道農業・農村確立連絡会議」が、林農林水産大臣、公明党山口代表ほか、道選出国会議員等に、「TPP協定など包括的経済連携等に係る要請書」を提出いたしました。

「TPP協定について国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと」「本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、交渉からの脱退も辞さないものとし、万全の対応を行うこと」と、高橋北海道知事が代表して要請をしているところであり、私といたしましても、今後も関係団体とともに、これらの趣旨に沿って積極的に運動をしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「町主催の学習講演会・反対集会を開催するなど、あらゆる可能な運動を展開すべき」についてであります。

8月23日のTPP閣僚会合後の共同声明では、「アジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議に至るまでに、積極的な関与を維持することに合意した。12カ国がこの画期的な協定を妥結するために集中的に作業を進めていく上で、この会合は重要な節目となるであろう」との発表があり、次の首席交渉官会合を9月18日から21日まで、アメリカで開くとされているところであります。

TPPを考える十勝管内関係団体連絡会議においては、再度、統一行動の実施を検討しているところでありますので、本町といたしましても、同会議との連携も含め、町主催の集会の開催等について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 再質問させていただきます。

TPPの問題が持ち上がったのが菅首相のときでありまして、突然と降って沸いたように持ち出されたわけでありましてけれども、それ以来、野田内閣も積極的にこれに関与してまいりました。

私も、この間、この問題については今回で4回目の質問になるわけでありましてけれども、町長も今の答弁で申されておりますように、何とかこれを食いとめていきたいという点では、方向が一致しているわけでありましてけれども、しかしこの問題をやはり今再び質問させていただくのは、今の状況というものを町民みんなと共有して、そして何とかこれを食いとめる運動にやっぱり高めていかなければならない。前にも申し上げましたけれども、少し反対したけれどもこれが通ってしまったということでは、この町の形、国の形さえも変えてしまうような大きな問題でありますので、何とかこれが締結されないように頑張っていかなければならないと、そう思うからでございます。

若干、状況を振り返ってみますと、野田内閣のときにこれに突き進もうとしたときに、野党であった自民党もTPP参加反対に関する決議を行っております。それには「野田政権が推し進めんとするTPPは、関税という防波堤を自ら撤去し、食料自給率向上に矛盾するものである。国内農業を崩壊へ導く

ばかりか、農林漁業を基礎としている地域社会を根底から覆すもので、断じて容認することはできない。さらに、関税撤廃の他にも国民・消費者に大きな影響を与える食品安全基準の緩和や医療・公共調達・郵政・労働への参入など、わが国社会の在り様に深く関わっている。それ故、国民に開かれた議論がさらに必要であり、11月ハワイ APEC までの短期間に拙速に結論を出すべきではない。ましてや本年は、未曾有の東日本大震災に襲われ、その復旧復興に全てを傾注しなければならない時である。よって、我々は野田政権が行おうとしている TPP 参加に断固反対するものである。」こう言っているのですが、これは今もそのまま当てはまることだというふうに思います。

残念ながら、こうした決議をしている自民党が昨年12月に政府に復帰したわけでありましてけれども、そのときの総選挙でも、主要農産品の関税撤廃に反対すること、それから ISDS 条項への参加反対など6項目にわたって、TPP に関して守るべき国益として挙げた項目があるわけでありましてけれども、そうした約束を今の政権が担っているわけでありましてけれども、残念ながら今日の経過では、こうしたことが守られる保証もなく、年内妥結ということで突き進もうとしているわけでありまして。

こうした交渉の経過を見ますと、やはり国民に約束したことをしっかりと守るという方向で政治をしてほしい、そのことは全ての国民が望んでいることだというふうに思います。

2番目の秘密交渉、守秘義務によって、国民の知り得ないところで TPP 参加が進められているという問題であります。この TPP 交渉が秘密裏に行われているということは、以前から明らかになってきた点でありまして、ニュージーランドの政府がこの交渉が妥結しても、4年間は全ての交渉文書などは公表しないと、そういう形でその交渉内容が隠蔽されるといいますか、いろんな国民に知らせないまま、この交渉が発効していくというふうになっていたわけでありましてけれども、今回ブルネイでの交渉参加に当たって、まず最初に行われたことが、守秘義務を果たしていくという約束の交換だったわけでありまして。

そうしたところで、こちらから例えば JA 中央会の方々だとか、いろんな団体が情報収集をしようと思ってブルネイに行ったわけでありましてけれども、しかし守秘義務を盾にどんな提案をしたのか、どういった交渉が行われたのかということは、少しも明らかになっていなかったわけでありまして。

そうした点で、今回の交渉がこのまま年内妥結という形で進められてまいりますと、政府のごく一部だけの交渉で決められていくと、そういうことになりかねず、先ほども申し上げましたけれども、与党の中からさえ、もっと情報を公開しなければ我々は政府を支え切れないのだと、そういうようなことでいら立ちさえ聞こえてくるという状況であります。

新聞報道などによりますと、そういう秘密協定などがあるにもかかわらず、アメリカは国民に情報発信をしているということでありまして、アメリカの通商代表部は、アメリカの TPP に対するたばこに対する新たな提案を公表したと。その態度に、アメリカは例外扱いなのかとの批判が起きているという報道もありました。このアメリカの提案文書の中には、「アメリカはアメリカの輸出農産物への関税を撤廃するために圧力をかけ続ける」と、そういうふうに強調されているということであります。こうした状況を考えますと、その国民、国のためにやっている交渉であるならば、その交渉内容を国民に一切明らかにしないでやる、こうした交渉が果たして許されるのかという、そういう問題だというふうに思います。

アメリカが、例えばたばこの問題で、今、言いましたように、国民にこういう交渉内容だと、我々は関税撤廃のために最大限の圧力かけるのだというような情報発信をしていると。であれば、日本もしっかりとその情報を今こういう交渉状況になっているということを、やはりしっかりと国民に明らかにして、そして進めることを強く求めていかなければならないと思います。その点で、町長はどう考えるかをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この交渉が秘密的な要素の極めて強い交渉であるということは、今までの報道からも推察されるわけですがけれども、ただそんな中で反対の声が弱まってきたといったようなことだとか、最近になると自由化率が80%から90%になるのではないかと、そういった話がどこからか漏れ

出てきているというような状況で、我々は新聞報道、中央会の飛田会長なんかも言っていますけれども、我々は5品目の問題だとか自由化率の問題とかではなくて、根本的に TPP には反対するのだ、そのことは一貫して変わらないわけですから、これは私のみならず町村会あるいは他の団体とも共同歩調をとりながら、これからもその方向で進めていくことは間違いないというふうに思っております。

ただ、増田議員がおっしゃるとおり、なぜ交渉の内容が明らかにできないのかとなってくると、なかなか我々の考えが及ばないところにあるのかなとはいうふうには思いますけれども、おっしゃられるように、国民の大多数は当然のことながら交渉の内容を明らかにし、そして国民の意見を聞くべき、国民の議論はすべきということは言っているわけですから、それらも踏まえながら、これからも運動は続けていかなければならない、そういうふうには思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） こうして秘密裏に交渉が進められ、しかも年内妥結ということで進められてまいりますと、日本の政府が主張するその機会というのは本当に限られてまいりまして、どういう内容でどういうふうになっていくかということが伏せられたまま、条約の妥結ということにもならざるを得ないような状況が、今、生まれているわけです。

政府は、守るべきものは守るとして国民には説明しているわけでありましてけれども、しかしながら、2番、3番目の質問に移っていきますけれども、日本政府は守るべきものをしっかりと主張していないのではないかという疑問さえ生まれてくるわけです。といいますのは、今、町長も触れられましたけれども、例えば重要5農産物を含めた関税の撤廃、これは自民党のことしの3月の決議にもありますけれども、重要5品目の関税撤廃が守れなかったら交渉から撤退すべきだという決議もして、撤退も辞さないという表現の仕方でありましてけれども、そういうことをして決議をしているわけです。その問題ばかりではありませんけれども、主要5農産品の関税を死守するということも言っているわけですが、しかし、漏れ伝えられてくる日本政府の主張によれば、9,018の品目があるのですけれども、その80%は関税をなくしてもいいですという、そういう提案をして、そのほかの主要農産品の品数は843あるわけですが、そういうものは関税を撤廃するかどうかも未定だとしてこの各国に示していると。これは主要農産物の関税を死守するというのであれば、これは少なくともこれは撤廃できませんと、そういう主張を最初からすべきであって、それが80%では、ほかの国は98%とか提案をしている中で、これは問題にならないということで、もっと関税を撤廃せということで、今、町長も言われましたように90%台に引き上げるのか。どれを撤廃していくのかというような中身を示されないまま、そういう方向でどんどん進んでいこうとしているわけです。

甘利担当大臣が、8月25日のNHKの討論では5品目をきちっと守るということを明言していないようであります。司会者が、5品目は守るのかということを質問したわけでありましてけれども、努力はするということで、守るということを明言していないわけですね。そういう状況の中で、もともとTPPは、全ての関税と非関税障壁を撤廃することが原則の協定であります。そういう中で、これが与党でさえ、この5品目の関税が守れなかったら撤退も辞さないという姿勢でやってくれと言っているのに、実際の交渉では、そういう形で守るべきものもしっかりと守っていかないで、ずるずると後退していきかねないような状況に今なっているわけです。もちろん、その主要農産物の関税死守だけが問題ではなくて、さまざまなほかの大きな問題もあるわけですが、そういう形で死守すると言っている農産品の関税の問題だけで、もそうしたことが危惧されているわけでありまして。

そうしたことを考えると、参加しているの条件闘争ではなく、やはりしっかりと TPP 交渉から撤退すべきだということをきちんと主張していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、最初から TPP に参加することは反対だという考えは、もちろん私どもも変わっておりませんので、今おっしゃられるように、決して条件闘争でもなければ自由化率だけの問題、品目だけの問題ではない、そのことは念頭にしながら、これからも運動に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 私たちは、日夜この町が少しでも住みよいところになるようにということで、さまざまな努力を町長を中心に行っているわけでありましてけれども、そうした努力が水の泡になるようなこの TPP 条約だということを、やはり肝に銘じて今後も取り組んでいかなければならないわけでありまして。

4 番目の問題でありますけれども、こうした日本政府が米国の強い働きかけで年内妥結を日本政府自身も旗振り役になって、今度のブルネイの交渉の中で年内妥結していくのだという、そういう声明が出されたわけでありまして。

北海道新聞社の社説でも、TPP 交渉の年内妥結ありきは論外だと。この我々が本当に遅く参加して、そしてこの TPP に我々の守るべきものをしっかりと主張して認めさせていくという姿勢に立てば、年内妥結、もう 10 月の APEC では概要でもう合意しようとしていると。今、急遽 9 月にも交渉を開くことにしてはいるのですけれども、それにしても膨大な内容をしっかりと主張していくような時間はとてもないわけです。

やはり、このブルネイでの会合を前にして、アメリカの通商代表部のフロマンという代表が日本に立ち寄って、そして甘利担当大臣その他と会談して、そして年内妥結を何とか協力してくれということで、協力をさせられているのですよね。なぜ年内妥結にこだわるかといえば、来年のアメリカの中間選挙の実績づくりということが報道によると強いようでありますけれども、そうした状況の中で、今、町長も言われましたけれども、「TPP 反対、静まりつつある」と道新にも出ていましたけれども、マレーシアの貿易産業相との会談、日本の交渉代表団と会談した際に、TPP に対する日本の反対派は徐々に静まりつつあると。状況は半年前ほど深刻ではない、そう言って自信を示したようなのですよね。

やはりそういう国民の、十勝なんかオール十勝でこの運動に取り組んでおりますし、決して静まっているような状況でないと思っておりますけれども、そういうことで。甘利大臣はそんなこと言ってないようなことを後で言ったようでもありますけれども、しかし相手側は、いや、こうやって言ったよといったことで証言もしているのですが、そうした状況の中で、TPP 反対運動は静まりつつあるというような認識を政府が持っているとしたら、これは大変なことだと思うわけですよね。

7 月 23 日に札幌で行われた集會も、十勝中の町村でも取り組みましたし、本町でも反対のチラシを新聞折り込みをするだとか、各町村では学習集會を開いたり、8 月 30 日でしたか、士幌でも慶応大学の金子勝さんを迎えて学習集會を開いているだとか、さまざまな努力もされております。

そうした中で、何とか国民はそんな理不尽な交渉を納得していないという、そういう意思表示は引き続き強めていかなければならないというふうに思います。残念ながら、都市の人たちはまだこの TPP の本質についての認識を我々と共有するというようなことになっておらない面も確かにあります。そうした点を一日も早く払拭していく必要があるというふうに思います。

そうした点では、今こそ農業者とかそういう人たちの問題だけではなく、都市部の消費者その他も含めた大きな運動にしていく必要があるというふうに思うわけです。ぜひそうした点で、答弁でもありましたけれども、そういうものも検討していきたいというお話でした。

今もう 9 月ですので、10 月の APEC で大筋で妥結して、そして年内にということになりますと、これは急を要することだというふうに思います。やはりいろいろな課題があって、解決しなければならない調整上の課題もたくさんあるわけでありましてけれども、しかしながら、そういう方向で突き進んでいくということは、本町の基幹産業、農業初め地域経済、それからさまざまな制度などにも決定的な影響を与えるわけでありまして、ぜひとも全町民に呼びかけた運動を展開していただきたいと思っておりますけれども、再度お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民に対する PR を含めた集會の開催ですとか、先ほど言いましたよう新聞チラシの折り込みですとか、いろんな活動について、実は今もお話ありましたように、7 月 25 日の札幌の大

集会を前に、7月24日には全十勝でそれぞれの町村が何なりの行動を起こそうということでありました。私どもも町と3農協、さらには農民同盟とかが加わってどういうことをやったらいいか。映画を上映する、講演会を開く、いろいろなデモ集会をやる、いろんなことをやりました。そして最終的には、夏フェスタの日にチラシを配ろうと、そこまでいったですけれども、ご案内のとおり札幌市選管がビラ配りはこの選挙期間中にやると選挙違反の疑いが強いというようなことで、急遽これが取りやめになったという実は経緯もあります。そういったこともありますから、我々のみならず農協との連携も密にしながら、また、今おっしゃられたようなことについては当然進んでいかなければならないと思いますし、もう一つ、十勝町村会では本別町長、高橋知事、町村会長が、今、東京でパネラーとしてこのTPPの関係の集会に出ているということで、後ほど、またきっと報告があるのだろうというふうに思いますけれども、先ほど来申し上げますように、十勝は一つになって、全体でこういう活動をこれからも続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今の5品目の関係では、守らなければならない農林水産品の品目数としては834、これを守れば自由化率は90.8%ということであります。90%台に、今、自由化率を上げようとしているわけでありましてけれども、この農業だけの問題ではないですけれども、5農産品が、例えば一部が大幅に崩されるということになりますと、本町の農業の輪作体系も崩れざるを得ない状況にもなりますし、やはり5品目は全てきちっと守るというそういう保障がなければ、大変な状況が生まれるということでは明らかなだというふうに思います。

そうした点では、ぜひアピールするような、腹立たしいことに、反対運動は静まりつつあるというようなことを言わせないためにも、やはり大きな反対集会だとか、そういうものをしっかりと町民にも呼びかけて、いろんな町村で行われていますので、本町でもぜひやっていただきたいと、そのことを最後に申し上げたいと思いますが、そうしたアピールできるような行動をぜひやってほしいと思いますけれども、最後、再度。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げますように、きのうの勝毎でしたでしょうか、TPPと農の講演会を来月8日やるというようなことが出ておりました。こういったことで十勝、いろんな団体協議会との連携を密にしながら、そして幕別は町内の農協を初め関係機関、団体と連携をとりながら、町として何がやっていけるか、どういう会合がどういう集会が、あるいはどういう運動ができるかをこれからも十分検討しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そうすることで、我々も一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩いたします。

13:40 休憩

13:55 再開

○議長（古川 稔） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12番（田口廣之） 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

地域公共交通の確保についてです。

幕別町では、昨年末、交通事業者や住民の代表等で組織する「地域公共交通確保対策協議会」にお

いて、地域公共交通のあり方について協議し、高齢化の進展に相まって自家用車による移動が困難になる町民が増加することに対する対策として、安心して生活できる地域社会を維持していくために、ことし10月より幕別地区と札内地区でコミュニティバスの運行を初め、駒島線についてはバスの運行を廃止し、予約型の乗り合いタクシーによる試験運行を実施することになっている。

今回の町の方針に対して、町民より地域間に不公平が生じるのではないかとの声が上がっていますが、以下について質問します。

1、地域公共交通確保対策協議会の住民代表者は、全幕別地域より選ばれているのか。また協議会においてどのような議論がされたのか。

2、住民サービスの公平性を考えるとき、忠類地域と札内農業地域における公共交通の確保をどのように考えているのか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「地域公共交通の確保について」であります。

我が国は、急速な少子化と高齢化の同時進行により「人口減少社会」というかつてない大きな社会経済構造の変動期を迎え、地域の状況が大きく変容しようとしております。

本町におきましても、本年8月末現在の65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は、昨年同期と比較して1ポイント上昇し、27%に達しており、高齢化の速度は加速化している傾向を示しております。

地域別では、札内市街は22.4%であります。幕別市街は35.5%、幕別地域の農村部は37.3%、忠類地域は33.8%と、札内市街を除くとおおむね3人に1人が65歳以上の住民で構成されております。

こうした中、地域に住む人々の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備し、地域の持続可能性を確保するための一つの方策として、利便性の高い公共交通機関の確保は重要な課題であると認識いたしております。

このようなことから、昨年1月に、北海道、帯広運輸支局、関係する交通事業者や住民代表から成る幕別町地域公共交通確保対策協議会を組織し、コミュニティバスの試験運行やアンケート調査を通じて、地域の生活交通の実情やニーズを把握し、本年5月に幕別町生活交通ネットワーク計画を策定いたしました。

この計画では、「効率的で持続可能な交通体系の構築と利便性が高いモビリティの確保」を基本方針に掲げ、幕別・札内市街地における公共交通空白地域の改善を目標に、コミュニティバスを導入することや、町営バス駒島線を利用実態に応じた運行形態に見直すため、予約運行型乗り合いタクシーの試験運行の実施、また、西幕別地区農村部や忠類地域でのスクールバスの運行見直しによる利便性の向上などを事業として定めたとあります。

ご質問の1点目、「地域公共交通確保対策協議会の住民代表者と議論について」であります。

協議会は、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき必置とされているものであります。あわせて道路運送法に基づく地域公共交通会議としても機能するよう構成員を定め、副町長、北海道運輸局帯広運輸支局長が指名する者、北海道十勝総合振興局長が指名する者、関係する道路管理者が指名する者、帯広警察署長が指名する者、一般旅客自動車運送事業者、十勝地区交通運輸産業労働組合協議会と住民または利用者の代表、合わせて21人で組織いたしております。

ご質問のありました住民代表者についてであります。地域の生活交通の実態を十分に把握し、幅広くご意見を反映させて計画をつくり上げていく必要がありますことから、幕別地区、札内地区、南幕別地区、忠類地区の公区長を初め、商工会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、消費者協会、PTA連合会、老人クラブ連合会、障害者団体連絡協議会から11名の方々に委員としてご協力をいただいております。

中でも、四つの地区の公区長の選出に当たりましては、幕別市街と札内市街を循環するコミュニテ

ィバスの運行と町営バス駒島線の運行のあり方の検討協議を進めることが、本協議会設立時の大きな課題でありましたことから、幕別地区と札内地区からは市街地の公区長を、加えて南幕別公区長連絡協議会と忠類地域公区長連絡協議会の会長に委員を委嘱いたしたところであります。

次に、協議会の協議の状況についてであります。協議会はこれまで、平成 23 年度に 2 回、24 年度に 4 回、25 年度に 2 回、合わせて 8 回を開催しております。

協議会におきましては、昨年 7 月と 11 月に実施いたしましたコミュニティバスの試験運行に向けての事業計画を初め、バス交通等に関するアンケート調査や利用者アンケートの実施、さらには試験運行結果を受けてのコミュニティバスの本格運行の適否や運行形態、運行事業者の選定、あわせて町営バス駒島線の運行形態の見直し、予約型乗り合いタクシー試験運行の運行事業者選定方法などについてご協議いただき、幕別町生活交通ネットワーク計画、幕別町地域内フィーダー系統確保維持計画を策定したところであります。

また、協議会の事業の実施などに際して、その前段の調査・検討を専門的に行うため、住民代表委員 11 名で組織する分科会を設置いたしております。

分科会におきましては、コミュニティバスの試験運行時においては、路線の選定、運行時刻、乗車運賃などを、本格運行に向けては、運行路線、運行時刻、乗車運賃、愛称、バスのデザイン、バス停留所標識のデザイン等についてご協議いただき、協議会での決定に至っております。

ご質問の 2 点目、「忠類地域と札内農業地域における公共交通の確保について」であります。

前段申し上げましたように、加速化する高齢化を背景に、市街地に限らず農村部においても車を運転しない、あるいは運転できない高齢者の方々は、ますます増加していくものと予想いたしております。

これらの交通弱者の方々に対する公共交通の確保は、地域に住む人々の自立を支え、地域の活力を持続する上では欠かすことのできない大きな課題であると認識いたしております。

しかしながら、幕別と駒島を結ぶ町営バス駒島線につきましては、利用者数の減少が著しく、昭和 46 年 12 月以来運行してまいりましたが、今月末をもって路線バス方式による路線定期運行を廃止することとし、予約運行型、いわゆるデマンド型の乗り合いタクシーの試験運行を 10 月から 6 カ月間実施することといたしたところであります。

町では、昭和 59 年 6 月の十勝バス日新線の廃止や昭和 61 年 10 月の古舞線の廃止に伴い、道路運送法の規定に基づき、スクールバスの有償運行を手がけてまいりましたが、平成 15 年には全てのスクールバス路線の住民利用を可能とし、交通空白地帯における住民の交通の確保に努めてまいりました。

これらのスクールバスの住民利用のあり方についても協議会において協議いただき、利用者にとって利便性が低い要因となっている起終点の変更等の見直しを行うことといたしました。

忠類地区においては、忠類東部線と西部線の運行を見直し、十勝バス広尾線の忠類バス停で乗降可能とすること、また幕別中学校と札内中学校が起終点となっている路線については、幕別地区にあつては幕別駅、札内地区にあつては札内駅南側まで路線を延長するとともに、運行路線上における乗車を可能とする見直しを本年 4 月から実施いたしたところであります。

忠類地区と札内農村地域につきましては、現時点におきましてはスクールバスの住民利用の利便性の向上に取り組んでおりますが、本年 4 月以降のスクールバスの利用状況や来月から試験運行を行う幕別―駒島間の予約型乗り合いタクシーの結果を踏まえ、これらの地域の公共交通のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） 今回の町で行う乗り合いバスと予約型のタクシーですね、すごく町民の注目を集めて興味のあるところだったと思います。この運行に関しまして、きょうもたくさんの傍聴の方来られておりますけれども、皆さん関心を持たれてきょう聞きに来ていると思います。その中で、最初の協議会の構成メンバーのその中に、全町的な住民の代表だったかもしれませぬけれども、西幕別農村

部、忠類地区の農村部ですか、スクールバスが運行されているからだとは思いますが、今回、町が始める事業に対して、公正公平な行政の運営を推進している町として、この協議会に、どうして西幕別と忠類地区の住民の代表が入っていなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもご答弁で申し上げましたように、今回の協議会の主たる課題は、幕別札内線のコミュニティバスの運行でありますし、いま一つは駒島線は今のままでいいのか、バスの乗車利用者が少ないので、いわゆるデマンド型のタクシーにすることがどうかということが主体でありますから、駒島地区の代表として南幕別からの公区長さんの代表、忠類からは忠類地区の公区長さんの代表ということでありますし、あとは札内市街と幕別市街の代表の方を公区長さんの中から選んで今回の協議会の委員として選んだという経緯がありますから、特段、幕別地区の農村部、札内地区の農村部、あるいは忠類地区の農村部といったような区分の中での選考はやらなかったというのが現状であります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） その中で、スクールバスが走っている、この協議会の性格というのですか、あり方がそういうことで始まっているというのは理解できますが、やはりこれからの交通弱者の足の確保対策としても、スクールバスありきではなくて、もう少し歩み込んだ乗り合い型のタクシーですか、デマンドタクシーが必要不可欠ではないかと思って一般質問させてもらっています。

その中で、この協議会の中で、町民全体にかかわっていないスタートだったかもしれないけれども、やはり全町的な考え方の中で、この協議会がそういう機能を果たすかどうかわかりませんが、ほかの地域の住民の足の確保という観点からも、もう少し歩み込んだ協議ができないかどうかをお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもちょっと申しましたけれども、今回のこの協議会というのはコミュニティバスを走らせるために、こういう協議会を設置しなければならない、それでなければ交付金の補助金も出せませんよという、その辺からスタートしているものですから、今、田口議員がおっしゃられるように、全町的な交通問題、足の確保をどうするかという協議とはちょっと離れた部分がありますから、これから今おっしゃられるような問題については、今後の課題の中で当然協議をされていく、検討されていくべき問題であろうかというふうに思っておりますし、今、駒島線も決まったわけではなくて、あくまでも6カ月の試行でやってみようということですから、これはだめならやめるかもしれませんし、もっとふやせということになるかもしれませんし、これらはいずれにしても、これからの問題となっていくというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） それでは、1番と2番と質問ごっちゃになるかもしれませんが、例えばデマンド型の乗り合いタクシーですか、運行計画を見て、ほかの今出ている札内農村地域と忠類地区の運行も、計画はあり得るということですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の段階では全く白紙でありますので、今、申し上げましたように、果たしてその駒島地区が今までの町営バスからデマンド型にすることによって、どれだけの利用者が出てくるのかと、あるいは例えば西幕といっても広いですから、古舞もあれば日新もあれば、途別もあるし、千住や稲士別もあります。あるいは忠類へ行きますと、実は忠類のところにはタクシーが走っておりますから、これらがどうするのかという問題なども含めますと、いろんな課題を整理していかなければ、なかなか実行までに行ったら難しい問題もあるのかなというふうに思っております。当面は今、まず試行運転をさせていただきたいというのが現状であります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） それでは、予約型乗り合いタクシーですか、運行形態と、例えば利用者数の見込

みだとか、運賃、あと補助割合等についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） 駒島地区における予約乗り合いタクシーの状況であります。まず運行区域につきましては、猿別から西猿別の方面から駒島地区までという駒島線の走っていた区域を行うものであります。料金につきましては、軍岡までが 200 円、新和までが 400 円、明倫までが 600 円、中里までが 800 円、駒島までが 1,000 円という状況であります。

あと、補助の見込みであります。試行期間、この 6 カ月間の運行機関にしましては補助金はありません。町の単費で行う予定であります。本格運行になりますと、コミバス同様の補助金が 2 分の 1、収入を引いた赤字額の 2 分の 1 が補助として入ることになってございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） その補助のほうですけれども、例えば今、200 円、400 円という料金体系でしたが、タクシーの運賃に対する運賃の割合というのですか、何%になるか、タクシー代が 2,000 円だったら 300 円負担してもらおうとかということを、ちょっと聞きたかったのですけれども。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（細澤正典） タクシーの運賃との割合でございますが、例えば幕別から糠内まで一般のタクシーでありますと 4,130 円という金額になります。今回の試験運行する運賃といたしましては 600 円という形になります。おおよそ平均タクシー料金の 16%程度の運賃として設定しているところです。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） おおむね帯広市ですか、やっておられますあいのりタクシーですか、そういう制度でやっているのと、おおむね同じような料金体系だと思います。そこで、やはり 6 カ月間の試験運行を経て、来年からどうするかという試行を起こすという話ですが、できれば今回、忠類地区と札内農村地域も一緒にこのコミュニティバスの試験運行が主で協議会があったとするならば、やはり駒島線があったからデマンドタクシーをやったという考えのもとにおきますと、忠類、札内のその地域も一緒に考えのもとに乗り合いタクシー運行したらどうだったかなと思います。もう一度、答弁願います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、駒島線はもう昭和 46 年からずっと町営バスを走らせた経緯がありまして、だんだん利用者が少なくなってきたというようなことが、今回のデマンドタクシーへつながったわけでありまして、この間も地域の皆さんとの話し合い、南幕公区長連絡会議との調整、さらには公区に対するアンケート調査の実施、いろんなことをやって今回試行に入るわけでありまして、ですから、仮に日新地区や古舞地区、あるいは忠類地区のデマンドタクシーを採用するというようなことになった場合においても、当然、前段にそういったアンケート調査だとかそういったいろんな作業をこれやらなければ、いきなりぼんとやるということにはなかなか難しい問題もあるのだろうというふうに思っておりますので。

協議会の一つのものは終わりましたが、協議会そのものは存続しておりますから、その中でまたさらに協議を進めさせていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） それでは、今スクールバスのほうに移りたいと思います。スクールバスを運行しない日、年間どのぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 実際的に、手元に資料を持っていませんが、大体稼業日が、学校がある日が大体年間 200 日から 220 日でございますので、それから差っ引きますと、140 日程度はスクールバスの運行はしない日ということになっております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） そうなると、140日も例えばバス路線で住民を運ぶという機能を果たしていないのではないかと思います。その辺の対策と申しますか、対応はできないのですか、どうですか。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） スクールバスの住民利用につきましては、あくまでもスクールバス運行の日にその余席、余っている席について住民の利用に供するというのが基本的な原則でございますので、スクールバスの学校が休業日の日に、住民利用のためにだけにスクールバスの運行ということは想定していないというところでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） そうなりますと、町が言っておりますやっぱり交通機関の確保は費用対効果だけでなく、福祉の観点からも必要であると、お知らせ等でも町民で知らしめている上で、こういうふうにスクールバスだから140日利用できなくてもいいということにはならないと思うのですけれども、どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） やっぱり先ほど来申し上げておりますように、交通弱者の方を公共交通で救うと、これは町としての大きな課題であると思っております。ただ、そうかといって、今、全てのところに町営バスを走らせたり、タクシーを全部走らせることが可能かどうかとなると、これはいろんな問題もあるやに思います。

もう一つは、福祉サイドではいわゆる外出支援なんかの事業もありますし、これを例えばタクシー代金を各家庭に月何百円、千円券とか500円券を配ることによって解消することはどうなのだというようなことも、中には意見として出たこともありますけれども、こうなってくると恐らく何千万円単位のお金が必要となってくると。

あるいは先ほど言いましたように、現にスクールバスが走っているところは140日休みにしても、それだけ、いざとなれば利用できるかもしれませんが、スクールバス走っていないところになれば、全くないわけですから、これらのことも考えますと、町の全体的なバランスの中で交通をいかに確保していくかが大事であろうかというふうには思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） やはり町民の利便性、やっぱり交通機関、足の確保という観点から、スクールバスがとはいわず、このデマンドタクシーですか、乗り合いタクシーを早急に進めていくべきだと思いますし、6カ月の運行期間と言われてはいますが、一日も早く皆さんが利用できるように利便性のいい対策をとっていただきたいと思っております。

今、スクールバスの話が出ましたので、これスクールバス、通学で小学生も乗られていますよね。その中で、例えば中学校が開校記念日だとか何かスポーツ関係で休みのとき、スクールバスが運行しないで、今、親が送り迎えという形をとっていると思うのですけれども、その対策と、話前後しますけれども、スクールバス各路線の前年度でいいので利用した人数、一般の人と小学生ですね。

○議長（古川 稔） 田口議員。ちょっとずれていっていますので、修正してください。

○12番（田口廣之） 行き過ぎたか。どこまで、済みません。中学校休みのときに、小学生の利用ができないというところだけで、ちょっと答弁ください。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（羽磨知成） 議員ご承知のように、スクールバスの運行の前提としては、学校の統廃合によって遠距離通学が生じた場合に、スクールバスを運行するという、大体早いところでは昭和40年代ですか、札内地区においては昭和50年代に古舞中学校と途別中学校が札内中学校に新設統合された際に、札内地区においてスクールバスの運行が始まったということは、中学生を札内中学校に通学させるためにスクールバスの運行が始まりました。

ただ、そうは申しましても、現実的に札内南小学校が日新1については通学区域になっていますので、お兄ちゃん、お姉ちゃんが乗って下の子が乗らないというわけにはいかないのです、便宜上小学生

も一緒に乗るということが認められているというところでもあります。したがって、本来のことで申し上げますと、あくまでも中学生のためのスクールバスに、今現在、小学生が乗っているというような状況でございます。

今、議員おっしゃったように、行事運行また中体連等においては、朝早くから中体連のためにバスを運行ということで、その際には保護者の方にはご不便をおかけいたしておりますが、その点についてはご理解をいただきたいなと思っています。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） やはり町長答弁にありましたように、スクールバスが本当に住民利用の利便性につながっているかどうか、これ140日乗れない日にちがあって、本当にそれが住民のためになっているかということは、すごく疑問に思います。町長どうですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、教育委員会からも答弁ありましたように、スクールバスの本質からいきますと、もちろん住民の皆さんのためのバスでないというようなことになるかもしれませんが、ただ幾らかでもスクールバスを利用して住民の方の利用に供することが、いわゆる交通の利便あるいは交通弱者のための交通機関として活用していただくと、そのことだというふうに思っております。

したがって、本来的に住民のためのバスなのか、公共利用のためのバスなのかと言われますと、あくまでもスクールバスであることには、これは変わらないのだろうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 本当に住民の側に立った気持ちでいきますと、やはりこういう公共交通機関は費用対効果だけでなくとっている以上、もっと町側は住民の足確保に努力すべきだと思いますし、一日でも早く、スクールバスのことだけでなく、予約型の乗り合いタクシー、スクールバス通らないところでも、そういう形で利便性の向上を図っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

この際、14時40分まで休憩いたします。

14：28 休憩

14：40 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、質問をいたします。

障害者が地域で安心して暮らしていただける手だてを。

2000年実施の社会福祉基礎構造改革は、福祉や介護を市場原理に委ねる利用契約制度（買う福祉）を導入し、社会保障制度を大きく変えました。この改革の一環として、国は持続可能な制度、国民みんなで支え合うなどを理由に、利用者負担の見直し（応益負担制度の導入）を行いました。これにより、低所得者ほど負担増に苦しめられ、利用料が払えないためサービス利用を抑制、断念するという事態が次々に起こりました。

2006年4月から障害者自立支援法が実施されましたが、応益負担制度は障害者、家族の生活を苦しめました。以前の支援費制度では応能負担であったため、サービスを利用していたおよそ95%が非課税世帯であり、無料でサービスを受けていましたが、応益負担の導入により福祉サービスを受けるほとんどの人が原則1割の利用料負担と施設の食費等の実費負担を課せられました。今までどおり作業所で働いていても、賃金よりも高い利用料を払わなければならない実態は、障害者の働く意欲や社会に参加したいという願いを踏みにじりました。

障害者自立支援法に反対する多くの障害関係者の、廃止を求める声に押され、国は「立法過程において十分な実態調査の実施や障害者の意見を十分に踏まえることなく拙速に制度を施行したこと」にあると認め、法整備のため障害者当事者が政府の政策立案に参加する「障がい者制度改革推進会議」が設置され、提言がまとめられました。しかし、今年度から障害者総合支援法として施行された新法は根幹を温存し、障害者支援法を若干手直ししたものの、障害を自己責任とし、応益負担を課す仕組みはそのままです。

したがって、次の点について伺います。

- ①庁舎内に障害者の総合的な相談窓口を設け、相談支援専門員の配置を。
 - ②相談支援専門員を養成するために、研修の機会をふやすよう道に求めていくこと。
 - ③事業所への基本相談委託料の拡充を。
 - ④ケアホーム、グループホームに入所したくても、入所料が高く入所できない、こういう方もおります。住宅料の助成を求めます。
 - ⑤障害基礎年金2級は月額6万6,000円では、自立して暮らしていけない。年金額の引き上げを国に求めていくこと。
 - ⑥平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになっている。幕別町と町内事業所の雇用率は。
 - ⑦町の職場体験は障害者を励まし、生きる姿勢を前向きにしている。3障害に広げ、雇用につなげていくこと。
- 以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「障害者が地域で安心して暮らしていける手だて」についてであります。

本年4月1日に「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業による支援が総合的に行われることとされました。

本町におきましては、昨年3月に策定いたしました「幕別町障がい者福祉計画・第3期幕別町障がい福祉計画」に基づき、障害のある人が自立して普通に暮らし、地域に住む人々が、障害の有無や老若男女にかかわらず、自然に交わり、支え合うまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念に掲げ、各種事業を実施いたしているところであります。

ご質問の1点目、「障害者の総合的な相談窓口の設置と相談支援専門員の配置について」であります。

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むためには、相談支援体制の充実が重要であると認識いたしているところであります。

本町におきましては、総合的な相談窓口としての福祉課障害福祉係を初め、町が基本相談支援事業を委託している株式会社ミラータイム、相談支援事業所ひかり、社会福祉法人ひまわりの3事業所も相談窓口の役割を担っているところであります。

次に、相談支援専門員の配置についてであります。相談支援専門員は、都道府県が開催する基礎研修を受講し、一定年数以上の実務経験を満たすことが資格要件とされております。

本町におきましては、担当職員が早期に相談支援従事者基礎研修や相談支援従事者現任研修などを受講して資質の向上を図るとともに、実務経験を積みながら相談業務等に従事いたしております。

したがって、現在、職員の人事管理上困難な面もあり、相談支援専門員の配置には至ってはおりませんが、当面は担当職員がその役割を担い、的確な業務の遂行に努めることにより対応してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「相談支援専門員を養成するために、研修の機会をふやすよう道に求めていくことについて」であります。

本町の相談支援従事者基礎研修の修了者は、町職員4人を含め11人おりますが、そのうち、実務経

験年数を満たした民間の5人の方が、相談支援専門員の資格を有しています。

平成27年4月以降は、障害福祉サービスを受けるためには、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必須となりますことから、相談支援専門員の養成は、重要かつ緊急的な課題であると認識いたしております。

しかしながら、本年度の北海道が開催している基礎研修につきましては、受講希望者768人に対し受講決定者は366人で、402人が受講できない状況となっておりますことから、さまざまな機会を捉えて受講枠の拡大に向けた要請をしまいたいと考えております。

ご質問の3点目、「事業所への基本相談委託料の拡充について」であります。

基本相談支援事業につきましては、町内の3事業所に委託をし、基本料金として事業所に対し月額7,000円、相談支援分として1件につき月額5,500円で契約をしているところであります。

平成24年度の障害者自立支援法等の改正により、障害福祉サービスを受けるためには、サービス等利用計画を作成することが必要となりますが、相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所と位置づけられ、国から障害者自立支援給付費が個別給付されることになりました。

制度改正がありました平成24年度の基本相談支援事業の委託につきましては、相談支援事業者が計画相談支援を行い、国から個別給付を受けることとなったため、町の委託契約を見送ったところでありますが、個別給付の対象がサービス等の利用計画及び変更計画の作成と6カ月に1回のモニタリングに係る給付費に限定されることになりましたので、本年度から、個別給付費が発生しない月に限り、基本相談支援事業として、月額7,000円と1件につき月額5,500円の委託料をお支払いすることとしたものであります。

委託料の拡充につきましては、平成23年度の基本料金5,000円を本年度から7,000円に増額した経緯もありますことから、当面は据え置くこととし、サービス等の利用計画の作成が義務化される平成27年4月以降の計画相談支援の利用実績などを勘案しながら検討をしまいたいと考えております。

ご質問の4点目、「ケアホーム・グループホームの住宅料の助成について」であります。

本年7月1日現在における入居者は、グループホームには管内10施設を初め12施設に20人が、ケアホームには管内8施設を初め12施設に27人が入居されております。

利用料につきましては、町内事業者等の例を見ますとグループホームの家賃は2万円から3万円、食費や光熱水費を含めると5万9,500円から6万9,500円、ケアホームの家賃は2万4,000円、食費や光熱水費を含めると7万9,000円となっているところであります。

家賃の助成についてであります。障害者自立支援法の規定に基づき、平成23年10月1日から、グループホームとケアホームの入居者に対する特定障害者特別給付費が、市町村住民税非課税世帯または生活保護世帯に属する障害者を対象に、月額1万円を上限に給付されており、そのうち4分の1を町が負担しておりますので、さらに町独自の助成は難しいものと考えております。

ご質問の5点目、「障害基礎年金の年金額の引き上げを国に求めていくことについて」であります。

本町における障害のある方は1,843人で、身体障害の方が1,510人、知的障害の方は220人、精神障害の方は113人であり、そのうち障害基礎年金を受給している方は、1、2級全体で413人です。

現在、1級の方には年額98万3,100円、2級の方には年額78万6,500円の障害基礎年金が、また、在宅の重度心身障害者で日常生活において常時介護を必要とする方に対しては、特別障害者手当として月額2万6,260円が支給されております。

障害のある方が地域で自立していくためには、経済的な面のほか、家庭での生活、社会参加、就労などの総合的な支援が必要となりますことから、町といたしましては、障害基礎年金を含めた障害者福祉全般に係る施策拡充を、国に対して町村会等を通じ要望をしまいたいと考えております。

ご質問の6点目、「幕別町と町内事業所の障害者の雇用率について」であります。

障害者の雇用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体等の事業主に対して、法定雇用率により積算した人数である法定雇用障害者数以上の身体障

害者または知的障害者を常用労働者として雇用することが義務づけられております。

法定雇用率につきましては、平成 25 年度から国・地方公共団体においては従来の 2.1%から 2.3%に、民間企業においては 1.8%から 2%に引き上げになったところであります。

町の障害者の雇用につきましては、法定雇用率の引き上げ後の法定雇用障害者数 4 人に対して、平成 25 年 6 月 1 日現在の実雇用者数は 5 人ですが、法の規定により障害の程度に応じた補正によって 7 人とみなされ、法定雇用率を達成している状況であります。

また、町内の事業所につきましては、従業員が 50 人以上の事業所である約 10 の事業所が対象になるものと考えております。

法定雇用率の達成状況は、ハローワークによりますと、平成 24 年 6 月 1 日現在の十勝管内全体の達成率は 45.7%とお聞きしておりますが、市町村ごとの状況は公表されておられません。

本町における障害者の雇用状況につきましては、町が行った平成 24 年度の事業所雇用実態調査によりますと、回答された 236 事業所のうち 6.4%に当たる 15 事業所で雇用しているという状況であります。

なお、15 事業所で雇用されている障害者は 17 人で、その内訳は、常雇社員が 12 人、臨時社員が 1 人、パート社員が 4 人となっております。

また、障害の種別では、身体障害者が 12 人、知的障害者が 5 人となっております。

ご質問の 7 点目、「町の職場体験を 3 障害に広げ雇用につなげていくことについて」であります。

職場体験事業につきましては、平成 21 年度から、身体、知的、精神の三つの障害の方を対象に、就労意欲と技能の向上を目的に実施をしております。

当初の 2 年間は図書館など町役場内での体験でしたが、平成 23 年度からは一般企業にもご協力をいただき、これまでに延べ 48 人、実人数で 27 人の方が体験されており、うち 5 人の方が一般就労に結びついたところであります。

体験された 27 人の方の障害の種別であります。身体障害の方が 3 人、知的障害の方が 15 人、精神障害の方が 7 人、知的と身体障害の方が 2 人となっております。

体験をされた障害者の皆さんからは、3 年間の就労体験により、働くことの大変さや楽しさも体験できたとの感想をいただいております。また、自分がつきたい仕事の目標もできたと伺っております。

ご協力いただいている企業も、平成 23 年度の 8 事業所から平成 24 年度では 11 事業所にふえてきているところであり、町といたしましては、今後も企業の皆さんに障害に対する理解を深めることへの啓蒙に努め、新たに職場体験を受け入れていただく企業の拡大を図りながら一般就労へつなげるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 障害者自立支援法が障害者総合支援法として、ことしから施行されておりますけれども、障害を自己責任として応益負担を課する仕組みはそのままとなっております。一番はここが大事なところだと思うのですが、所得のない方にも負担をする、そういうところではこの応益負担が大きな問題になると思います。応益負担といいますのは、障害者が生きるために必要な支援、これを益と捉えて、サービスを利用した量に応じて負担するものです。以前の応能負担が所得能力に応じて負担する仕組みとは根本的にこれは違っているところです。

障害者にとって、福祉や医療は障害によって生じるさまざまな社会的な不利益、例えば同年代の市民と同じような社会生活を送る、そういう中でトイレに行くですとか、お風呂に入ること、働くことや道を歩くこと、コミュニケーションを行うことなど、人間として当たり前の生活を営むために必要な支援、これに障害のある者となない者との間に不公平をもたらす、応益負担はそういう問題があります。

障害とは環境等による障害との相互作用によって生じるものであって、決して個人の責任や問題ではない、このことがだんだん明確にされてきております。ここにこの応益負担の問題点があると私は

思っております。

それで1番目の質問ですけれども、障害者のこの総合支援法に、今度、障害のある方と難病の方も加わっております。130の難病、それに関節リウマチ、加えまして131のこの指定難病の方の総合支援法の中に福祉サービスを行っていかなければならない、こういう状況になっておりますので、相談業務が今まで以上に増加する可能性が高くなると思います。

この中で、幕別町の障がい福祉計画策定によるアンケート調査、これを見ましても、いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい、これが20.3%になっております。また、各種サービスや医療機関などの情報提供を充実してほしい、これが29.3%になっております。ですから、こういう点では、本当に障害のある方、障害児、家族の方がその窓口に行ったら何でも相談できる、そういう窓口を充実させていかなければならないと思います。

今度、制度が変わりまして、そういうサービスもこれからきちっとしていかなければならないということで、支援相談専門員の配置も必要になってくると思うのです。ですから、今まで職員が担当していたと思うのですが、そういうところにしっかりと専門職として支援相談員を配置し、その窓口を拡充していくことが必要だと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 総合窓口というような名前はつけてはおりませんが、現実に福祉課の障害者の係で支援の資格を持った人間もおります。それは職員の中におりますし、また専門的には先ほど言いましたひまわりの家ですとか、ミラータイムとか、いろいろなところがありますので、決して窓口が不便をかけているというか、不自由をしているということではないと思いますけれども、逆に言うと、周知の面でまだ不十分なところがあるのかもしれませんが、我々も今度は計画も立てなければならぬということも出てきますと、おっしゃられるとおり支援の必要性、相談支援専門員は必要だというふうに思っています。

ただ、私どもの町の役場の規模からしますと、余り専門性のある職員を採用して、そこに10年も20年も置いておくということがなかなか難しい面も、これはいろんな部門に実はつながるのですけれども、あるものですから、何とか今いる職員で資格を取って5年なりあるいは最大10年もいて、また次にかわって新しい人が来れるような、そういう職員のシステムになっていくことがいいのかなということで、研修を終えた人間は、先ほども言いましたように4名おりますから、これに実務経験を加えることによって、4人、5人が町職員としても専門員として活躍できることになっていくというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 制度が変わりまして、介護保険と同じようにサービスのケアプランみたいなものを立てなければならない。そういうふうになりますと、相談支援専門員は講習を受けると同時に経験年数も加味されて、初めて相談支援専門員という形になると思うのですね。そうしますと、役場の中では人事異動がありますから、せっかく経験年数があってそういう専門員となったとしても、異動になってかわっていくことがありますよね。ですから、そういう場合の対処をどうしていくかというのが今後の課題だとは思っています。

それで、障害のある方、それから障害児を抱えている保護者にとってみれば、そういうもの全部含めた相談を役場の窓口に行ったときに、できれば1回できちっと全体を把握できる、そういう窓口が求められると思うのです。そういう点では、今回の障害者の相談支援専門員の位置というか、職員の配置をどうするかというのは、今後の課題になるとは思いますが、障害者の家族やなんかにとっては、そこで用事が済ませる、そういうことですから、どういう配置をしていくかというのは、きちっと将来的に考えていかなければならないと思うのです。

私なんかは、そういう方々から相談があった場合には、役場の窓口に行ったら全て掌握できる、そういう場所というのが大事だと思うのですが、将来的に相談支援専門員の配置をどのようにしていくかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりで、先ほど言いましたように、職員が資格を取ることまでは可能なのですけれども、いわゆる異動でかわっていくと。それだけに最初から資格を持っている専門員を採用して、そこに10年も20年も置いておくということは、なかなか今、我々の規模の町村では難しいのかなということですし、もう一つは福祉課の窓口へ行くことによって、福祉課のみならず、いわゆる介護の関係だとか、社会福祉協議会とか、いろんなところとのつながりといいますか、相談も一緒にできるというようなこともあって、あそこがいいのではないかなというふうに思っておりますし、これは先ほども言いましたように、講習を受け、福祉障害者への担当として5年なりの実務経験を多くの人間が経験していくことによって、今もう研修終わったのが3人いて、資格持っているのが1人ということですから、これをさらにふやしていくことによって、幾らかでもカバーができることになるのかなというようなことを、今、内部では検討しておりますので、おっしゃられるように急ぐ問題でもあるというふうにも思っておりますので、それらも踏まえながら内部検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） この2015年3月まで、福祉サービスのケアプランやなんか立てなければなりませんよね。圧倒的に専門員は不足していると思います。だから、そういう手だてもこれから急いでやっていかなければならないと思うのですけれども、現在、相談支援事業所というのは札内に3カ所、それから札内の福祉センターに1カ所ありますよね、ご答弁の中に。それで、幕別本町と忠類にはその窓口がない、職員が対応していると思うのです。だから専門員が対応しているということではないということにつながると思うのです。

役場の窓口ですけれども、そこで相談支援専門員は今1人いらっしゃるのですか、いないですよ。専門の方は講習は受けても、経験年数をプラスした専門員はいないと思うのです。ですから、その手だてが必要だということだったのです。ですから、本町の方と忠類の方がそういうところに行ったときには、札内のこの相談支援事業所まで行かなければならない。そういうことが今は一つの課題としてありますので、近々にやはり今回制度が変わることによりまして、幕別本町と忠類のほうでも、そういうことを受けてもらえる、受けられる、そういう体制が急がれると思うのですが、その手だてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 障害者の方も平成27年度からは皆さん利用計画がしっかりあって、その利用計画に基づいてサービスを受ける、そういうことに法律が改正になって、これから進められます。

おっしゃるように、あとそれまでの間は1年半という期間の中で、今、サービスを現実的には計画はなくてもサービスは受けられるということになっておりますので、その方々がしっかりとその計画を持ってサービスを受けるようにするというのに、あと1年半の期間ということになります。

その中で、この間、新聞等でも報道がありましたように、現在、計画が、そうしたらどのくらいの割合で持っているのか、これは十勝管内では約11%程度と言われておりました。本町におきましては、19%程度だったと思います。そのようなことで、かなりまだ計画が達成されていない方が、策定されていない方がいらっしゃいますので、これは議員おっしゃるように、あと1年半の間に計画は着実につくられていかなければならない、そのとおりであります。

本町におきましては、民間で5人の方が資格を持っておりますので、そういう計画を策定するという業務につきましては、そういう民間の方に委ねていきたいと思っております。そういう計画が必要な方につきましては、在宅の方ということになりますので、これおおむね大体130人程度が対象になるものと思われまますので、町の役割といたしましては、いろいろな障害を持った方の総合的な窓口として、まずは第一義的な相談、そういうようなものについてはしっかりと受けて、そしてあと民間の事業者にいろいろとあとは相談を振りながら、そして官と民が一体となって対応していくのが一番いいものだと思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） もう一つ、本町のほうはそうです。忠類のほうも、ちょっと距離が離れていますので、そういうスムーズに行くような手だても必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 計画策定に当たりましては、そういう資格を持った専門員が障害者の方に訪問しまして、よく状況を聞きながら計画を練っていくというのが基本になると思いますので、今、町の職員でもその資格を持った人はおりませんけれども、いろいろな相談におきましては出向いたり、また本町のほうに電話をいただいたり、そういうようなことで総合的な相談については町が担当いたしますし、計画を練る段階におきましては資格を持った民間の事業者が、そういう自宅等に訪問して計画を練っていくと、そういうことになるかと思えます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 法が施行されてまだ進捗している、進められている状況ですので、その手だてを早目早目にとっていくことがサービスを充実させていくということになると思いますので、その手だてもしっかりと行っていくことが大事だと思います。

また、そのサービスを利用する場合に、障害の度合いによってサービスを利用できない、そういう障害の方も中にはいまして、障害を医療機関にかかるですとか、そういうふうになると助成のない方、医療費の助成ですとか、障害サービスの助成に該当しなくても障害のある方、そういう方たちにもしっかりと対応をしていくことがこれからも必要だと思うのですよね。ですから、そういう点では、本当にこれから総合窓口というのは重要な役割を果たしていくと思いますので、障害を持っている度合いはいろいろあると思うのですが、軽度の方ですとか、それから認定されていない障害のある方ですとか、そういう方にもしっかりと対応していく手だてというものがこれから必要になっていくと思いますので、その総合窓口の充実を本当に早目早目に手だてをとっていく必要があるのではないかと思います。

今、障害者の手帳を持っている方が障害ありますと認定されていても、手帳を持っている方が障害者で41.7%で、障害児で42.9%なのですよね。それで、障害手帳を持っている方はそれきちと認定されていますので、そういう手だてもとれると思うのですが、障害手帳を持っていない方の障害者に対するそういう手だてというのは、これからどのように行っていくのか、そういう点もお聞きしたいと思えます。

○議長（古川 稔） 暫時休憩します。

15：14 休憩

15：15 再開

○議長（古川 稔） では、再開いたします。

○16 番（野原恵子） このアンケート調査報告書の中の3ページなのですが、障害者手帳を持っていない方が125件いるのです。そして障害の1級から6級まで持っている方がいます。障害手帳を持っていないという方が125件の41.7%なのです。こういう方に対する手だてというのも障害手帳を持っている方も同じような対応をされているのかどうか、そこです。

○議長（古川 稔） 再び、暫時休憩します。

15：16 休憩

15：19 再開

○議長（古川 稔） それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

障害福祉係の説明を求めます。

○障害福祉係（甲谷英司） 今回のこのアンケートにつきまして、先ほど議員のほうでおっしゃったことの内容ですが、あくまでも身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、いわゆるこの方たちが障害者手帳を持っている方というふうになります。障害福祉サービスを受けられる条件の中に、自立支援医療（精神通院医療）受給者証を持っている方もサービスを受けられることになっております。

また、そのほかに発達障害という診断を持っている方につきましても、いわゆる障害者手帳を持たずにサービスを受けることも可能となっております。

また、児童につきましては、いわゆる特別支援教育を受けられているとかという根拠を持っている方につきましては、いわゆる発達の支援が必要だということで、それも同じくサービスを受けられることになっております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それでは、その障害者手帳を持っていなくても福祉サービスは受けられますよという、そういう認識でいいということですね。わかりました。

それでは、ここにアンケートに答えた方たちは、何らかの形でサービスを受けられている方も、サービスを受けていない方もいますけれども、持っていなくてもサービスを受けているという認識でいいということで、はい、わかりました。

次、この相談支援専門員なのですが、この講習が本当に受けたくても受けられないという、そういう状況が生まれております。それで、お答えの中でも何らかの手だてをとっていききたいという、要請をしていききたいというお答えでしたけれども、これは急がれると思うのです。ですから、できるだけ早い時期に講習を受けられるような要望を強めていかなければ、この福祉サービスのプランも立てられないと思うのです。ですから、そういう点では、町職員の中でも経験年数があっても講習が受けられなくて専門員としての役割が果たせないという状況も生まれてきていると思いますので、ここはもう本当に早目に道に要請していくことが大事ではないかと思っておりますので、その辺を強めていただきたいと思っております。

次に3番目なのですが、3番目のこの相談の件なのですが、事業所への基本相談委託料ということで、制度が変わった中で国からの助成が受けられるということだったので、例えば相談の中にも三つの相談内容に分かれていまして、一般相談、特定相談、障害相談と三つに分かれている、この中の一つとして、特定相談の場合に引きこもりとか、それから不登校など、こういうところの相談というのは本当に時間がかかりまして、そしてなかなか福祉サービスに至らない。そうすると事業所への収入というか、そういうものもなかなかふやすことができないということで、そこへの相談の助成、委託の助成をしていただけないかという、そういう要望なのです。お答えの中で、5,000円から7,000円に引き上げたばかりなので、今のところ検討されないということだったので、やはりこのところも相談所への、その事業所への助成ということで、これから助成をしていくことも必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

今のところできないということだったので、そういうなかなか利用料金にはね返らない、そこを手だてを講じてほしいということなのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、今年度から5,000円から7,000円に増額したと。一方では今のお話ありましたように、27年度4月から計画相談等に入っていくと。こういった状況なもので、今の時点、例えば平成26年度についてはもうちょっと様子を見させていただきたいというのが実は本音のところでもありますので、全く考えないということではありませんけれども、ことしアップしたばかりですので、何とか様子を見させていただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 次、4 番目のケアホーム、グループホームの住宅料の助成なのですが、これも国から助成されている住宅料 1 万円限度に助成され、4 分の 1 が町の負担ということだったのですが、ケアホームとかグループホームに入所する方は、1 級、2 級の障害者年金ですよね。これではやはり不十分で、保護者の助成がないと入れないという、そうすると自立したくても自立できない、そういう状況が生まれているということです。これは 5 番目の年金とのかかわりもあるのでありますが、こういう点では、本当に年金額が上がればいいのですけれども、今のところは国の制度ですからなかなか上げるというふうにはならないというジレンマもありまして、ケアホーム、グループホームに自立して入りたい、そして何とか一人で生きていきたい、そういう人たちのために、もう少し住宅料の助成をしてほしいという、そういう要望なのです。

それで、年金で住宅料とか、グループホームやなんかに入ってそこへ納めると、医療費だとか被服費だとか、その他の費用は一切保護者が助成しないと入れないと。保護者が元気で、それで助成できるような家族であればいいのですけれども、そうでなければ入ることができないということもありますので、その検討ももうちょっとできないのかということ、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるとおり、年金が上がっていけば、ある程度解決はできるでしょうけれども、恐らく年金は要望するどころか、何とか下がらないように現状維持の要望になってくるのかなというふうに、今思っております。

これ先ほど言いましたように、グループホームでは 6 万 9,500 円で月 7 万円、年間で 84 万円、もらえる年金が何ぼですか、78 万円とか 79 万円。ですから、おっしゃるとおり、払ってしまうと差し引き残らないというのが現実なのだろうと思います。

その中で、仮に 1 万円助成すると 12 万円が別ということになるのでしょうかけれども、これもなかなか町村独自でやるのがいいのか、今言う 1 万円を国あるいは道、町の負担を上げていくのがいいのか、そういったこともあると思いますけれども、やはりどっちにしろ、私どもがいろんなところとの町村と状況を見ながら、連携しながら取り組んでいくことが大事だろうというふうに思っていますので、さらに私どもも研究をさせていただきながら、少しでも改善できるように努力したいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 本当にそのとおりだと思うのです。5 番目の年金額を上げてほしいというの、そういう要望なのです。保護者がこうやって助成できる間は助成していけるけれども、保護者が助成できなくなったときに、本当に障害のある方、障害を持っている子供たち、どうやって生きていくのだろう。生活保護ということもあるのでしょうかけれども、できれば年金で何とか暮らしていきたい、それが本当に大きな要望で、親たち、保護者たちの運動も、そういう点でグループホームをつくったり、ケアホームをつくったり運動を進めている中で、最終的にぶつかるのは経済的な、ここが一番大きなネックになると言っていました。ですから、そういうことも、道とか国に要望を上げて、本当に地域で健常者と一緒に暮らしていく、そういう手だてを行っていくことが大事だと思います。

次、6 番目です。障害者の法定雇用率が引き上がりました。それで、幕別町と町内事業所の雇用率も、今、町の場合は引き上げて基準に達しているという答弁をいただいております。こういう中で、ますます雇用を広げていくということが大事だと思います。中札内の高等養護学校の分校がスタートしまして、町内での障害者の雇用を拡大していくということが本当に大事だというふうに思います。今 236 事業所のうち、50 人以上の企業の雇用率ですね、これは町の具体的に数字は明らかにされていないのですが、236 の事業所のうち、50 人以上の企業はどのぐらいあって、その雇用率はどのぐらいなのか、そこをお知らせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 15 事業所のうち、50 人を超えている事業者数につきましては、雇用している事業所 4 事業所で 10 人ということになっております。なお、雇用率等に関しましては、私どものほ

うではわからないという状況になっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはり雇用率を上げていくということで、実態をしっかりつかんでいくことが先の施策につながっていくと思いますので、そういう50人以上の事業所が4事業所で10人ですよ。50人以上の事業所がどのぐらいあるのか、そしてそのうち4事業所で10人、そこはわかりました。50人以上の企業がどのぐらいあるのか、そこがきちっと把握することによって、さらに雇用率を上げていくという働きかけができると思うのですが、そういう実態を把握することが大事だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 236事業所につきましては、雇用実態調査では643に抽出して、しておりますので、そのうちに回答にありました236のうちの今4ということでございます。それで21年の経済センサスでは50人以上が10事業所というふうになっております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今、障害者の法定雇用率の引き上げの中で、従業員56人以上が50人以上に引き下がりまして、ここで障害者を雇用しなければならないというふうに定められております。ですから、その雇用していないところに働きかけることによりまして、これから中札内高等養護学校の生徒たちもそこで働いてもらえるような手だてということも講じていかなければならないと思いますので、さらなる働きかけが必要かと思えます。

それと、町で障害者を試行的に働いてもらう、そういうところから雇用につなげていくということもされていると思うのですが、答弁の中では民間の企業では雇用が現実のものになっているということでしたけれども、町として障害者の臨時的に雇用というか、町としてそういう人たちを雇用した実態というのはあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） なかなかですね、毎年、役場で職員を募集するときには、障害者であろうが健常者であろうが別に構わないわけですから、障害者の方でも試験に受けていただければ、結果によっては採用されるのですけれども、なかなかそれが難しいというふうに言われるのです。それで、私、これ町長になって実は2回あるのですけれども、障害者の方のみを対象に採用試験を2回やりました。そして、何年か前に1回やって、去年、この雇用率が上がったものですから、さらにやって、何人ぐらい来たのだったかな、十何人ぐらい障害を持った方が来て試験をやって、1名採用したのですけれども、やはりそういった手法をとらないと、なかなかその障害者を任用することが難しいのかなというふうに思いますので、私どもも、今、法定の雇用率は超えていますけれども、何かあった場合にはそういった手法をこれからもとっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 町で、そういう実習やなんかしますよね。そうした場合には、健常の職員と同じような働き方はできないけれども、例えば短期間の雇用ですとか、短時間の雇用ですとか、そういう形でもその障害者に合ったような仕事を短期間、パートとかそういう形で職場を広げてもらうという、そういうことはできないのだろうかという要望もあるのですね。そういう点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私が言いましたのは、正職員として採用しないと、いわゆる雇用の認定率にはカウントされませんから、逆に言われたそのある程度の時間、パートみたいなことで任用するというのは、どんな仕事があるかどうか今すぐにはちょっと思い出せませんが、残念ながら今まではそういうあれはないのですけれども、私たちが今のパーセントを確保するためには、障害者の皆さんだけの対象の採用試験を実施して雇用をしているというのが実態であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そういう努力はわかりました。雇用率につながらなくても、その障害者の働く場、本当にそういうところで働くことによって前向きに生きる姿勢が変わるとというのが保護者も含めて感じているところでありまして、障害者にとっても自分たちが社会に役に立っているというのは喜びでもあるということで、雇用率につながらなくても、そういう形で雇用を広げることができるのであれば、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

あと、障害のある方も何か精神障害の方も採用されているということなのではございますけれども、アンケートなのではございますけれども、その中では精神障害のある方が一番働く場をふやしてほしい、これが 38.2%として一番要望が多いのです。ですから、そういうところも本当に、精神が不安定な方の雇用の場というのは難しい部分もあるということなのですが、そういう方にももっと門戸を広げるような短時間でも、パートでも、働けるような場を、庁舎内はもちろんのこと、民間企業にも働きかける手だてというのがこれから必要ではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁書で申し上げましたように、最初は本当に図書館とか、役場の文書係とか、そういう一部のところで体験をしてもらうということだったのでございますけれども、今はもう農協ですとか、建設業者さんとか、そういうところへ現実に障害者の方が行って、3日なり5日なりの体験研修をやって、そこで直接その会社へ採用されたと、そういうケースも現実にあるわけですから、これは多くの企業の皆さんの協力をいただきながら、これからも続けていきたいというふうに思います。

ただ、どちらかという、例えば福祉の関係の団体、ひまわりの家ですとか、そういうところからの申し込みというか、申し入れが多いわけで、一般の方々まで周知して体験学習に来てくださいというようなどころまではなかなか現実にはなっていないので、そういったことも今後は考えていく必要はあるのかもしれないし、今度の学校の関係はどうなりますか、これからだと思っておりますけれども、そういったことを含めて広く仕事を体験してもらうということはいいことなのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） もう一つ、前段で質問すること抜けていました。一つです。

今回、法が変わりましたね。で、福祉サービスの中に難病の方も入るということで、そういう点は周知されていない方がまだまだいらっしゃると思いますので、法が変わった、そしてその中で福祉サービスを難病の方も受けられるのだということをしっかり周知することが大事だと思います。難病の方はそういう手帳とかはありませんから、医療機関とか、そういうところにも協力していただきまして、こういう福祉サービスも受けられるのですよということをしきりと周知していくことが大事だと思います。その啓蒙のほう、その点だけお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 広報等通じまして PR に努めてまいりたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） お知らせとか、それから町のお知らせですとか、それからホームページだとか、そこはもちろんそうなのではございますけれども、そこですとなかなか字が小さくて見えないとか、そういうことがありますので、もっとわかりやすく公共施設にそういう制度が変わりましたよという、そういう手だても必要ではないかということなのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） ただいまのご意見のありましたことも踏まえて、これからそういうふうには PR に努めていきたいというふうに考えております。

○16 番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15 時 55 分まで休憩いたします。

15：40 休憩

15：55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告のとおり一般質問をさせていただきます。

将来にわたって安心できる介護保険制度の実現を。

幕別町では平成23年3月、平成24年4月から平成27年3月までの3年間を一区切りとした第5期幕別町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012）を策定しました。同ビジョン2012は高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住みなれた地域で、みずから、自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活を送ることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現などを目指したものです。同ビジョン2012の策定から1年半がたち、中間点として総括時期を迎えていると考えます。

また一方で、次期の同ビジョンに決定的にかかわってくる議論も進んでいます。

安倍内閣は社会保障制度改革国民会議の最終報告を受け、社会保障改正のスケジュールを詰め込んだプログラム法案骨子を閣議決定しました。法案骨子は、介護では、①「要支援1、2」の要支援認定者を保険給付から外し、②一定所得以上の所得者の利用料を引き上げ、③特別養護老人ホーム入居を「要介護3」以上とするなどの改正を上げています。

つきましては、以下のとおり伺います。

（1）同ビジョン2012では、第1号被保険者の介護保険料の基準額は前期より一月1,100円高くなり、月額4,950円となりました。介護保険料はサービスの総量を見込んで設定されますが、これまでのサービス総量が計画どおりとなっているか、伺います。また、この値上げの影響は被保険者にとって大きいと考えますが、各所得段階における介護保険料の滞納状況を伺います。

（2）地域包括ケアの中核となる地域包括支援センターの機能充実は大変重要です。地域包括支援センターの機能充実の到達状況と今後の計画について伺います。

（3）介護保険法の基本理念である「自立支援」を推進するためには、介護予防に重点を置くことが重要です。幕別町における1次予防事業、2次予防事業、介護ボランティア制度の実施状況について伺います。

（4）幕別町介護保険運営等協議会の答申書には、①介護保険の国庫負担割合の増を国に対して強く要望すること、②町独自施策としての介護従事者に向けた修学資金貸付制度の創設、③町民に対する介護保険事業の周知徹底と、3点の意見及び要望が出されています。それぞれの意見等に対する進捗状況を伺います。

（5）今回の閣議決定のように、社会保障の全面的な改正へ突き進む手順をあらかじめ定めるのは異例のことです。プログラム法案骨子の内容は、高齢者やその家族、介護事業所にとって大きな不安を与えるものであることは疑いの余地もありません。介護保険制度の破壊を許さず、高齢者も家族も安心できる介護制度への転換こそが急がれます。幕別町として、政府に対して法改正反対の声を上げるべきと考えますが、町の考えを伺います。

（6）これまでの介護保険法の改正の際には、軽度の認定者のサービス利用を限定することが繰り返されてきました。また、要介護度によって区分支給限度基準額も変わってきます。これらのことから介護保険認定審査会の役割は重要度を増しています。東十勝認定審査会に対して、十分な審査を保障するために、幕別町がどのように取り組んでいるか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「将来にわたって安心できる介護保険制度の実現」についてであります。

他国に例を見ないスピードで進む少子高齢化の中、高齢者の自然増を背景にサービス利用の大幅な伸びに伴い、介護費用が急速に増大していることから、国においては、将来にわたって安定的に介護保険を運営するために、給付と負担のバランスについて長期的な視点で議論していく必要があるとし、現在、社会保障制度改革国民会議の報告を受け、見直し作業が進められております。

ご質問の1点目、「これまでのサービス総量と各所得段階における介護保険料の滞納状況について」であります。

初めに、第1号被保険者数についてであります。第5期計画の推計値の7,175人に対して平成24年9月末現在では7,226人と51人多く、また同様に要介護認定者数は推計値の1,375人に対して1,400人と25人多い結果となっておりますが、おおむね推計どおりに進捗いたしております。

介護保険サービス給付費につきましては、平成24年度実績で約18億9,000万円、計画値の19億4,746万7,000円に対し、97%の執行率となっております。第5期介護保険事業計画の1年目といたしましては、おおむね計画どおりに進んでいるものと認識いたしております。

次に、「各所得段階における介護保険料の滞納状況」についてであります。

平成24年度の実績で申し上げますと、現年度分につきましては、第1段階が1人で1万2,700円、第2段階が13人で14万5,500円、第3段階が6人で11万9,100円、第4段階が13人で37万1,200円、第5段階が9人で31万円、第6段階が6人で34万4,100円、第7段階が2人で4万8,600円、第8段階が1人で7万3,500円、合計では51人、142万4,700円となっております。

前年度と比較しますと、滞納者数は同数ながら滞納額は27万7,329円の増となっておりますが、平成24年度の現年度分の収納率は99.65%であり、前年度と比較して0.02ポイント向上いたしております。

ご質問の2点目、「地域包括支援センターの機能充実の到達状況と今後の計画について」であります。

本町の地域包括支援センターは、正職員の保健師5人のほか、嘱託職員の保健師2人、臨時職員のケアマネジャー1人、調査員3人の合計11人体制で業務の遂行に当たっております。

地域包括支援センターでは、総合相談窓口としての機能のほか、当支援センターの周知活動、二つの在宅介護支援センターとの連携、高齢者の生活実態調査や調査訪問などに取り組んでおりますが、平成24年度の相談件数は521件、訪問件数は実人員約1,970人、延べ件数約4,600件となっております。

また、「権利擁護の推進」として、成年後見制度の概要を町民の皆さんに理解いただけるよう、研修会や出前講座などの啓蒙活動に取り組んでおりますが、今年度においては、市民後見人の養成講座を実施し、人材育成にも着手いたしているところであります。

加えて、「見守りネットワークの構築」を図るため、現在、見守り協力機関や協定機関等のご協力をいただきながら、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組み始めたところであります。

今後も、町民の皆さんの相談窓口としての機能を十分発揮し、信頼していただける支援センターとして役割を果たしてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「幕別町における1次予防事業、2次予防事業、介護ボランティア制度の実施状況について」であります。

初めに、1次予防事業についてであります。老人クラブ、老人福祉センター等へ出向き健康講話を中心に趣味の講座や栄養・運動等の講座を開講しており、平成24年度は、実施回数101回、延べ2,020人の方にご参加いただいております。

次に、2次予防事業についてであります。加齢等により心身の生活機能が低下している高齢者を対象に、必要な人に対し運動機能の向上や口腔機能の向上を目的とする教室を実施しており、平成24年度は46回開催し、延べ712人の方にご参加いただいております。

教室では、個別に対応したプログラムを作成し適切な指導を行っており、運動機能の向上に成果を上げていると考えております。

次に、介護ボランティア制度についてであります。高齢者の方が介護保険施設等で介護支援ボランティア活動に参加することで、みずからの介護予防にもつなげていただくことを目的として、平成25年1月から実施いたしているところであり、現在78の方が登録して町内の24事業所において活動されております。

ご質問の4点目、「幕別町介護保険運営等協議会の答申書の意見等に対する進捗状況について」であります。

「介護保険の国庫負担割合をふやすよう国に強く要望すること」につきましては、本年3月に策定いたしました第5期幕別町総合計画後期見直しの中で、介護保険事業の健全な運営のための制度の改善・財源の確保について国に要請すると位置づけておりますので、管内他市町村とも連携を図りながら十勝町村会等を通じて要請してまいりたいと考えております。

次に、「介護福祉士等修学資金貸付制度の対象を拡大するよう国、道に対して要望することと町独自の貸付制度の創設」につきましては、近年の介護サービス事業所の増加に伴い、介護福祉士をはじめとした専門職員の需要が高まる中で、人材の供給が追いつかないという状況にありますことから、地域における介護専門職員の人材確保は重要な課題であると認識いたしており、修学資金制度の拡充に向けて国等への要望や先進事例の研究などに努めてまいりたいと考えております。

次に、「町民に対する介護保険事業の周知及び情報提供」につきましては、町広報紙やホームページ、各種パンフレットなどにより行うとともに、住民に対する出前講座やケアマネジャーなど事業者向けの会議を通じて周知等に努めているところであります。今後も工夫を重ねながら継続して取り組んでまいります。

ご質問の5点目、「法改正に対する町の考えについて」であります。

政府は、有識者で構成されている社会保障制度改革国民会議の最終報告を経て、8月21日に社会保障制度改革の項目や実施日程をまとめた「プログラム法案」の骨子を閣議決定したところであります。

介護分野における改革の内容につきましては、低所得者をはじめとする国民の保険料負担の増大を抑制し、地域包括ケアシステムを確保するために、要支援者向けのサービスを介護保険から市町村事業に移管することなどの見直し案が示されているところであります。

町といたしましては、このたびの改革が、医療制度、公的年金制度、そして少子化対策も含めた社会保障制度全般にわたるものであり、将来の住民生活のあり方に大きな影響を及ぼすものでありますことから、情報収集に努めるとともに今後の論議や動向に注視しつつ、介護保険制度が安定的に継続し、住民の皆さんが安心して暮らしていけるような見直しとなるように、管内の他市町村とも連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「東十勝介護認定審査会に対して、十分な審査を保障するための取り組みについて」であります。

介護認定の審査につきましては、池田町、豊頃町、浦幌町との東部4町で東十勝介護認定審査会を設け、審査に当たっております。

毎年、介護認定者数が増加しているため審査会に諮る件数も増加傾向にありますことから、昨年度からは審査回数を増加いたしました。本年度からは審査委員を増員して合議体数を3合議体から4合議体にふやし、体制の充実を図ってきたところであります。

また、町といたしましては、東十勝介護認定審査会の事務局を担当しておりますことから、毎回の審査会に保健師が同席して、委員の方からの疑問に対応しながら審査会を運営しているところであります。

さらに、審査に当たる委員の方々に対しましては、毎年、十勝総合振興局で開催される審査会委員研修会に参加し、研さんを深めていただくとともに、審査会の場において、特徴的な事例の検討や問題点の整理などに取り組んでいただいております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

幾つかの項目の中ではとても丁寧にご答弁いただいて、もう再質問の必要もないぐらいなものもあるのですが、幾つか考え方の中ではしっかりと町長の考えを聞かせていただきたいと思いますというふうに思っています。

介護保険料が上がりましたよということは初回質問の中でさせていただいたところでありまして。このことは、今までの1期から5期の中では2期目を除いてずっと値上げが続いてきた、そういう状況の中で5,000円を超えたら大変なことになるぞというところのぎりぎりのところで何とか踏みとどまった、そういう介護保険料が今の中身だというふうに記憶しているところでありまして。

それで、ここではサービス供給量と、それから滞納状況についてお尋ねしたわけでありましてけれども、今の時点では予算の執行率が97%、ほぼ、おおむね計画どおりに進んでいるものということでご答弁いただきました。介護保険料そのものが結局、今は5期ですけれども、この5期の3年間を見通して、サービス供給量全体を見通して、そして料金設定をする、そういうことでもありますから、このサービス供給量をどういうふうに見込むか、また誤差があれば誤差があるなりの対応をせねばならないのだと思うのです。私の考えの中では、このサービス供給量が予想を下回ってそのことが繰り越しになるようなことにならないようにする、その3年間の中で繰り越しがほとんどない、そういうことになることが望ましいのだというふうに考えているところでありまして。

それで、97%というこのビジョンに基づく1年目の数字の中でいただいたわけでありましてけれども、今回、決算委員会もこの期にこの議会の中で迎える中で、介護保険のサービス供給量のところの資料を見ますと、いろいろとサービスの中身によって予想以上のもの、予想以下のものがあるわけなので、すけれども、トータルで言うと92%ということでの決算資料をいただいているところでありまして。

そして、この数字を4期、過去の3年間でひもといていくと、4期においては21年度はサービス供給量は当初予算に対して109.3%、22年度は100.63%、23年度は100.73%というのが決算資料の中で出てきているところでありまして。そして、24年度は、5期の第1回目は、1年目は92%という数字が出てきているところでありまして。

私はここでお尋ねしたいことは、おおむね計画どおりということでありましてけれども、このようにひもといていくと、おおむね予想どおりという表現よりは、サービス量がやや少な目に進行しているという認識のほうが正しいのではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 答弁の中におきましては、これは計画値、それと実際の24年度の執行額、これらを比較いたしましたして97%の達成率ということでお話はさせていただきました。今、議員のおっしゃることにつきましては、24年度の予算ベースで見たらどうかというお話だと思いますけれども、第5期の計画における計画値につきましては、これは計画策定、大体9月時点での基礎数値をもとに給付額等についても推計して計画値として定めております。24年度の当初予算におきましては、その9月以降の給付の実績等なんかも加味いたしまして、そして補正をかけながら、そしてある程度修正をして予算は約20億円ぐらいの給付ということで見込んで計上したところでありまして。そういうふうないろいろな見込みの中でこれはやることでもありますので、あくまでもこの予算と実際の執行につきましては、どうしてもやっぱり一定程度の差が生じてしまうということは仕方のないことだとは思っております。

予算の計上におきましては、やはりこれは給付額が歳出で支払われるものでありますから、一定程度この歳出がきちんと確保される、担保として予算は確保しなければなりませんので、その辺のことでもご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 当初予算と、それからビジョン上の計画、そのところについてはちょっとまだ私自身も今のご説明、それから以前に聞いたご説明の中でもまだ十分理解できないところもありますけれども、今私がお聞きしたことについてももう一度お尋ねしますけれども、おおむね予想どおりという

よりは、ややサービス供給量が少なくこの1期目は推移したというふうに考えたほうがいいのではないかとということについてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 給付費という考え方の中におきましては、予防給付については103%の執行、居宅介護サービスにおいては95%、地域密着型サービスが90%の執行率であったことでトータルで97%ということになっております。

この地域密着型が計画値より下回ったのは、ふらっと札内の開設が当初計画よりも2カ月遅れて開設したためのもので、部長から答弁ありましたとおり、計画上おおむね予想どおりの執行率というのは、使っていただきたいサービス、こちらが計画したサービスについてはきちんと積み上がっているかなという判断をしているということでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） なぜ供給量に差が出たかと、予測との違いが出たかということについては、まだ私は質問はしていないわけでありますけれども、そういったところのもとで1年目が少なくなったということは理解しました。

それで、この少ない分というのは、結局後から挽回するとかという、そういう中身のものではないですよ。そのまま残っていく、そういう性格のもですよ。先ほどのご答弁にありますように、このサービス供給量は約20億円の、年間20億円の事業でありますから、1%といっても約2,000万円、3%ですから6,000万円、ここでサービス供給量が少ない分、今、財政的には浮いたということになってしまうのではないかとこのように思うわけであります。

それで、これが2年目、3年目というこの中では繰り越しがあるという形が望ましくないのではないかとこのことを私は述べたわけでありますけれども、その点については町長はどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 詳しい内容はわかりませんが、繰り越しが出たことを、私はそのこと自体を否とするものではなくて、最終的には1期3年が終わった時点でどんな結果になるかということで、当然、次期の保険料にも算定されていくのだらうと思っておりますけれども、今現在3%、97%の執行率で終わったから、そのことで悲観的になるようなことではないのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今1年目が終わってそういう数字だったということ悲観的に見なくてもいい、それはそのとおりだと思うのです。3年間終わった時点でどんな状況になったかと。そこで、例えば、今回この6,000万円ちょっと見込みが違ったわけで、それが残ってくるわけですよ、あと計画どおりだとすれば。その時点で、ではそれを町長としてはそのまま次に繰り越すという解決の仕方をするのか、それとも何か繰り越しの形にしないで違う手当てを打つ、そんなようなお考えがあるのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 先ほど町長がお答えしましたように、介護保険の制度そのものにつきまして、この3年間で収支が合うということが基本になると思っております。ですから、大ざっぱに申し上げますと、初年度は95%ぐらい、そして第2年度は100%ぐらい、第3年度はそれよりも少し多くなって105%ぐらい、その中で全部トータルして収支が賄えるというのが基本的な考え方になるかと思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そんなことはわかっておりますよ。1年目と2年目と3年目は当然高齢者の数も違う、要介護、その増加に伴ってサービスの需給量がふえることを見込んで、1年目が少なくあって、2年目がそれより多くあって、3年目がもっとある、それがこのビジョンの2012にちゃんと表になって書いている、そのことは承知して質問しているところです。もう繰り返しませんけれども、繰り越

しをしないようにする、そのことが大事なのだと思う。

それはどういうことかという、結局、多く介護保険料を第1号被保険者からそれを集めてしまったということになるわけで、そして高齢者なわけで、ちょっと言い方はいろいろありますけれども、これから先ウン十年もそういうことなわけですから、だからその3年3年でちゃんと繰り越しがないように、そういうことをしていくべきではないかなと。ですから、今、私言いましたけれども、多く集め過ぎるような結果になったときに、何か考えていますかということをお尋ねしたのが、ちょっと遠回しになっていましたけれども、私の考えなのです。

それで、たびたび介護保険の質問はさせていただいてますけれども、滞納のことについてもお話しさせていただきませんが、やはり保険料の減免制度というのは必要ではないかなというふうに考えているところです。その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保険料の減免制度、これは前回からずっといろんな場でご質疑をいただいたり、協議もさせていただきました。段階をふやして緩和策をとったりといろんなこともありますけれども、これは今の段階で私どもは何かご理解をいただく中で進みたいということで、当面は現状のままでということになります。

この後、先ほど来申し上げておりますように、次のときに保険料はこれほどのぐらいになっていくのかをいうことが一番の関心事でもありますから、これらの中でどのような施策が出てくるのか、今の国の施策も含めながら、私どもがとれる施策がどんなものがあるのかということ、この次の改正に向けて考えていかなければならない大きな問題ではあろうというふうに思っておりますけれども、今の段階では介護保険料の減免というようなことでは考えてはいないというのが状況であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 地域包括支援センターの機能充実のことにかかわってであります。

地域の声を聞く中で、思うことは、非常に幕別町の地域包括支援センターの職員の皆さん方は健闘している、頑張っている、そのように言えるのだというふうに思っています。認定調査においても、なかなかこれは初めて行ったお宅の高齢者の方の本人の実態、家族の実態を知るということは、なかなか経験があるわけでありましてけれども、十分ではないなというケースもときには、担当するケアマネジャーや事業所のところにも連絡をとりながら、訪問調査もかなりしっかりとやっていただいているというふうに聞いているところであります。

それで、ご答弁いただいた中では、11人の職員が配置されているということの中で、5人が正職員で、正職、それ以外ということの中では、6人が非正規ということでありました。後から訪問、要介護認定のこともお話しさせていただきますけれども、本当に持っている役割はますます重要さを増しているのだというふうに思うのです。一人一人の責任が随分多いところなのだというふうに私は考えているのです。

そういうことの中では、こういう正職が5人で非正規が6人ということの配置、専門職でもありませんから、私はこの比率、しかるべき配置をしたほうがいいのではないかとこのように思うのですけれども、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も長い間、役場の職員でいたのですけれども、やっぱりこの介護保険制度ができてから、保健師さんの役割、保健師さんの業務というのは非常にこうふえているのです。昔の話をするつもりはありませんけれども、かつては保健師さんといったら、各町に五、六名がいて、家庭訪問しながら保健活動と。これ介護保険制度ができてから、もうその役割が非常に大きくなって、事務量もふえてきたということで、大変ご苦労されているなというふうに私自身も思っております。そういったことから、実は私自身も内部で相談しまして、来年度から保健師1名増員をしようということ今進めております。

あともう一つは、全て保健師に頼らなくても、例えば一般の事務職がカバーできる部分がないのか

と、そういったことも少し内部で検討するようというように、担当のほうには言っておりますけれども、大変、保健師さんの担う役割が多くなり、そしてまた負担も重たくなってきている現状であることだけは私も承知しておりますし、来年度に向けて今1名増員をしたいという考えであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。増員、それから専門職ではない職員のかかわりも強めるということでの改革を進めようということでの議論が始まっているということを理解して、それは安心したところでありました。いや、本当に専門職としての役割を果たすということの中では、言われたとおり重要で大変なのだというふうに思います。

予防のプランをつくるに当たっても、大変な労力がかかるのだと思うのですよ。自治体によっては、地域包括センターが予防プランづくりと、それから要介護認定で手いっぱいなどというようなことも聞いてしまいます。幕別町の地域包括がそういうことにならないように町長が温かい手を差し伸べると、このことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

幕別町における1次予防、2次予防事業、介護ボランティア制度のところであります。

1次予防事業、2次予防事業の実績は報告いただき、ご答弁いただいたところでありました。

介護ボランティアの状況について、ちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

この趣旨は、もともと介護の事業所にボランティアをしている方はたくさんいたけれども、それを介護の予防として位置づけて、そして若干の財政的なものもつけて実施する、そういったことでスタートしたものであります。そのように認識しているところでありました。78の方が24事業所で頑張っていられるということのお話でありました。この78人という数字でありますけれども、どれだけ広がっているかという点で、きっと以前からやっている方の中には、このままこの制度の中でボランティアをやるという方はたくさんいたのだと思うのですけれども、この制度ができたことの中で新たに自分も、では加わってみよう、それが私は大きな成果なのだと思うのですよね。どれくらいいられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 今、正確に数字を持ってきていませんけれども、おおよそ半数の方、78名の半数の方が全く新規でついていただいています。また、25年の8月末現在では99人にふえていただいて、今回この新規で手を挙げていただいている方は、ほとんど新しい方となっております。

○民生部長（川瀬俊彦） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。たくさんの方に参加してもらうように、この事業を大いにPRしていただきたい、PRすべきだというふうに思います。

幕別町介護保険運営等協議会の答申書のことにかかわってであります。

三つのことの中で、それぞれ前向きなご答弁をいただいたのかなというふうに思っています。

介護保険の国庫負担の割合に対して、国に対して強く要望すること。実は、これは、これと、それから三つ目の介護保険事業の周知徹底というのは、このプランの2009にも答申がされている中身であります。運営等協議会のこの答申でありますけれども、やはり私は全体を重く受けとめるべき、この要望をちゃんと受けとめることがこの2012のプランをしっかりとやるという、そういう町の決意が伝わってくるものなのだというふうに思います。運営等協議会は、結局まだ介護保険事業の周知徹底はまだ続けてもらいたいという判断をしているわけですし、国庫負担の割合の増加、このことに対しても引き続き、きつともっと強く国に要望してもらいたいということの考えなのだと思うのです。ぜひこのことを強めていっていただきたいというふうに思います。

そして、介護従事者に向けた修学資金の貸付制度についても、なるべく早期に制度設定ができるような検討を強めていっていただきたいというふうに思います。

2番目については、もう少し展望をお聞かせいただけたらと思うのですけれども、その2番目というのは修学資金のことですけれども、もうちょっと具体的にご答弁いただけませんか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、介護福祉士等のいわゆる介護にかかわる資格者の必要性というのは、ますます重要性を増しているというのは現実だろうと思います。そういったことで、特に本町の場合江陵高校に福祉課があって、ここで勉強されているような方が実習に出たりなんかするときに、なかなかそういう自己負担というようなことがあって、これらも修学資金という名前のもとですと、貸しつけして勤めたら返してもらうという方法もありますでしょうし、支給するというような資金の支払いの方法もあるでしょうけれども、こういったことを、今、私どもとしては何らかのことが考えられないかと、別に江陵高校だけに限ったわけではもちろんありませんけれども、そうした福祉に、あるいは介護や保健のために頑張ってくれる人たちを助けるために、町としての独自の制度を今検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 5番目、今回のこの改正に対して、どう町がアクションをするかということをお求めたつもりでありますけれども、ご答弁の内容は、やはり6月議会にもこの件で別な質問の方がお聞きしましたけれども、情勢を見ながら適切にということの文言で今回も終わっているところがあります。この3カ月の間に、初回質問にも入れさせていただきましたけれども、これが閣議決定にまで至ったと。これがこのままきつと出てくるのだというふうになっていく流れであります。だから、6月の時点と、または進展があったわけで、同じく情勢を見ながら適切にということだけでは、私は町がこの改革改正案についてどう考えているのかちょっと描き切れない、そんな状況です。このことについてももう少し町としての、この制度がこういうふうになったときには町民がどうなっていくのかなどの展望など考えられること、町としての示す態度をもう少し具体的にご答弁いただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりで、その後、何ら動きはないわけでした、例えば町村会でどういう対応をこれからとっていくのかという、その辺の詰めまではまだいっておりません。ただ、新聞なんかで見ますと、この学識の方々の意見をいろんな場で聞くときに、市長会の事務局長が市の負担がふえないのであれば、要支援の1、2を市町村へおろすことも反対ではないというような意見を言ったというようなことが出ていました。私どもからは、とてもそういうことが市長会だけで言っているのかどうかということも、私は疑問に正直思っておりますし、この後の特養の入所者も要介護3以上でなければということ、これらも結果的には待機者といいますか、住民の方へしわ寄せがいくわけでありますから、我々は先ほども申し上げましたように、住民の皆さんが安心して利用できる介護保険制度ということを根幹とするならば、そういった改革は決してよしとはしないのだろうと私は思いますけれども。

ただ、先ほど言いましたように、これは私の個人的なここだけの話ですけれども、全体的なことについては、まだ町村会が一致団結してどういう対応をとるといふところまではもちろんいっておりませんが、当然のことながらこれは社会保障と税の一体改革を含め、いろんな改革が今これから進められようとしておりますから、さらにいろんな問題が出てくるのだろうと思いますけれども、何とか私たちの声、市町村や住民の声が届くように、そして住民の皆さんたちにとってよりよい改革になるようにということをお今は望むところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町長の考えはこれで伝わりました。慎重にご答弁いただいたわけだけでも、ここだけの話、そういうふうになっているということをお聞きして、私は大変共感をしたところであります。

いろいろと今の介護保険制度、問題点もあるのだと思うのだけれども、やはり今こうして2000年から立ち上がって、一応は軌道に乗り、利用者さんの意識も家族の認識も、それから介護保険にかかわる事業所も、今の介護保険制度をベースに立ち上げられてきているわけですから、問題点を解消しな

がら今のサービスを利用者さんにとって拡充していく、そのことが最も望ましいというふうを考えているところであります。幕別町としても、しかるべきときにしっかりと声を上げてくださる、そのことを、今ここだけの話、思っ、確信したところでほっとしたところでありました。

そのことにもかかわってくるのですけれども、6番目、東十勝認定審査会であります。

医療、福祉、介護の専門家の方たちが、今、結局5人ずつ4グループですから20人、この方々がけんけんごうごうの真剣議論の中で、その専門職を存分に発揮して認定にかかわってくださっている、そのことは疑う余地もないというふうを考えています。

しかしながら、やはりこの決算資料をずっと積み上げていきますと、この要介護認定の1回当たりの人数というのは、なかなか解消できないのだなということは明らかであります。平成24年度、58回審査会をやった、判定数は2,830、審査会1回当たりの審査数は48.79、約50であります。平成23年度に至っては50回の審査会2,858人の判定、57.16。実際、審査会の委員の方からお話を聞くと、1時間ぐらいの間で、このような数を認定するのだ、そうすると1人当たり1分で、そういうことになってくるわけでありまして。こういうやり方をせねばならない、そういう状況の中で、この要介護度によってここまでだよ、ここまでだよ、ここまでだよという、そういうことが改正のたびに強まっている。要介護認定は介護保険を使うための入り口としても大事だけれども、ますますその結果によって左右されるものがある中では大事さを増しているということになるのだと思います。

しかしながら、その一方で、実際ケアプランをつくるという側にとってみれば、その人を、本人や家族をアセスメントしてこんなサービスが必要だよということの中で、どんなサービスを使うということを選んでいく中では、この要介護は何ぼだというのは、大して関係ないのですよね。選ぶ中で、そのサービス料の限度額が違いますから、それを超えると大変な負担になりますから超えないようにするというだけでは出てくるのだけれども、結局、制度の入り口としては大事でも、どこからどこまでということの区切りでは大事でも、実際ケアプランをつくる中では余り影響はない。本当にこんなことに一生懸命になるというのも、実は大変な矛盾を抱えている制度なのだというふうに思います。

1人約1分ぐらいの認定の中で、その人の実態がどうなのかということと判定する、このことがどうなのかということ、私は常々疑問に思っているところです。このことに対しての町の考えをちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 審査に当たりますには慎重に検討されなければならない、これはおっしゃるとおりであります。そこで、この審査に当たりますには、その委員の皆さんに事前に資料をお送りして、そして先に目を通していただく、そしてその上で一堂に会して、1人平均したら1分ぐらいになるのでしょうか、そのような形でどんどん審査を進めていくと、そのような形をとっておりますので、まずは委員の皆さんそれぞれが、まず事前にしっかりと資料に目を通して状況を把握していると、そのように認識しております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 事前に資料に目を通していただいているということの中では、今の1時間当たりで50件ぐらいの認定をすると、判定をすることはできないことではないということのご答弁ということなのだというふうに聞いていいですね。はい、わかりました。

現実の問題として、どうやって負担を軽くするかということは余り手段がないのだと思うのです。今回、合議体をふやした、それをまたさらにふやしていくということも方法なのだけれども、やっぱりこの引き受け手の先生方の問題なんていうのもあるのだと思うのです。やはり、私は事前に見ていただく資料の充実が大事なのではないかなというふうに思います。

それで、事前配付資料の中には、1次調査もあるでしょうし、主治医意見書もあるのだというふうに思います。幕別町の方の1次判定の結果については、大変しっかりと書かれているというふうに聞いています。主治医意見書が、やはりそれはさまざまなものがあるのだ、このことが1次判定を2次判定でどう見るかというときに大変判断を迷わすものになる、十分な判定ができないものになるのだ

ということになってくる、そういう声が聞こえてきます。主治医意見書に対して、やっぱり事前に目を通す中ではあるのだと思うのです。そんなケースなんかは何か手だてを打ってらっしゃるのですか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 主治医意見書を記載する主治医に関しては、北海道が責任を持ってその指導講習を行い、主治医意見書を書く人という選定をさせていただいています。東十勝介護認定審査会で意見書を書いていただく医師は、町内だけではなく帯広もあるのですが、今、帯広等々の中でも主治医意見書の研修を受けていただいている医師の方たちが非常にふえてきているということで、その指導強化を道が強く努めているというふうにお伺いしております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それは、では道に任せてあると、道のほうでやってくれているから、それは今後改善していこうと、そういうことですね。いや、そうなればいいなということを願います。

時間ですから終わりにしますが、本当にこの第5期においても2年目半ばであります。サービス提供量の状況を見ながら、やっぱり私は介護保険料をどうするかということのお話、内部でしっかり議論していただきたいと思いますし、第6期に向けてもいい制度になるように町がしっかりと役割を果たしていただきたい、そのように願って質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:54 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第3回幕別町議会定例会
(平成25年9月12日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至 5 小島 智恵
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第71号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第72号 幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第73号 幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第76号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第7 議案第77号 平成25年度幕別町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第78号 平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第79号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第80号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第81号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)

会議録

平成25年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年9月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 羽磨知成
会 計 管 理 者 田井啓一 経 済 部 長 田村修一
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 細澤正典 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
地 域 振 興 課 長 原田雅則 農 林 課 長 森 範康
土 木 課 長 湯佐茂雄 保 健 課 長 境谷美智子
商 工 観 光 課 長 森 広幸 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 こ ど も 課 長 山岸伸雄
都 市 施 設 課 長 笹原敏文 税 務 課 長 中川輝彦
農 業 振 興 担 当 参 事 須田明彦 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至 5 小島 智恵

議事の経過

(平成 25 年 9 月 12 日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（古川 稔） おはようございます。

本日も議場内が暑くなることが予想されますので、上着を外していただいで結構かと思ひます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 通告に従いまして、2 点について質問を行います。

1、建設労働者が働き続けられる雇用環境に。

北海道の 2013 年度の「公共工事設計労務単価」が、主要 12 職種で平均 16.3%引き上げられました。金額では、1,700 円から 4,200 円の引き上げになります。

建設労働者の「労務単価」は、1998 年以来下がり続け、2012 年の単価を見ると、特殊作業員で 78.1%、運転手一般で 74.9%まで下がっています。暮らしが成り立たず、離職・退職がふえる一方で、入職の減少が深刻化してきました。十勝管内・外の自治体で、建設事業の入札不成立が起きておりますが、その一因ともなっています。今回の改定が、雇用の安定、技術の継承、地域経済の振興につながることを期待されています。

幕別町では、新設計労務単価と急激な資材の高騰に対応した工事発注を既に行っておりますが、「労務単価」の引き上げが適正に労働者の賃金に反映され、暮らしの安定につながるよう業者に対する対応が求められます。

加えて、国土交通省の調査によると、道内建設労働者の約 3 人に 1 人が健康保険未加入で、厚生年金の未加入も 37%となっています。

今回の労務単価算定に当たっては、社会保険加入に必要な法定福利費相当額（本人負担分）も確保されております。これらが正しく反映され、健康保険、厚生年金の加入が促進されなければなりません。

何よりも年間を通して安定した収入が確保されることが望まれます。通年雇用の促進と 40 日の失業保険を 50 日給付に戻し、さらに本来の 90 日に復活させるよう国に対する働きかけを行うべきと考え

ます。

以上の点から、次のことをお伺いいたします。

①新設計労務単価が労働者に適切に反映され、労賃の引き上げ、健康保険、厚生年金加入の促進につながるよう業者に対する指導・支援を行うこと。

②上記の徹底を図るため「事業実施状況報告書」等の提出を事業者を求めること。

③十勝北西部通年雇用促進協議会の通年雇用、技術者の取得や継承の取り組みと実績について。

④失業給付の90日復活を国に求めること。

2、幕別平和非核都市宣言30周年に向けて、記念の取り組みを。

幕別町は、1985年に非核平和都市宣言を行ってから、やがて30年を迎えようとしています。宣言は、「平和な未来を子供たちに残すために核兵器の全面禁止を求める」ことがうたわれていますが、しかし世界には、いまだ1万7,300発の核兵器が存在すると言われ、人類の大きな脅威となっています。

日本は、人類の歴史の中で、ただ一つ核兵器がつくり出す惨劇を受けた国であり、また今、新たに福島原子力発電事故で放射能の被害は拡大しております。

核廃絶に向けての大きな役割を果たす国連の核軍縮再検討会議（NPT会議）が5年ごとに開催されておりますが、今回の開催は、ちょうど幕別町の非核平和都市宣言30周年となる2015年に予定され、また日本の被爆70年という節目の年にもなります。

幕別町では、これまでも平和活動として、折り鶴運動や原爆パネル展、被爆者の講演会などを開催して取り組んできましたが、2015年のこの節目の年に向けて、さらに内容を充実、発展させ、記念の取り組みとして行うことを検討すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「建設労働者が働き続けられる雇用環境」についてであります。

ご質問にありますように、平成25年度の公共工事設計労務単価が本年3月に決定され、前年度に比べ、51職種の全国平均で15.1%の上昇となったところであり、そのうち主要12職種平均で北海道においても16.3%の上昇となっております。

これらにつきましては、技能労働者の減少等に伴う労働力需給の逼迫化の傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定されたものと認識いたしております。

また、平成24年10月に農林水産省及び国土交通省が実施した公共事業労務費調査によりますと、北海道の建設工事従事者は、雇用保険の未加入率が8%で対前年度比約1ポイントの減、同様に健康保険が30%で約4ポイントの減、厚生年金が32%で約5ポイントの減、3保険合計が33%で約5ポイントの減となっており、未加入率は改善傾向が示されております。

ご質問の1点目、「新設計労務単価が労働者に適切に反映されるよう業者に対する指導・支援を行うことについて」と、ご質問の2点目、「労賃の引き上げ等の徹底を図るため『事業実施状況報告書』等の提出を事業者を求めることについて」は、関連がありますので、あわせてご答弁をさせていただきます。

国では、平成25年度の公共工事設計労務単価決定にあわせて、建設業団体の長に対しては、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いや法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底などについて、都道府県知事や市町村などに対しては、労務単価の早期適用や社会保険等への加入に関する指導などについて、それぞれ要請がなされております。

平成23年6月に、国土交通省の「建設産業戦略会議」において取りまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」においては、保険未加入企業の排除に向け、「建設産業行政担当部局が、社会保険等担当部局における加入徹底の取り組みと連携して、建設産業の健全な発展を促進する観点から指導監督していく枠組みが必要である」との取り組みが打ち出されております。

これを踏まえ、国は、平成 24 年 11 月から建設業の許可・更新の申請時に、健康保険等の加入状況を記載した書面の提出を義務づけるとともに、健康保険等に未加入で指示処分に従わない場合の営業停止処分も新たに追加されております。

また、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、技能労働者の医療や年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者の減少の一因となっている状況を踏まえ、社会保険未加入問題への対策を進めるため、国では「社会保険未加入対策推進協議会」が設置され、建設業団体、関係団体、建設業担当部局、社会保険担当部局等の関係者が一体となって、総合的かつ継続的な取り組みがなされております。

町といたしましては、本年度、早期に発注した工事において、旧労務単価を適用しておりましたことから、国が定めた「平成 25 年度公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置」に基づく受注者からの請負代金変更の協議の請求を受け、新労務単価に基づいた請負代金に変更をしたところであり、それ以後の工事につきましては、新単価で設計し発注いたしているところであります。

適切な水準の賃金の支払いにつきましては、公共工事の適正な施工を確保するためにおいても、技能者の確保や育成に極めて重要であると認識いたしているところでありますが、あくまでも受注した事業者の経営判断や労働者との雇用契約などによるものであり、町がそれらの内容の報告を求めるといような性格のものではないと考えております。

一方、法定福利費関係につきましては、本町では「労災保険成立証明」及び「建設業退職金共済掛金収納書」の提出を求めています。健康保険や厚生年金、雇用保険などへの加入の確認できる書類の提出は求めておりませんので、今後は確認の方法、指導のあり方について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「十勝北西部通年雇用促進協議会の通年雇用、技術者の継承の取り組みと実績について」であります。

十勝北西部通年雇用促進協議会につきましては、平成 19 年度に始まった国の通年雇用促進支援事業の受け皿として、本町のほか音更町、芽室町、清水町など合計 8 町と各町商工会並びに北海道により、平成 19 年 8 月に設立されました。

協議会では、季節労働者の通年雇用化の促進を図ることを目的として、季節労働者を対象とした雇用相談窓口の開設、雇用促進セミナーや能力開発・向上のための技能講習会、求人開拓のための企業訪問などの国の委託事業、季節労働者の資格取得費用の助成や冬期間季節労働者を雇用した事業所に対する助成など、協議会独自の各種事業を実施してきたところであります。

初めに、通年雇用の実績についてであります。平成 24 年度におきましては、本協議会が構成する 8 町において 19 名、そのうち本町の住民 3 名が通年雇用に至ったところであります。

また、本協議会の事業が始まった平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間では、8 町全体で 82 名、そのうち本町の住民は 10 名が通年雇用とされたところであります。

次に、技術者の継承の取り組みと実績についてであります。平成 24 年度におきましては、人材育成事業として、季節労働者の能力開発、技能向上を図って通年雇用化を促進するために、移動式クレーン運転技能講習や玉かけ技能講習、建設車両運転技術講習などの 9 種類の技能講習を実施したほか、異業種への再就職による通年雇用化を図るためのホームヘルパー 2 級講座やパソコン学習などを実施し、協議会全体で 70 名が受講し、そのうち本町からは 19 名が受講しているところであります。

このほか、職業訓練講習として、建築塗装技能検定を受けるための訓練講習を実施し、5 名が受講されたところであります。

また、季節労働者自身の技能向上の取り組みを支援するため、資格取得促進事業といたしまして、労働安全衛生法に基づく特別教育や安全衛生教育の受講経費に対する助成事業を実施しており、18 名へ 17 万 8,000 円を、本町分といたしましては、8 名へ 8 万 2,000 円を助成したところであります。

さらに、道の事業により大型特殊自動車運転免許や牽引免許などの取得に係る経費を助成しており、27 名へ 243 万 4,000 円を、本町分につきましては 8 名へ 75 万 7,000 円を助成したところであります。

ご質問の4点目、「失業給付の90日復活を国に求めることについて」であります。

雇用保険特例一時金につきましては、北海道の季節労働者の方にとっては、生活を守る上で大変重要な一時金であると認識いたしておりますが、平成12年5月の雇用保険法の改正により給付基準が「90日分」から「50日分」となり、平成19年4月の同法改正により「50日分」から「30日分」となったものの、当分の間、暫定措置として「40日分」が給付され、現在に至っております。

こうした法律の改正に対しまして「90日分」の復活を望むことは、大変難しいものと考えており、現在給付されている「40日分」を継続し、さらには、「50日分」に戻していくことが優先課題であると認識いたしております。

町では、これまで十勝圏活性化推進期成会を通じて国に対しまして、特例一時金の「30日分」への削減を凍結することと「50日分」へ戻すことを要望してきたところであり、今後も期成会や町村会などの関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、「幕別平和非核都市宣言30周年に向けた記念の取り組みについて」であります。

本町は、昭和60年12月23日に平和非核宣言を行い、その中で、「恒久の平和を願い、幸せな町民生活を守る決意を表明し、核兵器の全面禁止を求める」とうたっており、町のホームページの中でも全文を掲載しております。

具体的な啓蒙活動といたしましては、平和非核宣言の看板を町内3カ所に設置したほか、平和を願う千羽鶴を町民から募集し、終戦記念日に合わせて広島平和文化センターと長崎原爆資料館へ寄贈し、広島では「原爆の子の像」に、長崎では「原爆資料館内」にささげていただいております。

また、原爆パネル展や被爆者の講演会の開催など平和事業を通して、核兵器の廃絶、平和の大切さを発信することに取り組んでおります。

平成21年度には平和運動の強化のため、原爆による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念のもと、都市と都市との緊密な連帯を通じた核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立された「平和首長会議」に加盟し、国連などに対する核兵器廃絶と軍縮に関するアピールや核実験抗議活動などの署名活動に取り組んでまいりました。

ご質問の30周年に向けての取り組みについてであります。平成27年には、日本の被爆70年、本町の平和非核宣言30周年と節目の年を迎えます。

平和非核宣言の原点に立ち返り、継続して実施している平和事業に加えて、理解を深める記事の広報紙への掲載、小中学校への平和に関する標語・ポスターの募集や映画上映会などの事業も考えられますことから、平成27年に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後もさまざまな平和事業を通して、町民と一緒に平和のとうとさを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

建設労働者の働き続けられる雇用環境につきましては、早くは季節労働者の雇用改善というようなテーマで、随分取り上げさせていただいてきた経過があるのですがすけれども、2006年から始まった通年雇用促進、また講習制度の廃止などに伴って、これらに接触する機会も少なく、独自の政策を求めるということも、余り多くは取り上げてはきておりませんでした。

そんな中で、この十数年間の、特に季節労働者の中でも建設労働者の置かれている状況の困難さというのが浮き彫りになってきておまして、今回、労働価格の新しい賃金が定められたということに、これが本当に労働者に生かされる、そして暮らしの向上につながられるということを望んで、取り上げたところです。

初めに、お答えいただいている中身に沿いながら質問をさせていただきますけれども、まずは設計労務単価が今回引き上げられました。

ただ、町長がおっしゃられるように、引き上げられたからといって自動的に労働者にそのまま届く

仕組みではありません。そういう性格のものでもありません。ですから、ここでおっしゃられているように、さまざまな取り組みの中で、何とか少しでも改善される方向に向かわせていくということしかないのだというふうには思います。

その手法として具体的には、事業実施報告書などは求められないかということで書いたわけなのですけれども、現実の実態をいろいろな角度から調べてみましたら、本当にこの積算単価とはほど遠い賃金体系の現状にあるということが、今の調査の中でも明らかになってきておりました。

例えば、今、季節労働者全体が、建設労働者全体がどのぐらいになるのかというデータそのものもなかなか難しいのですけれども、北海道が調査した中では、昨年度の数字ですけれども、全道で約6万人、そのうち帯広は、季節労働者としては8,000人ということですが、6割ということでありますから5,000人程度なのかなというふうには思います。

ハローワークの調査の数字もあるのですが、なかなかそういう数字を追っていても幕別町だけというのは出てこないものですから、そういう人数を推定しながら、実際に労働者の賃金を見ますと、例えば2013年3月発表されました新しい労務単価、多く働いている普通作業員であるとか、大工さんであるとか、型枠工事さんであるとか、そういう方たちの現状を聞いてみました。

普通作業員、今回は、これまでの引き上げ率も高かったのですが、単価は1万2,700円、あるいは型枠工事では1万5,400円、大工さんでは1万6,500円という日額8時間の労務単価となっています。

実際に、どのぐらい支払われているかという点では、経験年数ですとか、年齢ですとか、男性と女性によって変わってきているというのはありますが、私が札内の現場で働いている労働者の皆さんからお伺いしたところ、まず大工さんで1万6,500円というのは皆無でした。ほとんどが1万円ぎりぎり、1万円から多くて1万2,000円、型枠の方でもこの1万5,400円という方はなくて、1万1,000円から多くて1万2,000円。この方たちがおっしゃるのは、自分たちは高いほうですよと言っていましたけれども、そういう状況でありました。運転手の方も、これは特殊運転手ということになるのでしょうけれども、いずれにしても大体聞きますと、示された金額の7割に届かないというような現状がありました。

ですから、この7割に届かないということは、今回の2013年度の以前の金額にも届いていないということなのです。例えば大工さんであれば前年度1万3,500円、でも実際には1万円から1万1,000円ということで、前年度の金額にも届いていない。そういう状況が、全部とは言いませんけれども、多いのだろうというふうには思います。

その結果として、北海道が建設労働者の労働調査というのを行いまして、その内容が発表されているのですけれども、これによりますと、建設労働者の年間収入は200万円以下が5割、北海道は季節労働者の実態調査報告として、平成22年度の資料なのですが、出しました。その中に、建設労働者の実態も報告されているのですけれども、その実態報告によると、年間収入200万円以下が5割、250万円以下というので男の方で71.4%ということですから、本当に厳しい状況の中で仕事をされているということが、こういった道の調査の中でも明らかになっています。ですから、この状況を単価が引き上がったことを機会に引き上げる条件が生まれたということを生かす観点に立って、労働者の賃金を多くしていく手法をつくっていかねばならないのだというふうには思います。

困難な状況の一つには、多くの方が、この調査の中で明らかになっているのですが、大体元請で働いているという方が3割強なのですね。あとは多くはその下請。両方の仕事に携わるということもあるのですが、そういう状況があります。

もう一つは、元請にしても下請にしても、この間ずっと削られてきた公共事業の中で、事業が減っていったということを含めて、経営自体が大変厳しい状況にある。そういう中で、労働者の賃金を上げようと思っても、なかなかそこまでは回っていかないという現実が存在しているのだろうというふうには思います。

まだ単価が決まってから、実際に実施は4月8日だったのでしょうか、ですから今9月ですので5カ月しかたっておりませんから、これからその結果を期待するところなのですけれども、今でも前年度

の労賃の単価を下回っているという現状について、まずは町としてどんな認識を持たれるのか、こういった建設労働者の賃金の今の現状をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、るる数字的にご紹介をいただきました。

私どもも巷間聞かされていることは、ずっと公共事業等が少なく、なかなか建設業を維持していく自体が大変困難であったと。そこへ新たに一気に事業がふえてきたことによって、建設労働者は少なくなる、特に型枠工なんかは人がいない。さらに、将来を考えると、ますます建設労働者に従事する、就職する人間が少なくなってきた、大変今、憂慮しているというようなことを聞かされました。そういったことから、これからのほうは、国あるいは私ども地方公共団体の事業の発注状況、これらにもよってくると思いますけれども、私はこれ今までからすると、経営者にしても、雇用される人にとっても改善はされていくのだろうというふうには思います。

ただ、問題は、今言われているように賃金が本当に的確に支払われているかどうか、これらは今、言われたように今後の問題だというふうに思います。

したがって、今までの会社と働く方との雇用契約がどんな状態で賃金が決められてきたか、この辺まだ我々もチェックしておりませんが、例えば、さっきも言われたように私どもがA社に発注し、A社が下請でB社に出すというような場合、これは報告で、当然何ぼで下請に出したと。そのときには、どれだけの賃金、個人ではなくて総体ですけれども何ぼだと、そういったチェックがこれはあるのだろうと思いますし、先ほども言いましたように、これから建設業を営んでいく上でも、あるいは人材を確保する上からも、やはり相応の賃金、必要な賃金は、これはもう我々も当然必要であろうというふうに、そのように指導の立場からも続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そうなのだと思うのです。当然、賃金が上がることが一番望まれるわけですから、そういうふうにしていかなければならないというふうに思うのです。

これまで建退共の実施状況でありますとか、いろんな点で報告を求める過程の中で改善されていくということがありましたよね。私は、賃金を上げていくためにいろんな事業所の経営の改善が図られていくこと、そして働く労働者の雇用環境が改善されていくことというふうに具体的につながっていくためには、経営者の努力だけでは、なかなか進んでこなかったのが今までだと思うのです。ですから、そこで何とか経営者に対しても、確かに厳しいではありますが、労務単価そのものは16.3%引き上げられて、そして積算されてお金が渡されていくわけですから、今のようやり方ですと、その中から全くいかないということも逆には考えられるわけですよね。そこは、もうどうしても避けたい。これを生きる手法を行政も真剣に考えて、可能な限りの事業所に対する指導というのは、やっぱりやるべきだと私は思うのです。

ですから、町長は、それ報告書は求められないのだということでもありますから、では報告書を求めないとするならば、どんな手法で労働環境改善に向けていくのか、そういうこともやっぱりきちっと執行者としては念頭に置きながら、単なる単価が上がったからそのとおり積算しますよということだけでは、町民の実態は改善されていないところを、もう一工夫していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 事業実施報告書、例えば幕別町がA社に発注したと。それを発注した工事と労務単価が大工さんなり運転手さんに、どういうふうに支払われているか。

しかし、大工さんとA社との契約は、一事業をやるたびに、1日入るたびにその単価で払っているのか、あるいは一月何ぼで払っているのか、あるいは8時間なのか6時間なのか、それぞれ個々によって形態が違うということからすると、なかなかそれを一律に何ぼ払いましたかという報告書だけでは、これは結果的には進まないのかなと。

ですから、まず雇用の形態から始まってでないと報告書を上げてもらうということも難しいのかな

ということで、我々は、今、盛んに国なんかも賃金を上げるべきだと言っていますから、今おっしゃられるように、どんな方法で、それらを確認することができるか、これはやっぱり検討していかなければならない問題でしょうし、いろんな関係の方のお話も、これからも伺っていくことが大事であろうというふうに思っておりますけれども、私どもも思いは一緒でありますから、当然のことながら積算されたものが、大工さんなり労働者に払われていくというのは、これは当然だと思います。

ただ、そのつかみ方、あるいは改善の仕方が、どんな手法があるかということになると、まだまだこれは検討する余地はあるのかなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 個々の契約はあるとは思いますが、しかし今この人材不足のときに、仕事が半日や6時間で終わるということは考えづらい。特に建設労働者等は、現場までの到着時間を考えると、もう10時間を優に超える、そういう労働実態があるわけですね。そうすると、やはり日額そのものがきちっと適正に払われていくというようなことを、報告をもらったからといって、それが全てではもちろんありませんけれども、やっぱり事あるごとに指導をしていくという、事あるごとにそれは文書を出す、あるいは業界の方と接せられる機会も大変多いと思います。事あるごとにやはり今回の単価が引き上げられたことを話題にさせていただいて、適切といいますか、引き上げに向けていただく努力をやっぱり町として私はやっていくべきだというふうに思います。特に文書指導などは大事なことだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。あくまでも指導です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ししましたように、例えば単価がこれだけだと。今日1日来て、それだけの単価を1日8時間働いたからお支払いします。それで終わるのであれば、そのとおりだと思います。それを1万1,000円しか払っていないということになると、これは当然指導の範疇としては、これだけを見ているのではないかと。ただ、それが一月たって何十万円という給料で払うとなると、中身はどういうことになっているのかとなると、なかなか1日1日の積み上げで払っているのか、1カ月のトータルで払っているのかというところは、我々も問題かなと。

我々も、今、注目しているのですけれども、札幌市が公契約条例の問題で動いておりますが、これらが今後どういうふうになっていくのかということで、こういった問題なんかも、そうした公契約条例の中では出てくるのかなというふうに思っていますけれども、我々も、先ほども言いましたように、いずれにしても働いていらっしゃる方が十分納得いけるような、満足できるようなことが、何よりも望まれるわけですし、今おっしゃられたようなことで、我々も、町内のいろんな経営者の方々との話し合いをするような機会の中でも、またこういったことについて、いろいろ意見を交換させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） ちょっとしつこいようなのですが、日額であっても月額であっても、積算単価は1日幾らと、こういうふうに決められていますから、結果として、その働いた分の日数がきちっと積算に基づいて支払われているかどうか問題だと思うのです。そういうふうになるような働きかけ、いろんな雇用契約があることも承知の上で、そうなることが望ましいと思いますので、ぜひ文書等での指導なども含めて、今後検討していただきたい、このように思います。

同時に、賃金の問題は、やっぱり一番町の経済にとっても大切なことです。恐らく250万円の生活といえますと、本当に厳しい現状だと思います。

今ここで16.1%、仮に1割上がったとして、幕別町ではどれだけ労働者がいらっしゃるのか、多いときには500人、600人という方が講習を受けていた状況もありますので、そのときよりは減っているのだと思うのですが、250万円のうち1割上がっても25万円ですね。それが100人になっていけば2,500万円、200人になっていけば5,000万円、ご本人ももちろんそうですけれども、地域に必ずそういうのは貯蓄ではなくて生活費に生かされていく、使われていくというふうになりますから、動いていくお金にもなっていくわけですね。そういうことも考えて、この単価が、さらに労

働者にちゃんと渡っていくような手だてをぜひ検討していただきたいと、このように思います。

次に、年金あるいは医療保険のことなのですが、結局この実態調査を見ましても、現職のときにそれだけ厳しい状況にあるものですから、ですらかなかなか会社が雇用保険に入らないと、会社が年金に入っていないと、みずからここの国民年金やなんかに入らなければいけないのですけれども、それすら十分に払っていけないというような状況がありまして、現役時代も厳しいけれども退職してもなお厳しいというのが、建設労働者の実態だということがあります。

そこで、今回改善の方向に向かっているということでもありますから、よかったなというふうに思うのですけれども、今回単価の引き上げのときに、この部分も一緒に上がりました。上がった金額も個人負担分も含めてということですから、かなりの引き上げになっています。

実際に金額を見ましたら、普通の労働者の方でも、この部分だけで5,000円以上の引き上げになるところが、いろんな数字ありますけれども、その職種によって違いますけれども、多くあります。そうなりますと、今のうちにそれもきちっと健康保険あるいは年金、そういったものの未加入のところに今回の引き上げられた金額を充てることを進めることによって、随分さらに改善が促進されるのではないかと思うのですが、これについては、報告を求められるということでもありますから、今後のことだと思います。

今既に町が工事を発注しているときには、この単価両方を含めて発注されていると思いますが、その発注の時点では、業者に対してのお話し合いといいますか、指導というのはあったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 福利厚生費、いわゆる社会保険等でございますけれども、昨年、平成24年度から、まず工事の発注に際しまして、現場管理費のアップがされております。職種、工種によって率は違いますけれども、そういったことで、まずは社会福利の部分、法定福利の部分については、設計上計上されている。

それから、現在は、保険等につきましては、建退共ですとか、あるいは労災ですとか火災保険など、そういったところについては求めておりますけれども、その他のいわゆる雇用保険ですとか、健康保険、厚生年金、社会保険でしょうか、そういったことについては、今現在、確認する書式といいますか、方法を今のところはちょっと持ち得ておりません。

ただ、一定の工事額以上になりますと、施工体制台帳というのを現場でつくることになっておりますので、その中では、昨年から国の指導もありまして、保険の加入状況については、記載するということになっております。

それから、もう一つ大きな流れとしましては、国が建設業の登録更新するときには、そういった保険の加入状況について確認すると、加入していなければ健診が受けられないとか、いろいろとそういう条件をつけてきてございます。

そういった中で、今後整理されていくべきというふうに思っていますし、町のほうとしましても、そういった確認の方法については、今後様式も含めて検討してくということ、今、準備をしているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 随分改善されてきているというお答えでありましたので、それがさらに前進されていくことを期待したいというふうに思います。

できるだけ、いろんな確認、指導のあり方検討ということでもありますので、既にお金は支払われていっておりますから、早い時期にやっていただきたいというふうに思います。

それと、通年雇用の技術者の継承の取り組みなのですが、これも始まりましてから、ちょうどことしで6年目を迎えているのですね。ですけれども、幕別町全体としては10名の通年雇用につながったということでもありますから、これはこれとして、その事業があったからこそつながったのだとは思いますが、まだまだ現実の労働者の実態からいったら、全体で10人雇用されて、それで冬場がいいかということになれば、そうではない人たちのほうが圧倒的に多いのだと思うのです。

一つには、この通年促進の協議会そのもの、取り組みそのものが、まだまだ知られていないといえますか、事業者も労働者も知らないというのが、アンケート結果などでも明らかになっているのです。特に、労働者の方は39.1%知らないというのが、先ほどの道の調査の結果です。4割の方がわからないということですから、なかなかこれは広がっていかないのだろうというふうに思うのです。そういう点では、知っていただく、周知のための取り組み強化も必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） この協議会の周知活動についてなのですが、今現在、協議会の事業の中で、事業所向けのパンフレット、あるいは労働者向けのパンフレットの配布をしているということ、新聞に、道新、勝毎なのですが、毎年5回出していると。さらには、8町の広報紙に年1回程度掲載しているという状況でございます。

議員言われたように、まだまだ知っている方が少ないという実態にあるのかもしれませんが。今後は、町といたしましても、さらにホームページ、広報紙を利用して、広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） この協議会の内容がまだまだ十分知られていないということを考えれば、今、言われたように、もっとその周知を徹底していただきたい。

同時に、やはり北海道に冬がある限り、通年雇用の難しさというのは、もうこの30年、40年来変わっていないわけですね。ですから、仕事をふやしていくこととあわせて、こういった事業を併用させていくということが大事ではないかというふうに思います。

もっと言えば、これ最後の質問になってくるのですが、失業給付の復活の問題です。

建設労働者の多くは、通年雇いを望んでいられます。しかし、実際には、この北海道の冬があるという以上は、それは不可能だという現実があります。ですから、いろんな形で促進しながらも、こういったところに通年雇用にならない人たちにとっては、やはり特例一時金、失業給付、これしかないわけですね。特例一時金は今やっと40日ということでありまして、この平均時給額も先ほどの調査では19万円ということ。19万円で次の仕事が出てくるまで働いてつなぐわけですから、本当に困難な状況だと思うのです。

季節労働者の方たちの協議会等を見ますと、やはりもとに戻してもらいたい、まずは50日、これは町長おっしゃられるように50日なのですが、実際には次のお給料をもらうまで最低3カ月間のブランクはあるわけですから、そうすると90日の根拠というのは、そこなのです。ここをきちっと埋めていくということをみんなで手伝ってやっていかないと、困難な状況は解決されない。

ですから、特例一時金で済む方は、それはそれでいいのだけれども、やはり90日というのもきちっと確立させてもらって、選択ができるようにしてもらいたいというのが、切なる願いだということも聞いてまいりました。こういったこともありますので、難しいという町長のお答えなのですが、さらにどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 毎年、管内の団体の方が来られて、私どもも要望を受けるわけですし、私も先ほど言いましたように、活性化推進期成会では数字まで入れて今までも要望した。

例えば、厚生労働省なんかへ行くと、いや、我々も皆さんの意向は十分わかっていますよ、財務省へ行ったらだめなのだと、こういうことを言われるのです。これ、あちこちの農水省なんかへ行っても、我々はいいいのだけれども、財務省へ行ったらだめなのだというのは、よく言うのですけれども、いわゆるやっぱり財政サイドがなかなか動かないところが問題だということなのですが、しかし我々としては、直接財務省へ行ってというよりは、まずは厚労省へお願いに行くということになりますから、これからも町村会もそうですけれども、活動は続けていきたいと思っておりますけれども、今の40日間も当分で、やがて30日間だと言っているわけですから、何とかこれをこれ以上上げないように、そし

てまた、まずは50日に戻すことが先決かなという思いではおりますけれども、90日についても十分考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私は、働いている建設労働者の立場で、今、質問をさせていただいたのですけれども、昨今、新聞をにぎわす入札の不調ありますね。先日は、8月33件ということで、幕別町も3件あったと載っていました。

結局仕事をしていただかなくても、こういった条件が改善されていかないと、携わってくださる労働者の方がいないのです。もちろん原因は、それだけではありません。資材の高騰や東日本大震災のこともあるでしょう。しかし、聞いてみますと、そんなところに行っている人は、ほんのわずかなのだと、ここでみんな頑張りたいのだけれども、しかしこういう、さっき言いましたような状況なのだ。何とか年間を通して落ちついて生活できるような仕組みをつくってもらいたいのだと、取り戻してもらいたいのだというのが、やっぱり建設労働者の多くの声でありました。町の事業を支えていただくためにも、きちっと取り組んでいただきたい、申し上げたいと思います。

次に、非核平和都市宣言の30周年記念の取り組みについてお伺いをいたします。

この点では、1985年、28年前に非核平和都市宣言を行ってから、ずっと継続した平和活動に町として取り組んでこられました。大変それはパネル展であったり、先ほどおっしゃられましたけれども、千羽鶴を送ることであったり、いろんな活動をやってこられました。そういう活動が、大変地味なのですけれども、今、全国で行われていて、それが核兵器をなくしていこうという壮大なうねりになって、今その運動は、日本だけではなく、世界各国に広がるというようなところまで来ているというのが実情だと思います。

ここには、日本は、被爆したのは広島、長崎、それから第五福竜丸のビキニ環礁での被爆もありますから、大きくは3回、そして今、原発事故があって、なお放射能の危険性というのが日本国内はもとより世界でも大きな関心事になっているというようなこともありまして、そういった地味な運動が広がってきて、そして国連の軍縮会議の中で、きちっとその意思が伝わっていくというような動きにまでなっています。

先ほど、町長が取り組みの一つとしてお話しされました、この町も協力してやっていただいた平和アピールという署名は、国連に届けられて、国連の玄関にガラスのタワーになって、今、2本ずっと積み上げられているそうです。その中に幕別で協力したのも入っています。これをもっともっと広げていこうというような世論づくりも実際に広がっています。

私は、こういった平和に対する運動というのは、本当に職業、年齢関係なく、誰でも、町の人全てが平和を願い、命を育み、そしてそれを阻むものは取り除いていくという思いになっていく、このことが本当に大事ですし、そうやってきているのだというふうに思います。

ですから、あと2年後の30年というのは、本当にこれまで地味にやってきたものをもっと大きく全町民にこういったことを平和が大事なのだということも含めて知っていただく大きな機会にしていくことが大事だというふうに思うのです。

いろいろ取り組み、映画であるとか、書かれておりました。

帯広は、早くから家庭の中にもきちっと平和をアピールするということで、市民の子供さんに絵を描いていただいてカレンダーとして作成して、そしてご家庭に張っていただくというようなことも取り組んできております。

いろんなことがあると思います。ぜひ、そういった町民を交えて平和に向けての取り組み、そしてそういった世界に向かっていく取り組みにも町がかかわれる、例えば原水爆禁止世界大会が毎年毎年取り組まれていますけれども、市町村の代表なども出されている町もあります。首長さん自身も参加されて、たまたま私もその機会をいただいたのですが、ことしは静岡県の湖西市長さん、あるいは岐阜の方も来て、発言もされておりました。

湖西市長さんは、浜岡原発が近くにあるものですから、原爆そのものもだめだけれども、原発を抱

えている町として、ここに何か危機が起きたときに同じ目に遭うと。私は住民の命を守る責任者として、こういうものを絶対とめていきたいのだというような発言もされておりました。そういう点から、町だけにとどまらず大きく視野を広げて、ぜひ30年に向けての運動を取り組んでいただきたいと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな平和事業の取り組みというのはあるのだろうと思いますので、先ほども言いましたように検討させていただきたいと思いますが、ちょっと書きましたけれども、小中学生を交えた中での取り組みというもの一つあるのかなど。

実は、ことしも私、偶然ですけども、帯広へ行きますと、市役所のロビーで中学生の作文とありますが、詩みたいなのがずっと書かれたものが張ってありました。これは、いわゆる平和記念、原爆への思いですとか、戦争に対する思いなんかを中学生が書いている。ああいうのは、見ていて、こういうこともやっぱり子供のうちから勉強していくことも大切かなど、そんな思いもしたわけであります。

お話ありましたようなことを十分内部で検討させていただきながら、30年に向けて対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 被爆者の平均年齢は、78.8歳になったそうです。これまでは直接被爆者のお話を伺う機会をこの町でもつくっていただいたことがありましたが、なかなかそれが難しい状況になってきております。もちろん機会がつけられたら、それにこしたことはないと思いますが、そういう人たちのいろんな思いを受けとめた、今、生きている私たちが次につなげていく運動にきちっと取り組んでいくことが大事だということを申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:59 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、胃がんリスク検診（ABC検診）についてお伺いいたします。

国民2人に1人が発症し、3人に1人が死亡すると言われている「がん」。我が国は、世界有数の「がん大国」である反面、国民の命を守るがん対策では、いまだに「発展途上国」と言われています。

がんの中でも日本人に最も多い胃がん患者は21万人とされ、年間5万人の方が亡くなっています。胃がんには特徴があって、世界で亡くなる人の56%が日本、韓国、中国に集中しており、東アジアの地方病とまで言われています。

そして、最近になって、胃がんの原因が95%はピロリ菌と判明しました。つまり胃がんとは、ピロリ菌の感染が原因で起こるということでもあります。このピロリ菌の感染は、生まれて10歳ぐらいまでに感染し、現在の感染率は、10代では10%以下に対し、50代では80%の方が感染していることが判明されています。

そこで、ピロリ菌が引き起こす病気には、慢性胃炎、十二指腸潰瘍、胃ポリープ、萎縮性胃炎、そして胃がんなどがあり、感染している場合、除菌は早ければ早いほどよいと申します。しかしながら、ピロリ菌の除菌については、保険が適用されましたが、ピロリ菌の感染検査に関しては、従来と変わらない状況です。

最近では、胃がんの要因であるピロリ菌感染と萎縮性胃炎と血液検査で簡単に判明ができるABC検

診が、早期発見に有効として注目を集めております。

本町の胃がん検診は、24年度においては1,644人で20.9%の受診率となっており、検診が行われている中で一番低下をしております。

そこで、以下の点について、お伺いいたします。

①受診率が低下している要因をどのように認識し、対策を講じてきたのか、その結果と課題について。

②ピロリ菌ABC検診の有効性とピロリ菌の除菌について、どのような認識を持たれているのか。

③ピロリ菌ABC検診を導入し、リスクのある人の精密検査で、検診の精度を高めるべきと考えるが、どうか。

④文科省では26年度から小中高校で「がん」に関する保健教育を強化する方針が決定されましたが、町内学校における「がん教育」の実施についてのお考えは。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは、ご質問の1点目から3点目につきましてご答弁させていただきます。

「胃がんリスク検診（ABC検診）について」であります。

我が国におけるがん検診は、昭和30年代から一部の地域において先駆的な保健活動として開始され、昭和57年度からは老人保健法に基づく「老人保健事業」によって全国的に体制が整備され、胃がん検診と子宮頸部がん検診が市町村の義務的な事業として実施されることとなり、がん予防対策の中心的役割を担ってまいりました。

本町におきましても、がんの早期発見を目標として、厚生労働省により定められた「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がん検診に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「受診率が低下している要因の認識と対策並びにその成果と課題について」であります。

本町における胃がん検診は、厚生労働省の指針に基づき胃部エックス線検査、いわゆるバリウム検査により実施いたしております。

この検査法は、国が、がんの発見率、早期がん率、生存率等多くの研究から「死亡率を減少させる根拠がある」として選定しているものであります。

本町で実施しております胃がん検診の受診実績につきましては、平成23年度1,673人、平成24年度1,644人であり、若干減少いたしております。

受診率が低下している要因につきましては、バリウムを飲むことへの抵抗感、近年、胃部内視鏡の技術が改善したことにより内視鏡検査が以前と比較して身体的負担が少なくなっていること、そして胃炎や胃潰瘍の既往のある方は、胃部エックス線検査で異常が発見された場合に精密検査として内視鏡検査を行う必要があることなどであると分析をしているところであります。

次に、受診率向上のための対策についてであります。一つには、がん検診推進事業として、指定年齢の対象者に大腸がん検診等の無料クーポン券を送付する際に胃がん検診についての案内も加えることにより、新規の受診者をふやすことに取り組んでおります。

加えて、前年度に集団検診を受診した方で当年度に申し込みのない方に対して、電話による勧奨を実施しており、これにより昨年度では約30名の方の受診につながったところであります。

今後におきましては、これらに加え、企業に対して集団検診の活用をPRしていくことなどにより、受診率向上に向けた取り組みを強化していく必要があるものと考えているところであります。

ご質問の2点目、「ピロリ菌ABC検診の有効性とピロリ菌の除菌に対する認識について」であります。

ピロリ菌ABC検診とは、ピロリ菌の感染の有無と胃粘膜の萎縮の程度を測定し、被験者が胃がんになりやすい状態かどうかをAからDの4群に分類する新しい検診法で、胃がん発症のリスクを判定で

きる有用なものと認識いたしております。

また、ピロリ菌の除菌につきましては、平成 24 年 6 月に厚生労働省が策定した「がん対策推進基本計画」の中で、胃がんの原因としての寄与が高い因子としてピロリ菌を挙げていることや、除菌の有用性について内外の知見をもとに検討するとしていること、さらには、本年 2 月から胃炎の治療としてピロリ菌の除菌が保険適用となりましたことから、国もその効果を認めつつあるものと認識いたしております。

ご質問の 3 点目、「ピロリ菌 ABC 検診を導入し、リスクのある人の精密検査で検診の精度を高めるべき」についてであります。

前段申し上げましたように、本町の胃がん検診の方法につきましては、国の胃がん検診ガイドラインに基づき、問診と胃部エックス線検査を基本に実施いたしております。

今後につきましては、現在、厚生労働省が、がん検診のあり方に関する検討会を設置して、市町村で実施するがん検診の内容や受診率向上対策などの検討を進めておりますので、国並びに北海道の動向に注視しながら、胃がんを含むがん全体の予防対策や早期発見対策の中で幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 4 点目、「町内学校における『がん教育』の実施について」であります。

厚生労働省発表の平成 23 年人口動態統計のデータでは、私たち日本人の死亡原因は、がん、心疾患、脳血管疾患の 3 疾患で 5 割以上を占め、特にがんは、全体の約 3 割に当たる最も多い死亡原因となっております。

また、これらの疾患は、いずれも食事、運動、休養、喫煙や飲酒などの日々の生活と深いかわりがありますことから、予防のためにも小さいときから規則正しい生活習慣を身につけることが、非常に大切であると言われております。

こうした中、幕別町の小中学校における健康、疾病予防に係る教育は、健康診断や学校給食等とあわせて、文部科学省が定めております学習指導要領に基づいて、小学校では体育教科の保健分野で、中学校は保健体育教科で実践されているところであります。

具体的に申し上げますと、小学生においては、特に中学年以降、健康の大切さ、体の発育・発達、心の発達、病気の予防等について学習し、子供のころから健康によい生活習慣を身につけるための教育を受けております。

また、中学生においては、全学年で健康と環境、健康な生活と疾病の予防等、さらには喫煙、飲酒、薬物乱用や感染症等について学ぶなど、健康についての理解を深めていく教育を受けております。

一方、がん教育につきましては、教科書に生活習慣病の一例として病名が書かれている程度で、がんに関する詳しい知識を習得するような教育は行われていないのが現状であります。

町内の学校における今後のがん教育の実施についてであります。去る 8 月 13 日、「文部科学省が、小中高校でがん教育を強化・保健教科書の拡充を検討」との報道がありました。

その内容につきましては、厚生労働省が平成 24 年度に定めた「がん対策推進基本計画」に基づき、平成 26 年度からモデル校で先進的な授業や教員研修を実施するというもので、学習指導要領の次期改訂時には、がんに関する記述を盛り込み、保健教科書の内容の拡充を目指すとするものであります。

しかしながら、現時点におきましては、今後のがん教育に関する情報は、今、申し上げました報道によるものしかなく、文部科学省など、国や道から関係する通知は発せられておりません。

がん教育を含め、小中学校における教育は、学習指導要領にのっとって適切に実施されるものでありますことから、モデル事業や指導要領改正の情報など国の動向を的確に把握し、現場が混乱することなく円滑・適正に、がん教育が実施されるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

がん対策の柱の一つであるがん検診について、国のがん対策推進基本計画では、平成23年までには受診率50%という目標を掲げておりました。しかしながら、どこの自治体でも、この目標をクリアすることは大変困難なことであり、受診率アップにおいて、さまざまな努力をされております。

その中でも、本町の受診率は、24年度においては、胃がんが20.9%、1,644人、大腸がんが25.3%、1,987人、肺がんが23.6%、1,854人、子宮がんが32.8%、905人、乳がんが30.7%、649人という現状であり、胃がんが死亡率2位という中で、受診率が年々下がっております。

さらに、このがん検診の中でも一番低いのが、胃がん検診でございます。この数字を見ますと、さらにこの先も低下することが予測されるのではないかと思います。

がん検診を受けない理由ということで、国が世論調査を発表しております。「受ける時間がないから」というのが47.4%、「がんとわかるのが怖いから」というのが36.2%と、上位を占めております。そのほかにも「費用がかかり経済的にも負担がある」、また「健康に自信があり、必要がない」そして、「うっかり受診を忘れた」などという答えが返ってきたそうです。これは、がん検診に限らず、健康診断全般にも言えることと思います。

また、受診しない理由は、それぞれ違うと思うのですが、我が町でも胃がんのバリウム検査を行っておりますが、このバリウムを飲んで、台に乗って体を傾けてのエックス線検査、あれはどうもという方もいらっしゃるそうです。また、私自身も毎年胃がん検診を行っていますが、バリウムを飲んだ後の後遺症がひどく、本当に重荷でございます。したがって、本当に胃がんの検診は、その後が大変つらいのですけれども、そのようなこともあって、受診率も上がらない理由の一つになっているのではないかと思います。

また、小さな子供がいる方には、検診を受けたいが、子供を預けられる人がいないのでという人も要因の一つになりかねないのではないかと思います。

本町では、そのような相談を受けたことがないのか、また、そのような相談を受けた場合の対処は、どのようにしているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 当町におきましては、検診時、女性のがんの場合には、託児を行いますし、全体のがんの場合にご相談を受けた場合にも個々に対応させていただいております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 子供を見てもらえるということがあれば、若いお母さん方も受診をする率が上がってくるのではないかと思います。ほかのところでもボランティアで子供の面倒を見るというような町もあるそうなので、うちの町もおくれずにされているということで、その点に対しては、大変安心したところであります。

それからののですけれども、受診率を向上するためには、町民一人一人が積極的な意識向上と、また企業の健康診断ということで、企業側の支援体制が大変重要であると思います。健診の正しい知識や普及啓発に官民一体で取り組みを強化すべきと考えますが、これからもされるということですが、今までは、どのように企業への健康診断について推奨していたのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 町内の企業連合体というか、保険に入っている企業で健診を実施しないといけない体制の5人以上の企業というのが、幕別町で七百何個かあるのですが、そこへの町内の、もし自分の企業で自前の健診ができないところについては、ぜひ住民健診を利用してくださいということでご案内をさせていただいております。定期的に年に1度、春に、その事務の方と企業の調整とかをさせていただいております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ただ企業へ行きまして企業の健康診断を受けるようにと通達を出すだけでは、なかなか厳しいのではないかと思います、その点についてはいかがかお伺いします。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 町民であればということで、胃がん検診でしたら自己負担1,300円です。で、病院で受診されるよりも町の集団検診を利用していくと安価ですよということも含めてPRさせていただいております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） そうですね、やはり町民一人一人が本当に自分の健康を考えながら受診をされること、また仕事をしているため大変忙しいことが理由で、なかなか健診を受けられないということが多い方もいらっしゃるかと思いますので、そういう点では、会社からもきちっと推奨できるような形にさせていただきたいと思います。

では、ピロリ菌のABC検査の件なのですが、胃がんの検査方法として、レントゲンと内視鏡による検査が代表的なものです。NPO法人胃がん・予知・診断治療研究機構では、胃がんのリスク検診として、ピロリ菌リスクABC検査を推奨しています。

ABC検診では、ピロリ菌の感染を示す抗体の有無とともに、ペプシノゲンの血中量を調べて、個人の胃がんリスクを判定します。血液検査だけで胃の健康度がわかり、胃がんになりやすいかを調べる新検査方法です。したがって、今までのようなバリウムを飲むような苦痛の検査をしなくても、簡単に胃がんになりやすいかどうかということを確認することができるのではないかと思います。

基本的に感染がなく、萎縮が進んでいない人はA、そして感染しているが萎縮が進んでいない人をB、感染していて萎縮が進んでいる人はCというように、胃がんの年間生息率は、A群はほぼゼロと申しします。B群は1,000人に1人、C群は4人に1人、A群は将来的にも胃がんにはまずならないだろうと考えられ、無症状であれば、内視鏡検査は受ける必要がなくなると申しします。

また、血液検査も5年に1度ぐらいでよくなり、やみくもに検査をしなくても、検査結果でリスクのある人を中心に内視鏡検査を受ければよいことになります。したがって、受診率にもだんだんつながっていくのではないかと思います。

胃がんの発生は、塩分の摂取や喫煙習慣などの関係が深いとされており、生活習慣の改善に向けた普及啓発や早期発見、早期治療につながり、受診向上にもリンクしてくるのではないかと思います、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今現在行われております集団検診における胃がんの検査ということにつきましては、これは国では、問診と、それとバリウム検査がこれは有効であると、そのような形で示しておりますので、町としましても、その国の方針に従って検査をしているということでもあります。

今おっしゃられているABC検診につきましては、ピロリ菌がいるのかいないのか、そして胃の萎縮がどの程度あるのか、そういう胃がんになりやすさのリスクがわかるという検査だと思います。ですから、逆に言えば、胃がんになっているかどうかの検査ではなくて、あくまでもそういうリスクがあるかどうかの検査だと思います。

それ、今胃がんにかかっている人を検査すると、95%ぐらいの方がピロリ菌がいるということで、これはピロリ菌と胃がんの因果関係というものが、かなりあるのではないかと、これは国でも認めているところでありまして、そしてさらに、それを除菌する効果というものも国では認めつつあると、そういう方向性であるということにつきましては、町としても認識はしております。

先ほど言いましたように、今の段階では、胃がんを発見するための検査としては、バリウム検査が集団検診として有効であると、そのようなことで、今言われているABC検診につきましては、リスク検診であるということも捉えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) 確かにABC検診は、胃がんを発見する検査ではないのですけれども、ピロリ菌に感染しているかどうかということ調べる検査であって、ピロリ菌に感染していなければ、胃がんになるリスクはゼロに大体近いということで、ピロリ菌を調べると、胃がんを予防することが一番にできるのではないかとことを申し上げたいわけです。

それで、我が町の健康診断、スマイル検診なのですけれども、特定健診の中で、血液を採取します。その血液を採取した中で、ピロリ菌のABC検診をすることができる項目をつくることはできないのかをお伺いいたします。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(境谷美智子) 今、部長が申し上げましたとおり、ピロリ菌と胃がんの因果関係は、もう十分有効性も確認しております。

ですけれども、今の日本の現状というのも議員はご承知かと思いますが、50歳以上でありますと、ピロリ菌の感染者、健康保菌者と申しますけれども、その方が85%います。ですから、ピロリ菌感染者の中で、約7割の方は、感染しながら症状があらわれない健康な状態で過ごす方になるのです。

ですので、現在、町で行っている40歳以上の胃がん検診の中に、例えばピロリ菌があるかないかの検診を取り入れても、85%以上の方が精密検査になる。その精密検査の中から胃がん検診を、精密検査というとカメラ等々になりますけれども、またその繰り返しになるのですね。

ですから、町長の答弁にもありましたとおり、町長の命を受けて、現在このピロリ菌のリスク検診を例えばどの年齢にやるのが有効なのかとか、実際に検診に取り入れていくためには、どのような課題があるのかとか、実際もう取り入れて成果を上げている先進事例等も確認しておりますので、その辺十分検討していきたいというのが現状です。

以上でございます。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) 私も感染していると思うのですけれども、50歳以上の方はもうピロリ菌にほとんどの方が感染しているのですけれども、その中でもピロリ菌がどれだけの動きをして、悪さをして胃がんになるかということなのですけれども、それを除菌できるかできないかということで、町の健康診断に取り入れると、それだけ胃がんになる方が少なくなってくるのではないかと思います。

また、あるところでは、20歳のとき、年齢が低いとピロリ菌に感染していることが少ないので、20歳の方、新しい成人の方にピロリ菌リスク検診をしているところもあるそうです。そうすると、将来的にもがんになることが大変少なくなるということをしている町などもあるそうですので、そのような方法なども、我が町も考えるべきではないかと思います。

それで、血液検査では、ちょっとそういうような検査の仕方もあるのですけれども、もう一つ私がお伺いしたいところが、ピロリ菌は、血液のほか、便からもとることができるわけです。したがって、我が町で、オプションで自己負担400円で大腸がん検診、私も毎年やっていますけれども、これで2回分の便を提出しますので、その中に項目をふやすということはできないでしょうか。

○議長(古川 稔) 保健課長。

○保健課長(境谷美智子) 先ほど議員もおっしゃいましたとおり、ピロリ菌がいるかどうかだけを検査するのは今できます。ただし、リスクとして有効なのは、胃に萎縮があるかどうかあわせて検査することなのです。とすると、ピロリ菌がいることはわかるのですけれども、では、そのリスクを本当に判定するためには、やっぱり血液をとって萎縮を確認しましょうかということになりますので、このあたりについては熟慮しながら検討していきたいと考えています。

○議長(古川 稔) 岡本議員。

○6番(岡本眞利子) ぜひ検討していただきたいのと、最後にピロリ菌に感染しているかしていないかということで、まず感染率を見るには呼気検査をしますので、この呼気検査をオプションで加えるということはどうでしょうか。

○議長(古川 稔) 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） オプションで加えることは可能だと思います。ただ、問題は、そのピロリ菌を抱えている方がどれほど自分の健康に留意をするか。ですから、今は一般の病院でもその検査は可能ですから、それの方が自分でピロリ菌を持っているのか持っていないのかということをもっと知りたいか知りたくないかですね。

そういったことは、やはりその町が事業としてやるのが果たして適切かどうかということも含めて、先進的にやられている町があるということも承知はしていますけれども、基本的にはその胃がんにならないためのリスクを判定することが、国を挙げてやるのがまずは最初ではないかと思っています。我が町で今やるかやらないかというのは、これからのいろんなことを研究させていただきますけれども、ピロリ菌のまず持っている持っていないのリスクを因ることが町としても優先的な仕事ではなくて、がんを早期発見して早期治療につなげたいというのが今現状では町の優先的な課題であるというふうに考えていますので、ただ、ピロリ菌を持っているか持っていないかががんにつながるということのリスクというのはもちろん十分認識をしていますので、それは今後研究をさせていただきたい。

また、こういったリスクがありますよということを、若い人たちにもお知らせをしていかなければならないわけですね。そういったことにも力を入れてはいきたいと思いますが、今すぐ町が実施するかどうかということについては、これから研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 胃がんの原因としてピロリ菌ばかりではないことはわかりますが、また、ピロリ菌が自分の胃の中にすんでいるという自覚を町民一人一人 50 代以上の方が持つことが優先であるということで、それに向けての町の働きを進めていただくのが、いい方向ではないかと思うのですが、ぜひ胃がんの受診率を上げるように一歩進んでいただきたいと思います。

では続きまして、学校におけるがん教育についてであります。

がんに対する正しい知識を得ることががん治療を受ける上での基本になり、子供のころからの重要性が指摘されております。がん教育について子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を大切に管理することにつながるのではないかと思います。

しかしながら、答弁にもございましたが、現在の教育現場では、がんは保健体育の授業で生活習慣病や喫煙、飲酒の害を及ぶ際に心臓病などのほかの病気とあわせて紹介される程度です。また、授業時間も小中高校でそれぞれ1時間ほどしかされていない場合が多いようです。2014年度からは、国では全国の学校でどの程度がん教育が行われているかを調査し、モデル校を選定し、2016年までには3年間先進的な教育を行うと申します。モデル校では教育委員会が独自に教材を作成し、医療専門家や病棟経験者を招いて授業をしてもらったりすることを検討し、教員向けにがんの知識や理解を深める研修も行う予定をしているそうです。義務教育の時期にがん検診や予防の大切さを教えることが、がん対策の最大の啓発運動になると思います。

答弁の中にもありましたが、教科書を使ってがん教育は行われていない中、がんの知識は大人になれば熟視できるわけではなく、発達段階に応じた学びが有効であると申します。したがって、我が町でも小さなころからのがん知識をぜひ深めるために、国の動向を見ながら、がん教育に対しておくれをとらないよう進めていただきたいと思います。

また、あるところでは、もう既にがん教育のプログラム検討委員会を設置して、新しい教材などを作成し、進めているところもあるようです。そのように我が町も進め方に対してどのような考えがあるかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ご答弁で申し上げましたように、国がモデル事業を来年度から3年かけて実施をし、さらに次期の学習指導要領の改正に盛り込んでいこうというような考え方があります。その後、平成30年が今予定されておりますので、そこから実際の教科の中で入っていくのだろうというふうに思っております。

今の段階では報道で知る範囲で、これどういう内容かということが全くわかりませんし、例えばその教科に入るにしても、中学校で言うと保健体育 105 時間、年間あるわけなのですが、その中で体育と保健の配分がありますし、その保健の中でどの程度割っていくかということも全くわからないわけです。

そういう中で、今からどうしていくというのはなかなか申し上げられない。学習指導要領がどういうふうになっていくかということを受けて、各学校に対して、なるべくがん教育について取り組んでいただきたいと、そういうお話はできるかと思います。

ただ、最終的な教育課程の編成については、これ学校長がそれぞれの学校の特色に応じて編成をしているということが実態でありますので、こちらから絶対こうやってくださいというのは、なかなか無理かなと。ただ、教育委員会としては、がん教育のすばらしさ、内容については、各学校に対してお知らせをしたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） まだはっきり内容がきちっと決まっているわけではないのですけれども、もう進んでいるところは既に進んで、がん教育に対して推進しているところもあるようですので、うちの町独自のカリキュラムなどもやっぱり作成しながら、がん教育に向けてやっぱり小さなうちからがんの正しい知識を得ることにより、また、子供が親に向かってがん検診を受けているのという言葉が出るくらいの教育をすることが大切ではないかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、今の教科の中でやるとなれば、ちょっと難しいのかなと。これ指導要領にありませんので、具体的に進めるというのは難しいのかなというふうに思います。

ただ、総合的な学習時間というものもあります。小学校、中学校とも、中学校 1 年生が 50 時間、その他小学校が 3 年生から 6 年生 70 時間、中学校 2 年、3 年が 70 時間という時間がありますので、この時間を使っていかにがんの恐ろしさとか、がんに対する知識を教育指導できるかということになってくるのだと思います。

それにしても、やはり学校がそれぞれの教育課程を編成した中できめ細かく課程を組んでいるわけですので、町教委としましては、がん教育の重要性については校長会、教頭会を通じてお話をさせていただきますけれども、最後はやはり各学校が学校長が責任を持って教育課程を編成するというところでありますので、意向は伝えさせていただきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） 国の動向を見ながら本当におくれないように、できることはがん教育に対して進めていただきたいと思います。

では、がんに対しての最後なのですけれども、ノーベル化学賞受賞者の田中耕一さんが血液 1 滴でがんや生活習慣病などを早期診断したり、画期的な治療薬、開発につながる新技術を開発したと報道されましたが、こうした新技術により簡単な検査でがん検診を行うことができれば、受診率の向上やがんの早期発見に、ひいては医療費削減へもつながっていくのではないかと期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11 : 51 休憩

12 : 59 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14 番（成田年雄） 質問に入る前に一言。去る 9 月 8 日、2020 年東京オリンピック開催が決定いたしました。町民の皆さんと成功を願いたいと思います。

それでは、一般質問に入らせてもらいます。

公債費比率と返済の仕組み。

借金 180 億円ある中、年間に 20 億円前後返済しているが、町発注事業が前期より半分になっている。まさに町民のためと言いながら、実際は庁舎全職員のために多くを充てられている。例えば、農業基盤、箱物、企業誘致は皆無であり、小さな業者はその日暮らしてみたいなものです。うたい文句は幕別に住んでよかったといいながら、働く場所もない状況になっています。

そこで、以下について伺います。

①町における今後の事業計画を伺います。

②さらには、事業計画のほかにないのかどうか。

③町の発注事業で大手業者と小さな業者も一緒に発注してはどうか。

④職員が仕事がない、住民の苦情だけ、やることがない、やる気がない、最も悪いパターンです。

今の現状をどう考えるか。

⑤協働のまちづくり、住みやすい幕別町、どこに住めばそういった町があるのか伺います。

⑥借金返済の比率を下げようとする余り、町の働きが機能しなくなっていると思うが、伺います。

⑦番、返済というより、町の事業に充てる比率を上げて、零細企業に事業を起こしてはどうか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 成田議員のご質問にお答えいたします。

「公債費比率と返済の仕組みについて」であります。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされておりますが、一方で、行政運営を進めていく上では、公平性や合理性、効率性が強く求められております。

そうした中、多様化する行政需要に対して福祉、保健衛生や産業振興、道路公園、教育など、さまざまな分野にわたり施策を編成し、町政運営の原則である「町民福祉の向上」に取り組んでいかなければならないものと認識をいたしております。

平成 18 年 2 月 6 日、忠類村と幕別町は、平成の大合併の中、議員の皆様を初め町民各位のご理解をいただき、十勝管内で唯一の合併を成就させ、「新幕別町」は船出いたしました。

合併当時、幕別町においては開基百年記念事業、忠類村においては、ふれあいセンター福寿建設事業などによる起債償還額が多額であったことから、平成 18 年度の公債費は約 29 億 4,000 万円、19 年度は 31 億 4,000 万円とピークを迎え、これにより実質公債費比率も平成 18 年度は 3 カ年平均で 23.5%、19 年度 23.9%に達したところであります。

町では、平成 18 年度に平成 27 年度までの 10 年間の「幕別町公債費負担適正化計画」を策定し、公債費負担の適正化に取り組んでまいりましたが、先般、報告いたしましたとおり、24 年度の実質公債費比率は 17.8%となり、計画を上回るスピードで改善が図られ、着実に財政の健全化に道筋をつけてまいりました。

ご質問の 1 点目、「町における今後の事業計画について」とご質問の 2 点目、「事業計画以外の事業の有無について」は、関連がありますので、あわせてご答弁させていただきます。

本町では、合併後の新しい総合計画として、平成 20 年 3 月に「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を将来像とする第 5 期幕別町総合計画を策定し、安心・安全な地域社会の実現、公正・公平な行政運営の推進、一体感の醸成と均衡ある発展の実現、協働のまちづくりの推進など、計画に基づき町政を総合的・計画的に進めてまいりました。

本年 3 月には、計画策定から 5 年が経過いたしましたことから、前期における各種施策の進捗状況

の管理を行うとともに、新たな課題への対応を図るため、平成 25 年度から 5 年間の後期見直し計画を策定したところであります。

実際の事業の執行に際しましては、総合計画の基本計画で定めた「施策の方向」に基づき、財政状況を勘案しながら、向こう 3 カ年にわたって、原則として 500 万円以上の事業費を要するハード事業などを盛り込んだ 3 カ年実施計画を策定し、推進いたしております。

本年 3 月に策定いたしました平成 24 年度からの繰り越しを含む、平成 25 年度から 27 年度までの 3 カ年実施計画におきましては、新庁舎建設事業を初め、定住促進住宅建設費補助金、緊急貯水槽整備事業、札内南保育所建設費補助金、青葉町道営住宅関連事業、糠内中学校屋内運動場建設事業などを計画し、平成 25 年度は 24 年度からの繰越分を含み約 28 億 6,000 万円、26 年度は 30 億 2,000 万円、27 年度は 30 億 9,000 万円の事業費を計上したところであります。

事業の実施に当たっては、3 カ年実施計画に搭載されていることを基本といたしておりますが、国の補正予算や制度変更などにより、緊急性や必要性に鑑み、柔軟に対応し、取捨選択を行い、総合計画を着実に実現できるよう取り組んでいるところであります。

また、町が発注した工事等の推移についてであります。工事請負契約や設計等の委託契約、物品等の売買契約などの入札結果の状況では、平成 22 年度は約 18 億 6,300 万円、23 年度は 12 億 6,700 万円、24 年度は 13 億 8,400 万円であり、本年度は、農業体質強化基盤整備事業による暗渠排水整備工事が多額であったことから上半期で約 21 億 3,200 万円に達しており、1 年間では 29 億円を上回るものと見込んでおります。

ご質問の 3 点目、「大手業者と小規模業者の同一発注について」であります。

町の指名競争入札におきましては、地場業者の育成と工事の品質確保を目的として、「競争入札参加者の資格及び指名に関する規則」に基づき、建設業法の対象となる土木工事などの工事の業種ごとに予定価格による等級を A から D までの格付として定め、副町長を委員長とする入札参加者資格審査会において、会社規模や技術力などを審査の上、これらの等級への事業者の格付を行っているところであります。

また、指名に当たっては、原則として予定価格に対応した等級以上に格付された者を指名することとしており、工事の成果品の品質確保あるいは契約の確実な履行の確保の観点から、予定価格に対応した等級よりも下位の者については、基本的には指名できないことといたしております。

そうしたことから、大手の事業者から小規模事業者までを、予定価格に対応した等級の格付に関係なく、同じ入札に参加させることは難しいところであり、今後とも共同企業体の活用や分割発注により、小規模事業者への受注機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「職員の意欲について」であります。

地方公務員法におきましては、地方公務員の服務規律の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定められており、当然のことながら、本町の職員も、この根本基準に従って職務を遂行しているところであります。

ご質問の「仕事がない、住民の苦情だけで、やることがない」というようなことは決してなく、逆に、近年の住民ニーズの多様化への対応、権限移譲などによる事務量の増加、頻繁に行われる制度改正などによる業務の複雑化など、確実に職員の業務は増加している中であって、それらに対応すべく職務に精励しているところであります。

次に、職員のやる気・意欲という点では、先般、職員給与の減額など、地方公務員を取り巻く環境は厳しい状況にあり、士気の低下が懸念される社会情勢にありますが、私も機会を捉えて、職員とのコミュニケーションを図りながら、職員の意欲喚起に努めているところであります。

また、本町では、平成 20 年度に定めました「幕別町人材育成基本方針」に基づく職員研修などを通じて、町民とともにまちづくりに取り組める専門的な知識と幅広い視野を持ち、諸課題に立ち向かう意欲と能力を持った職員の育成に努めてきたところであり、今後においても、引き続き、町民の信頼

に応えられる職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「協働のまちづくりと住みやすい幕別町について」であります。

協働のまちづくり支援事業は、地方分権の進展を背景に暮らしやすい地域社会の実現を目標に掲げ、住民と行政とが知恵と力を出し合いながら地域の課題を解決し、まちづくりを推進していこうとの趣旨から、平成16年2月に12名の公区長に協力をいただき「協働のまちづくり検討委員会」を組織したのが始まりであります。

協働のまちづくりを進めていくため、地域における自治活動については、お互いの信頼関係のもと、基本的には地域の発想と責任により行うことが、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが可能となるとの考えから、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動運営費交付金を初め、公区行事での活動中の事故に対する見舞金の支給、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業を通じて地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

一方で、今、私たちの前に立ちほだかっているのは、経済停滞を背景とした雇用の不安定を初め、その中で暮らす子育て世代が抱えている生活への不安、また、障害を持った方々や高齢者の方々が安心して安定した生活を送っていく上での困難さなどであり、これらを解消し、改善していくことが大きな課題であると認識をいたしております。

こうした課題を解決し、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるため、地域経済の活性化、地域福祉の基盤強化、人づくりやコンパクトで機動性の高い役場組織の充実に向けた取り組みを進めていくことが求められており、私は、これらの取り組みを推し進め、その結果として、「住みよいまち」幕別町の実現へとつながるものと考えております。

ご質問の6点目、「借金返済と町の機能について」と、ご質問の7点目、「町の事業比率の向上と零細企業対策について」は、関連がありますので、あわせてご答弁させていただきます。

冒頭で申し上げましたが、平成24年度の本町の実質公債費比率は17.8%と、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行により本指標が創設されて以来、初めて18%を下回ったところであり、

また、一般会計における地方債残高も、平成19年度末は約229億円であったものが、平成24年度末には約175億円と、着実に減らしてきたところであり、これは平成18年度から「公債費負担適正化計画」に基づき、新規地方債の発行の抑制、繰上償還の実施など、財政健全化の取り組みを計画的に進めてきたことが奏功しているものであります。

しかしながら、支出が義務づけられている公債費は、単年度で急激に圧縮することは極めて困難であり、また、実質公債費比率、地方債残高については、管内的に見てもなお高いところにあることから、今後においても、これらの取り組みは継続的に進めていかなければならないものと認識いたしております。

そうした中であって、一方ではハード事業、ソフト事業を問わず、町の事業については、その時々住民福祉の維持・向上のために、できる限り取り組んでまいりましたし、今後においても、「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本理念のもと、限られた財源の中で、効率的で実効性のある事業を展開できるよう、バランスのとれた財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、小規模企業への事業の発注といたしましては、入札によらない随意契約による少額工事が考えられますが、過去3カ年の発注状況を見ますと、平成22年度が約1億1,900万円、23年度が約1億500万円、24年度が約1億6,100万円と、一定程度は確保しているところであります。

また、零細企業への事業の掘り起こしといたしましては、平成20年度から小規模修繕契約希望者登録制度を創設し、小規模事業者の育成を図っているところであり、今後、施設等の老朽化が進む中であって、本制度のさらなる運用や少額工事の発注を含め、小規模・零細企業への受注機会の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上で、成田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 再質問をお願いします。

実質公債費比率 17.8%、計画を上回るスピードが図られた。まさしく町長の手腕そのものです。

②で、発注において町長はどういった町民の苦情が寄せられているか、伺います。

さらに、数字は読めない、計算はできない、漢字は読めないということで、なるべく簡略的に。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初の褒められたことだけはわかったのですけれども、あとの町民の苦情がどうのこうのはちょっと意味がわからないのですけれども、我々が仕事をしていく中で、町民の皆さんからいろんな要望なり苦情なりが寄せられる。これは当然のことだと思いますけれども、もちろん我々はそうした苦情に対して懇切丁寧に答えるのはもちろんでありますけれども、特に要望の中では我々は公区長会議なんかで多いのが、どうしてもやっぱり道路整備関係が非常に多いわけでありまして。これらについては、予算の関係もあって、なかなか一遍には改善できない部分もあるのですけれども、そうした苦情や要望にできる限り住民の皆さんの期待に応えられるように、安心して生活するための施策あるいは事業に、さらに意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 第 3 番目になりますが、発注において、どうも今は発注業者自体が固まっているのではないかなという発想なのではございますけれども、大手にばかり集まり、業者がクラス分けしているわけですから、発注形態を変えてみてはどうかと。町で発注する仕事に対して、町内業者、先ほども町長が言われたのですけれども、クラスに分けているからそれにはなかなか入れられないという発想ですが、JV で入れたら、ジョイントベンチャーで入れたら入れるのではないかなと。そういうものに対してどうも、今までのこの何年か借金を払いながらも箱物が随分つくられて、一番住民が要望しているのは、維持補修なのです。ちょっとした穴だとか、側溝のあれだとかというのが基本だと思うのですけれども、そういうものに対してどう思いますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のお話あったよく箱物行政というようなことが言われて、非常に箱物が多いと。しかも、つくった箱物が全く利用されないようなものがあるというようなことで、随分批判があったわけでありましてけれども、私どもの町での箱物といっても、これは必要性に応じてつくられたものであり、しかも百年記念ホールなんか代表されるように非常に活用されている、有効に利用されているというようなことで、決して批判にあったような無駄なもの、あるいは華美なものというようなことには私はなっていないのだろうというふうに思っておりますし、ただ、これからの行政の中では、例えば近隣センターなんか昔は次から次に新しいものに建てかえていったという時代もありましたけれども、これからはできる限り今の施設を長期間に使えるようなシステム、いわゆる強靱化対策というのでしょうか、そういったことがこれから求められてくるのだろうというふうに思いますし、今おっしゃられたように、道路なんかも全て新しくするというよりは、補修あるいはオーバーレイ、いろんな手法をとりながら維持補修なんか努めながら安全性を保っていくということがこれからは大変必要になってくるのだろうというふうに思っていますし、そういう意味では私どももその道路パトロールなんかについても十分留意するようというふうなことで、内部でも調整はしているところであります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 3 番でちょっと言い忘れたのですけれども、地元町内業者が仕事ができるということは、雇用問題にもつながります。そういう問題も含めて、ある職員に聞くと、どうも職員自体が無力感に漂っている。住民の苦情だけやる。やることがない。やる気がない。職員自体が仕事がない。ということは、職員がかわいそうです。そんな小さな仕事から職員というのはだんだんなれて、立派な人ばかりいてもなれないのですよ。動くのはやっぱり若い人なのです。そういう部分で、町長、そのことについて一言。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） どういう思いで仕事がないと言ったのかちょっとわかりませんが、私は決してそんなことはないというふうに思いますし、いつも言うように、まだまだ職員が足りなくてふやしてほしいという係からの要望もたくさんあるわけですから、もちろん仕事がなければ自分でつらなければならないのも、これ職員としては当たり前のことです。そういった意味では部課長を通じながら、さらに職員の意識の向上、もっと仕事に対する意欲を持って頑張るのだ、そういった姿勢を住民の皆さんにも見せるようなことをこれから指導していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） それでは、⑤番目、協働のまちづくりというのは、町民みんなが平等で公平でなければならないと思いますが、そのためにも、みんなが仕事して分かち合うという部分の中で、町長の号令一言で職員のやる気を出させてください。

町長は公債費比率を17.8%まで下げました。まさに手腕といえば手腕。現町長でなければできなかったらと思います。すばらしい発想のもとに比率を下げた、健全近くまで公債費比率を下げたということは、すばらしいものです。

それで、ちょっと是が非でも、一言私はすごい発想がよかったというような話でも結構ですから。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） さっきも言いましたように、公債費比率なんていうのは、1年や2年で簡単にすぐ下がるなんてものではありませんから、長い間かかってここまで来られたと。これはまさに議会のお力もそうでしょうし、職員の皆さんからの応援もあったから、ましてや住民の皆さんの理解があったおかげで今日まで来られたわけですから、これにおごることなく、さらに精進してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） こんなたくさん言いましたけれども、この返済というよりは、事業費率を上げてはいかなものかということが最終的な私の話なのですが、一言、町長、上げてでもいいから町民のあれに答えるというような発想はありますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公債費比率を上げる。これは借金をどんどんふやしていけば上がるのですけれども、我々が目標とするのは、先ほども言いましたように、住民の皆さんが期待する事業なり施策をどう構築して実施していくかということですから、もちろん公債費比率がどうなるかということも十分念頭に置きながら、今言ったように事業の確保、どんどん仕事が町に出ていくような、そういう姿勢は我々もこれからも変わることはないと思いますし、その中であって、いかに健全な財政を運営していくかということがあるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） では、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1点目、生産農業の所得向上対策について。

1990年代に約5兆円あった我が国の生産農業所得は現在2兆8,000億円までに減少した。農業の就労人口減少や高齢化が要因と指摘されている。

そこで、農業の収益性や競争力を高め、所得向上になる対策についてお伺いいたします。

1点目、道食品機能制度、原産地呼称管理制度の活用促進について。

2点目、薬用作物の栽培促進と新しい効能の開発研究を。

3点目、幕別農業、農村振興に活用できる振興資金の創設について。

4点目、農家に6段階区分の信用格付が導入される。経営の影響について町の所見を伺います。

5点目、農事組合法人設立が地域の農業継続につながる。町の設立支援の考え方を伺います。

6点目、酪農家における円安飼料高、電気料金値上げ、燃料高の三重苦、つまりトリプルパンチによる経営危機に対する町の支援策は。

次に、2点目、経済力の差が子供の教育格差を生むので防止策を。

経済的な理由から家庭の教育環境が十分にとれないため、進路が決められないなどの悩み相談や、学習習慣を身につけづらい環境のため、子供の基礎学力を向上させる学習支援の場をつくることを行政が主体となって行う考えについて伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、私から藤原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「生産農業の所得向上対策について」であります。

生産農業所得につきましては、農業総産出額から減価償却費等を含む物的経費を控除し、経常補助金などを加算したものとされており、本年2月に農林水産省が発表した生産農業所得によりますと、平成22年は、平成16年から続いた減少が7年ぶりに増加へと転じ、前年に比べ9.4%増の2兆8,395億円となりましたが、平成23年は再び減少し、前年比2.1%減の2兆7,800億円となり、最高額でありました昭和53年の5兆4,206億円と比較いたしますと、半減いたしております。

ご質問の1点目、「道食品機能制度、原産地呼称管理制度の活用促進について」であります。

「北海道食品機能性表示制度」につきましては、「北海道フード・コンプレックス国際戦略特区」における国との協議を経て、加工食品に含まれる栄養素や効果などの機能性成分についての科学的な研究が行われたことを北海道が認定し、認定商品のパッケージに内容を表示することにより、消費者の高まる健康ニーズに対して的確な情報を提供するとともに、認定商品のブランド化・差別化を図り、道内食産業の振興につなげることを目的に、北海道独自の制度として、本年4月1日にスタートいたしました。

過日、本制度の愛称を「ヘルシーDo」とし、第1回の認定に8社12品が決定されたとお聞きしているところであります。

認定の対象となる商品は、「道内で製造された機能性素材を使用して商品を道内で製造し、製造事業者がみずから販売する加工食品」とされ、「この商品に含まれる何々については『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです」との文言のほか、道の認定マークもあわせて表示することとされているものであります。

また、原産地呼称管理制度につきましては、生産情報の開示による品質の高い農産物及び農産物加工品を提供するために、長野県が日本で初めて平成14年に創設いたしました。

北海道におきましても、道産食品に対する消費者の信頼を確保し、北海道ブランドの向上を図ることを目的に、平成16年「道産食品認証制度」としてスタートさせたところであり、本年7月末現在、ハム、チーズ、サケ加工品など、合計60商品が認証されているところであります。

十勝におきましても、本年8月に、「十勝品質の会」が提案した十勝型原産地呼称制度導入などの取り組みが、農林水産省の「食のモデル地域構築計画」に認定されており、同会の計画では平成29年度までに十勝型品質基準を定め、農業・商業・工業、行政、JA系統や商系の垣根を越えた「十勝」という地域全体のブランド化につなげたいとしているところであります。

これらの制度は、十勝の安全で安心な農畜産物のイメージの向上と、ひいては生産農業者の所得向上につながるものと認識をいたしており、制度の周知とその活用手法について検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「薬用作物の栽培促進と新しい効能の開発研究について」であります。

主に、漢方薬の原材料等となる薬用作物の作付面積は、全国で約1,840ヘクタール、道内では約260ヘクタール、十勝管内は公表されていないため作付面積は不明ですが、町内では生産組合組織1団体が栽培に取り組んでいるところであります。

また、国内における総使用量は約2万トンであり、その8割以上を中国からの輸入に依存しておりますが、近年は中国の経済成長に伴い、価格が上昇し、安価で良質な原料の入手が難しくなっていることや、漢方製剤の保険医薬への適用拡大や国民の健康意識の高まり等から需要が伸びていること、さらには、道内において薬用作物の生産を拡大しようとする製薬メーカーの動き等から、今後、薬用作物の栽培は増加するものと考えられております。

このような背景から、経済産業省北海道経済産業局においては、平成23年度に「北海道における薬用植物の活用及び関連産業振興に関する検討会」を設置し、調査・検討を実施したところであり、その報告書には、道内における栽培の優位性について、「大型農業機械による大規模栽培が可能であること、食品・観光産業との相乗効果による経済的な波及効果が大きいこと、試験・研究機関が集積されていること」などが挙げられております。

しかしながら、一方で契約栽培のため取引先の指定する品種・栽培方法によらなければならないことや、栽培地により品質が異なったり、品質により価格が大きく異なるなどの検討課題も多いと指摘されているところであります。

薬用作物は、医薬品のみならず、健康食品や化粧品などにも活用されており、今後、新たな商品開発を含め、さらに需要は伸びるものと考えられておりますが、現状においては、栽培から流通関係までさまざまな問題があることと、薬学的な観点から本町単独での栽培促進や開発研究は難しいものと考えております。

ご質問の3点目、「幕別農業、農村振興に活用できる振興資金の創設について」であります。

現在、町の単独資金といたしましては、農業者の創意工夫と農業経営の安定に資することを目的として平成7年に創設した「幕別町農業ゆとりみらい総合資金」があり、農業生産や流通加工に必要な施設の資金、農機具や家畜導入に必要な資金など計9種類を設け、これまでに406件、約12億円を貸し付けいたしております。

また、資金の種類につきましても、農業者がより利用しやすいよう、農業情勢に合わせてその都度見直しを行い、農業者が目的に合った資金を利用することができるよう努めておりますことから、ご質問のありました幕別農業、農村振興に活用できる振興資金の創設につきましては、現行の幕別町農業ゆとりみらい総合資金におきまして十分対応できるものと考えているところであります。

ご質問の4点目、「信用格付が導入されることによる経営への影響について」であります。

北海道信用農業協同組合連合会が導入を検討している農業生産者の信用格付制度につきましては、現段階において、その制度や内容等の詳細について公表されていない状況であります。

今後、導入の是非を含め、各農協で検討されるものと考えており、現時点で町としてお答えできる立場にないことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の5点目、「農事組合法人設立の支援について」であります。

農業経営の法人化は、経営管理能力や対外的な信用力が高まるほか、職員の福利厚生を整備によりすぐれた人材を確保しやすく、規模拡大や経営の多角化が容易となるなどのメリットを有しており、農業後継者の確保や農業経営の効率化を図ることができるものと考えております。

本町におきましては、現在、37の法人があり、そのうち、いわゆる一戸一法人が21法人、複数戸法人が16法人となっており、法人形態では、会社法人が35法人で、農事組合法人が2法人の状況であります。

近年、農業後継者の減少や農業従事者の高齢化などにより、農業の担い手不足が問題となっておりますことから、農用地の遊休化が懸念されているところであります。

このような問題を解決し、農業の持続的発展と農村地域のコミュニティを維持していくために、「組合員の農業生産について協業を図ることによりその共同の利益を増進する」ことを目的としている農事組合法人は、施設の共同利用や農作業の共同化を行うことにより、担い手の確保と農業経営の効率化を図ることが期待されております。

しかしながら、一般的に会社法人に比較して設立が容易であると言われており、法人構成員が

農業者に限られることや事業が農業に限定されること、さらには、法人の運営においては、構成員全ての合意を基本とすることから、合意形成に時間を要し、経営判断のおくれにつながるなどがデメリットと考えられております。

町といたしましては、これまで、農業振興公社におきまして、農事組合法人だけではなく、さまざまな法人形態ごとのメリットや法人化の手続などに関する研修事業のほか、法人設立の相談などに取り組んできたところであり、今後も、引き続き関係農協や農業委員会、農業改良普及センターなど農業関係機関と連携して支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「酪農家における円安飼料高、電気料金値上げ、燃料高の三重苦による経済危機に対する町の支援策について」であります。

本町におきましては、平成2年度から草地整備を目的とした道営、公社営等の事業を導入し、全体で約6,166ヘクタールを対象として、約81億2,100万円の事業を実施し、自給飼料を中心とした酪農畜産業の振興に努めてまいりました。

また、穀物のバイオエタノールへの転換と海上輸送費用の高騰により飼料価格が高騰し、平成の畜産危機と言われました平成20年度におきましては、本町独自の施策として、乳牛の導入・保留にかかわる借入資金に対する利子補給を行う「生乳生産基盤確保支援資金利子補給事業」、飼料用トウモロコシ作付面積の維持・拡大に対して種子の購入費助成を行う「自給飼料基盤強化対策事業」、育成牛の経費削減のため「町営牧場の入牧料減額」などの対策を講じてまいりました。

現在では、これらの施策は終了しておりますが、平成21年度からは「雌雄判別精液購入費助成事業」を、平成23年度からは、道営事業等の対象外となる圃場の草地整備を行う「粗飼料生産基盤向上対策事業」等を実施いたしているところであります。

現在の飼料購入価格は過去最高金額となっており、酪農畜産業を取り巻く環境は大変厳しいものと認識をいたしております。

飼料価格高騰対策につきましては、「全日本配合飼料価格畜産安定基金」により、国、飼料メーカー及び生産者の3者が拠出して、高騰した飼料価格の補填をしておりますが、現在の7月から9月期は、高騰する期間が長期にわたり、基金が不足するため、国とメーカーが財源の不足額を折半する緊急措置を講じておりますものの、10月以降は生産者への負担増加が懸念されているところであります。

また、電気料金の値上げに関する影響額は、本町の平均的な経営頭数で月額約4,700円、年額約5万6,000円の負担増と試算しておりますが、燃料費につきましても、現在懸念されております中東情勢により、さらなる高騰が予測されますことから、酪農畜産を取り巻く環境は、平成20年当時に匹敵する厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

一方、本年10月に予定されております乳価改定につきましては、飲用乳を1キログラム当たり5円、チーズ向けを1キログラム当たり1円引き上げるとの情報もあり、酪農経営にとって期待されるところでありますが、今後、さまざまな観点から酪農経営を取り巻く状況を見きわめ、ゆとりみらい21推進協議会畜産振興対策専門部会のほか、各関係機関と協議をいたしまして、本町における対策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「経済力の差による子供の教育格差防止策について」であります。

近年、日本では、経済格差の広がりによる子供の貧困が非常に深刻な状況にあると言われており、特に教育の面では、子供の受ける教育や進学率が親の所得差によって影響されているとして、社会問題化しているところでもあります。

こうした中、国においては、本年6月19日に、子供の将来が家庭の経済状態によって左右されることのない環境整備を目指すことを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立いたしました。

この法律では、国と自治体が協力して教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援などの施策を策定し、実施することとなっており、第1条には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ことが明記されております。

現在、本町におきましては、家庭の事情により適切に教育が受けられない、あるいは自分の学習環境に不安や悩みを持っている児童生徒を認識した場合には、まずは学校現場において教育相談を実施し、児童生徒のみならず保護者とのかかわり合いを持ちながら、当該児童生徒の学習環境の向上や不安の解消等について、話し合いを重ねていくように努めております。

また、状況に応じて子どもサポーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを初め、北海道や町の福祉支援部局と連携の上、相談支援を行っているところでもあります。

次に、学習支援についてであります。現在、学校現場では、家庭環境の差を含めた全体的な学習支援という視野に立ち、指導方法工夫改善に係る加配措置等で道費負担職員10名を、さらに特別支援教育支援員31名を各学校に配置し、子供一人一人の「学習の理解度」や「今後の可能性」を確認しながら、個々に応じた学習指導の充実を図っていくよう努めております。

学校現場以外での学習支援では、児童の自主学習を支援する事業といたしまして、地域の教職経験者などボランティアの協力を得ながら、小学校高学年を対象に長期休業中、町内4会場で「夏休み学び隊」「冬休み学び隊」を実施しているところであります。

また、経済的な支援では、小中学生には就学援助、高校生等に対しては、奨学資金の給付事業を行っているところであります。

今後におきましては、現在の相談体制や学習支援を継続しつつ、就学援助や奨学資金制度の周知を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に係る国・道の動向や関係通知等の情報に注視し、さらなる相談・学習支援の充実に向けてまいりたいと考えているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問に入っていきます。

まず、1番目の道食品機能制度の活用についてです。

この制度の活用の目的というのは、やはり道のお墨つきをもらうことで消費者に商品を選んでもらう、また選んでもらいやすくなる、この考えで国に道が提案して実現したものだと思っております。中でも幕別の農産品に関係するもので、今現在の進捗状況といたしまして、小豆のポリフェノールが血流改善によいということで、ヒト介入試験に入ったと聞いております。うちの町でこの研究に資材を提供したのがあるか、また、もしあったとすれば、どの程度まで段階が進んだのか、まずお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 資材の提供とか経過ということにつきましては、現在把握しておりません。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 幕別では、かなりいろんな品物がとれております。特にナスビなどは紫に関してはナスニンという、色が濃いということで、非常に健康にいいとか、タマネギが血流にいい、また今、野菜工場で作られているハウレンソウなどは、いわゆる低カリウムの野菜で、これも体にいい方向になるのでないかと。いわゆる食品成分がよければ、その成分をしっかりと認定させることによって、売り上げというものは必ず私は増加するのだろう、そう思っております。ぜひ、うちの町でもこの製品、この機能食品の制度を活用する考えというものは、もっと強めてもいいのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに、今、藤原議員がおっしゃった野菜だけでなく、幕別で特産品で出しているレタスですとか、こういったものに対しての薬効成分というのですか、健康にいいということ

は一般的に広く知れ渡っているところでもあります。そういったことは、野菜の単品として農家の方は出荷をされている。基本的にそういったものも、この機能性を表示するには、まず第一に加工したものが対象となるようでありますので、加工するまでのそこまでのそういったものの企業誘致あるいはそういったことに結びつけられるような企業との連携と申しますか、そういったこともできることがあるかと思っておりますので、今後とも農協さんですとか、そういったところと連携をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 本当にうまくいけば加工工場の誘致ということに本当につながっていくと。

あわせて、原産地呼称のこの制度に関しても、いわゆる販売力の強化のために、今は必要条件として、いわゆる生産者の顔が見えるだとか、そういうことが当たり前のことになってきております。ただ、それだけではこれからブランド化を強めるとなると、なかなか産地間の競争に勝つことができない、そう思いますので、ぜひうちの町、いわゆるこの公的機関が設定した品物、これが信用をより増していくのだろうと。高値販売、安全・安心の販売、これによって品質が保証されれば、あるところではやっぱり5%ぐらい高い値段で売れることもできたということも出ております。ぜひ、このブランド化を、今答弁の中ではオール十勝という言葉がありましたけれども、私はやはり幕別オンリーという、その原産地、これを明示するような形で品物を売っていくということが必要でないかと思ひまして、この原産地の管理制度の導入をぜひ進めてほしいなど。

特に、うちの町では、ユリネが忠類で生産されております。なかなか品物もよくてあれなのですけれども、やはり余り売り上げとしては好調でないという話も聞いております。このユリネはカリウムの成分、いわゆる高血圧の対策にいいとか、女性の子供が生まれた後の滋養強壮には非常にいいということで、昔から食べております。これをいわゆる幕別忠類産という、ここをしっかりと産地の管理をすることで、より強い品物になるのではないかと。今は、インターネットで調べても、富良野だとか、違う地区の生産のものとして売られていることが多いと思います。ぜひ、幕別のユリネを第1号とするぐらいの気持ちで町長、取り入れる考えはないか、まず伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） その原産地呼称管理制度なのですが、これはやっぱりある程度の認定された機関によって認定を受けてということが大前提だと思うのですね。幕別町独自でというのは、幕別町のものだけを持って行って、これを認定してくれというのは、なかなか難しいのかなという思いを持っています。

そういう意味では、十勝全体でつくられている野菜、生産物についてはほぼ似たようなものが多いわけでありまして、現実的に長芋、川西の長芋と言われるのがそれぞれあちこちの町でつくられているのももうご存じだと思いますけれども、そういったことをあわせて、これらについてもいろいろな関係の方とお話をしながら、幕別でなるべく独自で出していけるものがあれば、そういったものについても研究を重ねていきたいというふうに思っています。

14：14 成田議員退場

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） もっと詰めた話すると、やはりオール十勝でいくと、にせものとは言いませんけれども、やはり厳しく言われれば消費者としては本当に川西なのか、白人、豊頃の大根なのかということも出てくるのだと思います。そういうことで言うと、もっと限定したものがいいのではないかと私は思う。

要するに、最終的にこの問題で言いたいのは、今までこの特産品のブランド化、これを進めていくと、どうしても販売者がもうかるのですね。いわゆる生産者が潤うという、このことがどうしても少ないのではないかと。それを防ぐためには、どんどんこういう原産地、そういうものだとか、食品機能、そういう制度を取り入れて生産者に潤いを与える、そういう制度だと私は思っておりますので、ぜひ活用に前向きな姿勢で進んでほしいなど、そう思っています。

続きまして、2番目の質問に入っていきたいと思います。

薬用作物の栽培促進、昨日も道新で出ていましたけれども、日高町の例が出ておりました。これはカンゾウの栽培、また八雲町ではトウキの栽培、これも進んでいるそうです。特に日高町の場合は、町で60%出資して会社をつかって、そしてこの薬用作物の成功したいという気持ちが強く出ていていると思います。我が町でもこういう形で薬用作物をつくるという考えはないか、最後に伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたけれども、町内に組合でつくっていらっしゃる方がいる。それから、帯広にもいらっしゃるし、十勝管内あちこち何軒かの方が薬用をつかっていらっしゃるようでもありますし、中にはメーカーとの委託契約で栽培をしているというようなところもあります。これらも町のほうから声をかけてやっていくというよりは、やはり農業者の皆さんが自主的にこういうことをやるけれどもというようなところからスタートするのが、私はいいのかなという思いもしております。もちろん今の段階では話は何もありませんけれども、その辺の農業者の皆さん方の情勢といいますか、状況などをこれから確かめながら、対応に当たりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 町内ではつくられていないという、私もそんなにつくっている実績はなかったのですが、実は、とある健康雑誌、これを見ました。ここにあります。砂糖大根という不思議な野菜が好評という記事を読みました。砂糖大根って私たちが言うビートだと思うのです。そのビートから、毎朝すっきり、いわゆる便秘を防ぐという成分が発見されて、非常に今、薬事業界では注目を浴びていると。これ、もう本当に一番幕別の畑で見るビートなのです。これがやはり新しい発見で新しい生産になる。今までは砂糖をつくる。特に今 TPP の問題もありますけれども、砂糖がだめになればビートはつくれないのではないかなんていう心配、こんなことも一気に解消されるようなことで新しい発見。このビートでつくった薬といいますか、それはラフィノールという薬なのですが、ビフィズス菌を腸内でより発生させると。今までは乳製品でとると、どうしても胃酸でやられてなかなか腸内まで届くということがなかったけれども、それが解消されることで、便秘に対して非常に効果があるという成分が発見されました。

ただ、残念ながら、今、町長が申したとおり、発見、先、いわゆるこれはその人の権利なものですから、なかなか幕別町に返ってくるということもないのです。ただ、うちの町でもっともっと長芋だとか、ニンジンだとか、ごく普通にとれている作物、その中から、もしかしたら大発見ができることもあるわけですね。そうすると、一気にそのものをつくっている生産農家にしてみれば、収益も上がり、安定もするのではないかと。恐らくこのビート、これがもっと世の中に広まれば、大きな生産収益、安定収入になるのではないかと私は思うのです。ぜひ、町長、そういう産学協同ですよ。今、道工大と提携もしました。ぜひ薬科系とつなぐとか、そういう研究を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

14 : 18 成田議員入場

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、今お話ありましたようなことなど、これは当然これから研究していかなければ簡単にはなかなか、はい、わかりました、すぐ手を差し伸べますということにはならないのだろうと思いますけれども、おっしゃったようなことも十分これから検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、3番目の振興資金についてお尋ねいたします。

幕別町では、ゆとりみらいとか、そういう資金があると聞いております。ただ、うちの町のもし新規就農を育成しようとする、今は大規模農家がこれから後継者もいなくて、やはり1戸そのまま居抜きでもし買うなりなんなりすると、非常に大きな資金がかかると思います。5,000万円であり、1億円という話も聞こえています。それでは、なかなかうちの町で新規就農、そういう人を育成するこ

とはできないのではないかなど、そういう思いを込めまして、この何年か後にいろんな場面が出てくるとは思いますけれども、就農、農業を継続するために、今から準備できるものであれば、いいのではないかと考えて提案したのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 新規就農者に対する資金援助ということでございますけれども、本町におきましても、これまで何軒かの方が新規就農しているところでございます。その際には、農業公社の事業を活用して補助金をもらいながらやると。あるいは道、町の単独の新規就農者の支援の交付金、助成金というのもございます。それら総合的に活用して新規就農に対応していただくということで、町としても今後とも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 今、町である資金。でも、決してそれは満足といいますか、新規就農として幕別に入ってくれるだけの資金提供にはならないのではないかと私は心配しております。

ただ、もちろん既存の農家の方も、幕別の農業振興ということであれば、今まで質問しました新しい品物をつくるとか、収益性のある品物をつくるとか、販売力の強化とか、そういうことも含めて農業資金という、いわゆる資金づくり、これを、決して TPP を私は認めるものではないのですけれども、やはりやがて近く迫ってくる外敵に対して、足腰の強い農業をつくるのが、今既存の人にも強めてもらうためにも、やはりこの農業資金、これをまた違う形で使える資金をつくるということが大事ではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、部長からも話しましたように、新規就農の場合はいろんなお金が必要になってくるのは、これは現実でありますし、大きなお金が必要になるわけですがけれども、最近は公社なんかでも、いきなり土地を取得するというようなことはまずないのです。ある程度、貸し付けを受けて、それで何年かしているうちに徐々に土地を取得していくというような形をとっていくのだらうと思えますし、いかに新規就農者だからといって、何千万円もいきなり貸し付けするという自体も、やはり問題はあるのだらうと思えますので、その辺は先ほど言いましたように、いろんな今の資金の制度の中で新規就農を進めていく、お願いしていくということは我々の役割かなというふうに思っていますけれども、もちろん必要に応じて資金を莫大に要するようなこともあるのかもしれないけれども、それらについてはどんなことが予測されるのか、これは公社の中でまたいろいろ論議をいただきたいというふうにも思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、4番目の質問に入ります。

4番目の答弁は、その制度や内容が詳細に公表されていない状況ですという町長の答弁でしたが、私は決してどこかから盗み見てこの資料を取り寄せたものではありません。これはことしの7月31日、業界誌にはっきりと出ております。そういうところから、私は情報をとって今回質問したものです。

農家に信用格付、6段階に融資条件に差をつけるということが出ておりましたので、これは農協という組織自体は、やはり組合員に平等に融資するというところから成り立っております。今まで私もそう思っていたのですが、今回そういう方向が変化して、融資のいわゆる我々で言うキャッシュフローを見て融資先を決めてやっていくという制度が導入されるということは、もしかしたら、小さな農家とか余り優良でない農家、そういう農家を減らしていくのかなという気がしたものですから、これ以上、私は農家の離農だとか減少を黙って見ているわけにはいかないなと思って質問いたしました。

当然、お答えできる立場にないということですので、この質問は答弁求める気はありませんけれども、ただ、私が情報とったところは業界誌からということだけは認識していただきたい、そう思います。

そういうことで、次、5番目の農事組合法人設立の支援についてお尋ねいたします。

今、先日、本別にも本州の農事組合が 250 町歩の大豆をつくるために北海道に進出してきたという記事がありました。結局、この幕別で一番これから気をつけなければならないのは、こういう本州の農事組合、また本州資本の法人の農業、こういう人たちが私たちの知らないうちに、この幕別に侵入してくるのではないかと。それによって、確かに畑は遊休地も起こしてもらえ、そういうことになっていくけれども、うちの町の農業というのは基幹産業だということで位置づけしております。それを守るためには、やはりうちの町でももっと農業法人、これをつくるために、行政として先導的な役割を果たすべきではないかと思ひまして、質問いたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本別の事例は、私もたまたま機会あって、秋田から来られたその社長にお会いしましたけれども、ただ、これもなかなか本別町にとってはよく入ってきてくれたと言いつつも、既存の農業者からとってみると、大変不安もあると。当然そういうことになるのだらうと思います。ですから、今後そういうおそれというのは、我が町に全くないとは言切れませんが、当然そこにはいろんな条件をクリアしなければ進出できないわけでありますから、私どもはそういった面では農業委員会も含めながら、十分そうした方々に対する対応をこれからも考えていかなければならないというふうに思っていますし、もう一つ、行政が農業生産法人あるいは農業法人あるいはいろんな株式会社の参入も含めて、いろんな意味で農業に、いろんな法人化を進めていく中では、これは公社もそうなのですけれども、やはりまずは自分たちの幕別の農業を守るところが根幹になければならないのだらうと。その思いを持って、これからもいろんな場面に即して対応していきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 当然、農業法人、それとあわせて、複数頭数でいわゆる共同体的なものをつくるといふ、そういう考えもあるのではないかと私は思います。

ただ、やはりそうなると、指導的な立場、この地域の事情をよく知った人が代表になるとか、また農協の協力が要るとか、そういういわゆる優秀な人材づくりということも大切なのだらうと。それがなければ農業の法人化も、会社はつくっても成功しないということになるのだと思います。

そういうことを含めると、幕別の青年部との活動、これをぜひ行政と青年部との活発な意見の交換の場をよりたくさんつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（須田明彦） ただいまの青年部との交流についてでございますが、これにつきましては、昨年の 11 月から幕別町の関係する農協青年部、さらには商工青年部等と異業種交流の事業を進めてまいっております。まだ始まったばかりで、なかなか具体的な成果については得られておりませんが、この異業種交流の中の目的には、基幹産業であります幕別農業の発展、それとそれにあわせて商工業者のさらなる発展を目指していきたいと考えておりますので、また関係機関と連携をとりながら、この異業種交流についても進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 特に、農協青年部、農村青年部との活動、その支援のやり方についてももう一度再考していい方向に結んでいただきたいと思っております。

続きまして、6 番目の質問に入りたいと思います。

酪農家のトリプルパンチによる危機に支援をとということです。今、酪農生産基盤の弱体化、これはなかなか歯どめはかけられないのだらうと思ひますが、経営格差というのは広がるばかりでないかなと。当然メガ酪農家といいますか、大規模と呼ばれる生産家と、また一般の家族でやるいわゆる家族経営でやっている方、これらについては、なかなか将来展望が沸いてこない、そういうことで生産基盤、また維持、そういうことが経営の一環として厳しいという言葉しか返ってこないのではないかなと、少し夢がなくなりつつあるのではないかと、そういう業種に思えて、私は今回質問しております。何

とか酪農家の生産基盤を維持する、このことを最優先課題としてやっていく手だてはないのかなと思います。

特に、先ほど答弁にありましたけれども、10月には乳価のキロ5円近い値上げがあると聞いておりますが、牛乳を値上げすれば、当然我々飲むほうは抑えるのではないかと。牛乳が値上がりしたから、よりたくさん飲むという現象はなかなか起きないのだなと思います。そういうことを防ぐのに、何年前か前、町で牛乳を飲むという運動をした記憶がありますので、今回も町長、そういう運動を繰り広げていく考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牛乳の販路拡大、これは昔だけではなくて、今もずっと続けておりまして、例えば産業まつり、あるいはこれから始まる忠類のどんとこいむら祭り、これらについても毎年牛乳の販売拡大のキャンペーンを農協あるいは町あるいは乳業組合、そういったところと提携しながら続けておりますので、これからももちろん続けていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、今一番問題になっております酪農の電気代の値上げ、この影響、これについて一言述べたいと思います。

今、私は酪農家が一番再生エネルギーの資源を持っている人たちだと思っております。当然バイオマス、これを考えなくして酪農家に対する電気料の対策は町としてできる、個人としてできるものの一番の近道ではないかなと思っております。規模的に100棟ぐらいであれば個別にもできます。また、500、600と集まれば集団的、大規模なプラント、こういうものをつくって発生したガスを発電するなり、または天然ガスとして自動車だとか、トラクターの運転、そういうものに使っていくことができるわけです。ぜひ、この町としてバイオマスプラント、この動きを進めるそういう行動をとる考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） バイオマスガスについては、前回の議会のときにもご質問をいただいて、お答えをしました。これも町ができる範囲というのは、ある程度限られてくるのか。施設の設置に対する支援ですとか、まず肝心なのは、やはり農業者の皆さんと北電との契約が順調に進められるのかどうか、あるいはそのことによって本当に採算が合うのかどうかといったことなどいろいろ課題があるので、そのときもお答えしたのは、まずは農業者の皆さんなり、農協なりといったところとご相談をさせていただく中で、町として、やるべき担う役割を果たしていくことが大事であろうというふうに申し上げましたし、今もその思いで、北電のほうもだんだん厳しくなってきました。自分のところで電気をつくったのだから自分が使ったそれで終わりだということにはならないわけでありまして、これらも十分検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 北電の対応ですけれども、これはやはり原発のこともありますから、日々方針は変わっているようです。バイオガスから十勝でもぜひやっていいのではないかという答えも出たということも聞いております。やはりそういう新しい情報をどんどんつかまえながら、ぜひこのバイオガスプラントを。

またよく幕別では堆肥の問題がありまして、堆肥が必要だから、なかなかバイオマスにプラントがつかれないのだといいますけれども、これは液肥でやる、いわゆる堆肥は好、嫌気性の発酵でやるので、嫌気性のいわゆるプラント中で起こす液肥は非常に効率もいいし、栄養価も高いと聞いております。ぜひ、堆肥で畑にまくよりは、液肥でやったほうが十分効率もいいと聞いておりますので、そういうこと、またやはりにおいの対策、いわゆる環境対策も非常に進むのではないかと私は思います。ぜひ北電の売電の問題、その辺の情報をつかまえながら積極的にやってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） バイオマス発電の関係につきましては、議員言われましたように、北電がいろいろの方針を変えているということで、受け入れはするけれども、現在のところ夜間電力として専用として受け入れするというような方針を打ち出しているところでございます。そうなった場合、日中買上げる電力価格よりも非常に低い価格になると。受け入れはしてくれるけれども、低い価格になるというようなこともありまして、非常に先ほど町長言いましたように、採算の問題とかまだまだ課題はあるものだというふうに考えております。そういったところも含めまして、農協さんですとか、さまざまな機関と連携しまして、研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） あと、飼料、このことで1点だけ触れたいと思います。

かなりのものが外国から輸入されている、そう聞いております。ですけれども、デントコーンだとか牧草の種子をもっと酪農家の方に補助を出してやれば、それなりに自給率が高まるのではないかと思います。また、南勢の町営牧場、平らな部分は結構な面積があると思います。その部分でデントコーンを栽培して、酪農家の方に販売するという方法もあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 南勢の牧場で誰がやるのかという問題にも実はなるわけでありましてけれども、今、全体的に入牧が減っているというような状況から、そういう遊休地も出ているのだろうというふうに思いますけれども、いずれにしましても、いろんな課題が山積しているわけでありまして。種子代の助成も含めながら、新たな年度にまた酪農振興対策、あるいは畜産対策について十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、2番目の経済力の差による子供の教育格差防止、それについてお尋ねいたします。

私が一番心配するのは、やはり負の連鎖、これが子供たちに影響していくのではないかと。そのことによって、子供が学習習慣がなかなか身につかないとか、それからそれなりの子供は学習塾に行ったりとかそういう条件で進学、それから将来の夢を描いていると、そういうことが多いのだと思います。ぜひ、学校内の授業、やり方はわかりましたけれども、学校外で学習支援をやってほしいなと私は思います。特に教員のOBがたくさんこれから出てくるのだと思います。端的に言えば、学童ですか、あの時間帯に1時間でもいいからそういう時間を取り組むことはできないのか、まずお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 学校教育につきましては、まずは学校内でしっかりと各学校が創意工夫を重ねて指導していただくということで実践もしていただいているところであります。さらに、その強化につきましては、やはり教科書に勝る教科書なしというようなことも言われておりますから、教科書をしっかりと学校でマスターすれば、学力についてはおのずとついてくるのだろうというふうに思っております。

札幌市などでは、ボランティアでひとり親家庭について教えているなんていう例もありますけれども、本町においては確かにひとり親家庭であったり、両親が働いている家庭はありますけれども、現状ではそこまであえてといいますか、町教委がその子供たちのための学習塾的なものを設置するという考えは、今のところはありません。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 今回の学力テストで、北海道知事いわく、非常に北海道の学力は低いということを言われております。基礎学力が十分に身につけていない、1日の学習時間が少ない、そういうコメントが出ております。それに対して、今、教育長は、いやいや、学校で十分教育されているのだと言いますが、私はそうはなっていないという認識です。ぜひ、来年卒業する子供にとって、今やっ

かなければ、いつやるのだ、というせりふじゃないですけども、ぜひ積極的に取り組む、そういう1人の子供でもいれば、やはり子供は宝だということを言っているわけですから、そのことを踏まえて、教育長、もっと積極的な考えを持つということを望みますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 一般的には藤原議員おっしゃっている負の連鎖、貧困の連鎖というようなことが言われておまして、親が貧困であれば子供が十分な教育を受けられない。よって、またいい高学歴が得られなくて高サラリーが得られないと、連鎖していくのだというようなことは言われておりますけれども、本町におけます学力と経済状況との関連ということでもありますけれども、これは学力を何ではかるかったら、学力学習状況調査、いわゆる学テといっているものが、もう過去何年もやられてきていますので、これが一つの指標になるかなと。

一方、経済状況は何ではかるかとなりますと、就学援助というものをやっております。これは生保の1.3倍まで就学援助させていただいておりますけれども、これとの関連性を見ますと、必ずしも就学援助が多い学校において学力が低いかというと、そういうふうにはなっていないわけなのです。ですから、そういうケースもあるかもしれませんが、貧困だから必ず学力が落ちるということは私は決してないのだろうというふうに思っています。

ただ、いわゆる落ちこぼれといいますか、そういう面での子供も1人でもなくすということは大事なことであります。そのためにも、まっく・ぎ・まっくなんていうところも今ありますし、ある程度個に応じたきめ細やかな学外での指導ということも今やっておりますので、現状では藤原議員がおっしゃるようなところまでは考えられないかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員、時間です。

○7番（藤原 孟） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩いたします。

14：32 休憩

14：32 乾議員退場

14：45 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問させていただきます。

忠類道の駅周辺の維持管理・インフラ整備等について。

帯広広尾自動車道更別インターが平成25年3月開通し、忠類インター（仮称）供用開始が平成26年度末と聞いている。それと同時に、忠類インターを通過し、町道北4線道路、大樹町と幕別町の境（仮称忠類大樹インターチェンジ）までの開通も決定しており、忠類インターがただの通過点になってしまうことが懸念されている。

忠類インター開通に伴う道の駅周辺の環境整備については、平成23年9月の定例会で一般質問した経緯がある。町としても忠類地域における観光の振興は、この地域の発展に欠かすことのできない要素であるとし、通過型観光から滞在型観光への転換の必要性と、道の駅周辺の整備と有効活用が必要という考えは確認させていただいた。

その後、忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業及び定住促進住宅建設費補助事業の新しい施策も結果を出していることは十分に評価される場所があるが、前回の質問から2年が経過した今、道の駅周辺の環境整備については形になっていないのが、現状ではないかと推察される。忠類地域住民会議、商工会等、さまざまな意見、要望等が出されていると聞いている。忠類インター開通を目前とした今、

幕別町の南玄関として忠類地域の観光振興をさらに進め、幕別の発展に寄与するために、迅速な対応が求められる。

そこで、以下の点について伺う。

1、インター線道路周辺の整備、案内看板の設置、道の駅周辺の駐車場の改修について、忠類地域住民会議、忠類魅力づくり会議、道の駅周辺4施設連絡会議、地域の商工関係者の意見を踏まえ、北海道開発局との協議を進めていくとの答弁であったが、進捗状況について伺う。

さらに、忠類インター開通を目前に、道の駅周辺をより魅力ある観光拠点にし、中心街へと誘引するための町の考えについて伺う。

2、定住促進住宅建設費補助金事業によって、平成21年には9区画のあきがあったあおぞら団地は、現在、完売しているとのことであり、十分な結果が出たものとする。事業は平成26年度までで終了するが、観光による移住促進、定住を結びつけるために、その後の対策について伺う。

3、ナウマン公園キャンプ場は国道から近く、ある程度整備され、無料であることから、利用者も多く、大変好評である。ごみは持ち帰ることが原則だが、最近、公区ごみステーション、コンビニ等にごみの投棄が多いと聞いている。その対応と今後のキャンプ場の管理方法について伺う。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

14：48 乾議員入場

○町長（岡田和夫） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「忠類道の駅周辺の維持管理・インフラ整備等について」であります。

ご質問にもありますように、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、町道北4線道路までが平成26年度に開通する予定となっております。現在、工事が急ピッチで進められております。

この自動車道が開通することにより忠類地域が道央圏と直結され、物流の効率化が図られ、市場圏が拡大する経済効果や観光客の増加が大いに期待される反面、現道を通る車両が減少することにより、地域が疲弊していくことも懸念されるところであります。

ご質問の1点目、「インター線道路周辺整備の協議進捗状況と中心街への誘引策について」であります。

初めに、これまでの協議等の進捗状況であります。昨年度は、忠類魅力づくり会議や道の駅周辺4施設連絡会議からご意見をお伺いしたほか、幕別町商工会忠類支部におきましても、これらの対策についてご検討をいただき、本年7月末にその内容についての中間報告をいただいたところであります。

町といたしましては、道内の道の駅やにぎわいのある観光施設、さらには北海道ガーデン街道などを視察するとともに、類似する事例の研究やその対策について検討を行ってまいりました。

また、忠類地域住民会議においても、昨年5月からこの対策についての協議をされ、昨年11月にはこれらに関する提言がなされたところであります。

これらを受け、本年6月、忠類総合支所に横断的な庁内検討組織を立ち上げたところでありますが、これらの報告や提言などを踏まえ、来年度以降に実施する事業について、今後、幕別町商工会忠類支部やJA忠類など関係機関を含めてご意見を伺う場を設けてまいりたいと考えております。

次に、案内看板の設置につきましては、高規格幹線道路敷地内の案内標識について、現在、帯広開発建設部と協議を進めているところであり、そのほかの案内看板につきましては、幕別町商工会忠類支部とも協議をしているところでありますが、どこにどのような看板を設置すれば通行車両の目にとまり、中心街へ誘導することができるかを検討をしているところであります。

また、道の駅・忠類とナウマン象記念館前の駐車場の改修につきましては、駐車する場所が道の駅から遠いため利用しにくいことや、車のスピードが出やすい区画となっているため、歩行者が危険な状況にありますことから、区画線の変更について、帯広開発建設部広尾道路事業所と協議しているところであります。

次に、中心街への誘引策についてであります。

大樹町との町境まで延伸される高規格幹線道路において、仮称忠類インターチェンジを利用する車両を確保するには、地域の持つ魅力をアップすることが重要であります。

その一つは、食の充実、食べてみたくなるメニューの開発であり、昨年度から幕別町商工会青年部でも検討をされております「ご当地新レシピ開発」に期待しているところであります。

今年度は、忠類地域住民会議においてもご当地メニューの開発について、その方法論などについてご検討をいただいているところであり、地元の飲食店等の方々とともに地域全体で盛り上げていくことが重要であろうと考えております。

ご質問の2点目、「観光による移住促進、定住を結びつけるための今後の対策について」であります。

観光による移住促進という観点では、白銀台スキー場の宿泊ロッジを利用した、おためし暮らしを実施しており、昨年度は、3件6人の方にご利用いただいたところであります。

平成24年度から、住宅を建設もしくは中古住宅を購入する方に対し、一定の補助を行う「定住促進住宅建設費補助事業」を実施いたしておりますが、忠類地域においては、平成24年度が2件、平成25年度は現時点で7件の申し込みがあり、町外からの転入は2件3人となる見込みであります。

また、同じく平成24年度から、民間の賃貸住宅の建設に一定の補助を行う「忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業」を実施しておりますが、昨年度に町内の事業者が「あおぞら団地」の2区画を購入し、3LDKの賃貸住宅5棟5戸を建設したところであり、町外から2世帯の5人の方が入居されております。

今後の対策についてであります。現在、忠類地域で新築が可能な土地は、町が分譲しているあおぞら団地1区画と、民有地についてもわずかな部分しかありませんので、町の遊休地の活用に向けた検討や民有地の調査を行っているところであります。

ご質問の3点目、「ナウマン公園キャンプ場利用者によるごみの投棄対応と今後のキャンプ場の管理方法について」であります。

ナウマン公園キャンプ場は、平成11年のオープン以来、道内外の多くのキャンパーに利用されており、近年はキャンピングカーによる利用者も多くなっておりますことから、特に混み合う7月から8月の2カ月間につきましては、パークゴルフ場の駐車場西側1列をキャンピングカー臨時駐車場として利用いただいております。

ここ数年、キャンプ場の利用者を含めた観光客のマナーもよくなり、ごみの投棄も減ってきていた状況ではありましたが、今年度に入り、ごみの投棄が目立ってきているところであります。

キャンプ場では、利用者の方が排出するごみは、みずからの責任において処理することが原則であります。ナウマン公園キャンプ場には長期滞在される方も多いため、これらの方々のごみ処理について、キャンプ場設置者としての対応を図る必要があると考えているところであります。

また、キャンプ場のごみ処理につきましては、多くの自治体が運営するキャンプ場でその対策に苦慮しているところでもあり、清掃協力金として任意で募金を呼びかけた上で、ごみ収集箱を設置しているところや、有料のキャンプ場では指定ごみ袋を使用料に上乗せして配付しているところなどがあり、これらの事例を参考に、今後の管理運営を含めた対策を検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 答弁をいただきまして、まずちょっと気になった点は、検討が5回使われていました、協議が4回。平成23年の9月、2年前になるのですが、新人議員で震えながら一般質問していたことを思い出しますけれども、それからこの道の駅周辺に何が変わってきたかということ、先ほど答弁がありました今キャンピングカーがふえてきたということでもありますけれども、なかなかこの道の駅周辺の整備には至っていないというのが現状ではないかと思えます。

まず、答弁の中のお聞きしたいのが、忠類総合支所に横断的な庁内検討組織がつくられたというふうにあります。どのようなメンバーで、どのような会議を行ったか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） メンバーにつきましては、地域振興課のほうで4名、それから経済建設課、課長、係長2名、保健福祉課、課長、係長2名でございます。これにつきましては、今までの地域住民会議の資料ですとか、商工会等から検討の経過をもらった内容ですとか、あと看板の設置がどのような形がいいのかということなどについて協議を行っております。そして、その後、看板等をどのようにやっていくかということ进行调查した後、もう一度集まろうということにはなっております。そして、先日、開発建設部のほうからようやく看板の内容について向こうから提示がありましたので、それを踏まえて、また開催していきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 質問の中でも言いましたように、平成27年3月開通ですから、今、25年9月、1年とあと5カ月で開通してくると。その中で、今、協議している、検討しているではもう対応が遅い気がするわけです。

それで、この町長答弁の中で看板設置、駐車場のラインを変更するという具体的な施策が挙げられましたけれども、これ開通することによって、看板も必要でしょうけれども、看板をつけたことによって観光客がふえるということは多分ないと思うのです。その周辺に来る便宜上わかりやすくなるということだけで、例えば忠類インター開通しました。道の駅周辺に新たなこういう施設ができました。そういう何か一つメインにある魅力的なものがあって初めて、忠類に行ってみようかな、そういう感じになるというふうに思うのですけれども、何か前の一般質問では提案させていただいたのですけれども、足湯とか、あとドッグランとか、そういうものはどうかというふうに一般質問させていただいたのですけれども、その後、そういう施設はどのように考えられているのか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 今、議員がおっしゃったように、実は足湯についても検討したのですけれども、やはり湯量の問題ですとか、温度の問題もありまして、湯量が少しずつ減ってきているという状況もありますので、なかなかこれは難しいだろうなという検討をしております。

それから、ドッグランにつきましては、昨年度アルコ236のほうで地域振興課とちょっと協議して試行的にやってみた経緯があります。若干やってみたのですけれども、やはりその部分で効果も見られなかったもので、もう一度検討し直している状況でございます。

それから、今ご質問にもありましたように、やはり高規格道路から人を招く大きな誘因策というものに対して、やっぱり目立ったものがなければならぬというのが私どもも同じく考えているところでありまして、それにつきましては、今ここで名称等は申し上げられませんが、町内の芸術家、漫画家の方で有名な方が数人いらっしゃいますので、そういった人たちを活用した地域振興ができないのかということ、本人なりその身内の方なりと交渉を進めているところでもありますけれども、今のところいい返事がもらえないというところもございまして、それ以外にも、ガーデン街道のような形のものをつくって人を寄せられないかということで、近くにある民地、これも名前は申し上げられませんが、ありまして、そういったところも販売が可能かどうかということも探りながらやっておりましたけれども、それもちょっといい返事が得られていないということで、今それ以外の対策について検討を進めているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） なかなか進んでいない現状がわかったのですけれども、それぞれ忠類にも住民活動が活発でありますから、いろんな団体があると。忠類地域住民会議、忠類魅力づくり会議、道の駅周辺4施設連絡協議会、商工関係と、それぞれ意見がばらばらに多分出てきていると思うのです。それを町として意見調節して、その中でやはりこれはいける、そして同じ例えば駐車場整備でも、それぞれの団体ではそれぞれ違うと思うのです。それを調整していくのが町の役割だと思うのですけれども、町長の答弁の中で、今度そういう庁舎内の関係者と住民団体とあわせて会議をするというふうに書かれていましたので、早急にやっていただきたいと。早急に目新しい何か観光客を誘客するような

施設、魅力ある施設をつくっていただきたいと思います。

前回の一般質問で、道の駅周辺に集まった人たちを忠類の市街地に誘引する方法はどうかというふうに町長に聞いたのですけれども、なかなか難しいという答弁をいただいた経緯あります。どの町村でもそれが問題だと、なかなか難しいというふうに答弁いただいたのですけれども、忠類の商工会の支部でもいろいろ会議を何回もやりまして、どういったことが必要かというふうに考えたわけなのですけれども、例えば道の駅に集まった人たち、観光客を道の駅に、まず市街地に誘引する看板を設置すると。来てもらったら、今度、忠類の飲食店、商店で買い物した場合、例えば1,000円買った場合、温泉入浴券、これ500円なのですけれども、1,000円で500円サービスすると。それで、持ち分の比率なのですけれども、忠類支部が例えば、これ数字はアバウトなのですけれども、300円と、アルコ100円と、地元商店会20円、10円。それに町が例えばあと80円足りないのですけれども、町が乗っかってくれないかなという思いがあるのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に言われましたけれども、検討5回に、協議が4回と言われましたけれども、これは検討、協議がなかなか減らないのは、結論が出ないといつまでたっても検討であり協議であります。

それともう一つは、先ほどの答弁にもあったように、例えば開発との協議ですとか、いわゆる町あるいは忠類支所だけで解決できない問題があって、そういう言葉が多く出てくるのだろうと思いますけれども、できる限り即決できるものは即決していきたいというふうに思います。

今の話、私は80円でなくて、800円でもいいのではないかと思いますけれども、ただ、そのことが今言われましたように、どのような効果が出てくるのかということが一番大事なことのだろうというふうに思います。もちろん1,000円で500円分をとということはいいかどうかという根本的な問題もありますけれども、お客さんを誘導するという意味では、思い切った施策を講じることももちろんこれ大事なのだろうというふうに思っております。

ただ、今、我々も言われるのですけれども、先日も新聞に出ていましたけれども、ふるさと納税をやると特産品が返ってくるから、ふるさと納税がどっとふえたと。これもふるさと納税3,000円するのに、1,000円ぐらいのお土産が返ってくると。5,000円したら2,000返ってくる。こういうことが本当に本来的にいいのかどうかといったところの論議もあるようであります。私どもも、今、藤谷議員おっしゃられるように、地域の皆さんがぜひそういうことでということになってくれば、町としても真剣にこれ考えていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今の提案は、民間もお金を出すと。それに民間一生懸命やるから、町もぜひ補助してくれと。勝手に補助事業の名前つけたのですけれども、忠類インターチェンジ開通に伴う地域経済活性化補助事業と、これぜひ町長、耳を傾けていただきたいと思います。

これなかなかいろんな道の駅周辺には中心的な施設、観光施設が集まっています、それで、ナウマン象記念館というのが真ん中に中心に位置しているわけなのですけれども、道の駅のちょっと奥まったところにありまして、またこれ教育施設という部分がありますので、なかなか集客するというのは難しいのかなと。しかし、学校関係とか利用されている部分で、またイベントやなんか結構特色のあるものを時々開催しています、集客しているわけなのですけれども、飯田教育長は忠類に経済建設課長としておられまして、道の駅の建設にも中心的な役割を果たしていただきました。また、町に戻りまして、経済部長という要職から教育長になられたわけなのですけれども、何かナウマン象記念館、集客して、あそこだけでも連携しながらお客さんを誘引する方法を多分アイデア持っていると思うのですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私の経歴は藤谷議員がおっしゃったとおりなのでありますけれども、今、教育長ということで、観光振興を論ずる立場にありませんので、その辺はお許しをいただきたいなと思

ますけれども、ただナウマン象記念館、これは答弁の中にも出てまいりました道の駅周辺4施設連絡会議の一員として、あの地域にいかにかに人に来てもらおうか、その結果、ナウマン象記念館の入場者数もふやしていこうかということで連携をして、これまで活動もしてきております。その一員として、やはり何かイベント的なものをやらないと、それを継続的にやっていかないとお客さんは来てくれないのだろうと。そういう中で四つの施設、アルコ236であったり、道の駅であったり、ベジタであったり、記念館であったり、そういうところを回っていただくことが一番なのかなというふうに思っています。

また、記念館独自には、JAF日本自動車連盟というのですか、JAFの会員向けに発行している雑誌があるのですけれども、その会員向けに会員の方がある程度団体で来られたときには記念館を割引しますよといったことをその雑誌に周知をして、一人でも多く記念館に来てもらおうと、そういう取り組みはしているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） いずれにしても、協力し合いながら、連携をとりながら、あそこ道の駅周辺を活性化していただきたいと思います。

忠類ばかりここにお金を投資してくれと思われそうなのですが、それだけインターチェンジ開通というのはメリット・デメリットそれぞれあるのですけれども、我々はストロー現象というか、また地域が寂れていくのではないかと。それを寂れないようにするために、あそこに集客して地域を活性化するのだという思いが強いわけでありますから、ぜひ町長におかれましては、小さい旗でなく大きい旗を振っていただきまして、トップダウンでやっていただきたいと思います。

次に、あそこの道の駅周辺は、一時避難所にも指定されているわけです。観光客が多くなってくる、車の駐車が多くなってくる。その場合、一般住民と混在しながら、大きな災害起きた場合、避難所に行かないとならないと。その場合の状態を想定されているのかどうか、お聞きします。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） 道の駅の避難所の関係だと思っておりますけれども、これは開発部のほうの避難所の関係では、うちのほうで受けてございまして、避難に係る用具等一式そろえて、道の駅に保有してございます。その対応については開発建設部と連携をとりながらやっていくというふうに協議されてございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） どういうときに災害が起きるかわからないのですけれども、観光客とわかっている住民が一度に避難する場合は、想定できますけれども、いろんな人が集まってくる状態での避難所の選定については、いろんなことを想定しながらやっていただきたいと思います。

次に、質問の2番目の定住促進の関係なのですが、町長答弁では、あおぞら団地が1区画残っているというような答弁だったと思うのですが、私が聞いた範囲では完売したというふうに聞いたのですが、その辺の確認だけさせてください。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） ご質問いただいたときには、実は交渉中の土地がありまして、答弁書を書いている間に解約といいますか、できましたので、1区画今あいているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 現在は1区画あいているということでわかりました。

昨日なのですが、議会が終わってから、帯広回って高規格、川西インターから乗ってみたのですが、何分ぐらいかかるかなと思って、法定速度で車の流れに沿って走ったわけなのですが、川西インターから帯広空港インターまで10分、中札内インターまで15分、更別インターまで20分、中札内インターから更別インターまでがこれ6.5キロというふうになっていましたから、更別インターから忠類、大樹、この北4線まで、そこが16.7キロ、また中札内インターまでは制限時速が70キロなのですが、それ以降は80キロに上がるわけです。ですから、更別から忠類インタ

一、道の駅のベジタあたり周辺に出てくる、おりるまではおよそ10分と。ですから、川西インターからおよそ30分という計算になります。これは法定速度で普通の流れに沿って走った場合なのですが、定住促進の関係で近辺の町村、更別と中札内村を調べてみましたが、更別が更別コムニ団地というのを造成しています。これが1坪1万8,000円、中札内が三つの団地がありまして、中札内めぐみ団地1坪3万3,000円、41区画で残り1区画、ノースヴィレッジ、これが1坪2万3,000円から2万5,000円、これ8区画ありまして、残り7区画、あけぼの団地というのがありまして、1坪2万7,000円で残り1区画と、忠類が1坪9,900円ですから、それに定住の補助金がついたら、土地はほとんどただということで、これ更別から10分、中札内から15分、それで土地が安いと。何とかこれ売りにならないかと。団地がもうなくなるわけですから、この高規格の近くに団地造成というのをぜひ町長考えていただきたいのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまの団地の関係でございますけれども、現在、先ほども藤谷議員から申されたとおりに、完売したというふうになってございましたけれども、1区画取り消しがあったという段階でございます。これも今年度に入って、全部で6区画売れたということで、急に販売が促進されたという内容でございます。これにつきましても、議員からご指摘のとおり26年度までの事業というような形で今現在進んでいるところでございまして、今後、今ご指摘されたことも踏まえまして、これから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 次に、3番目のキャンプ場の運営管理についてであります。

まず、キャンプ場は質問の中にもありますように無料で、環境もいいことから長期滞在者、キャンピングカーでおられまして、キャンピングカーの長期滞在専用パークゴルフ場の端を開放しているとのことでした。

ごみなのですけれども、キャンプ場を無料でごみは持ち帰ってください、これは原則でわかっていますけれども、最近、聞くところによりますと、公区のごみステーションあるいはコンビニ、そこにあたかもキャンプで使ったごみを投げていくと、そういうふうなものがございまして、コンビニですと、目をつぶって業者に頼んで投げるしかないわけなのですけれども、公区のごみステーションとなりますと、委託されている業者は混在したごみですと、これ持っていけないのですから、キャンパーのものか住民のものかわからないと、シールを張ってある程度置いておくわけなのですが、これが長期になると、これはキャンパーのものだということで、多分、業者は持ち帰ると。その間、そこに住んでいる住民の方たちが、誰が捨てたの、私が疑われるとか、そういう心労がございまして、問題だなと思って質問させていただいたわけなのですけれども、どこのキャンプ場もこういう問題はありまして、モラルのいいキャンパーとモラルの悪いキャンパー、これは絶対いるわけですし、ごみを有料にしても変わらないと思うのですけれども、そういうのをできるだけ少なくする町の対策も必要ではないかというふうに思うわけです。

それで、日帰りのキャンパーはわかります。帯広近郊、近くから来られて、ごみを持ち帰ってくださいと言えば、持ち帰れると思うのですけれども、ご存じのように、長期滞在者いるわけです。キャンピングカーであります。ごみを持ち帰ることができないわけです。これは今までどうされていたのか、どういうふうに現状把握されていたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） まず、ごみステーションの関係でございますけれども、うちのほうも事業者のほうから聞き取りいたしましたし、確認をさせていただきました。町内でひどいところで3カ所ほどごみステーションでキャンパーの方が投げられたのかな、あるいは観光客かなというのが見受けられまして、そこにつきましては、まだ実施はしていないところでございますけれども、なるべく投げないように表示板、これで啓蒙してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、長期滞在者あるいは短期滞在者のごみの投棄の関係でございますけれども、今現在、私

たちがやったのは、基本となりますのは、ごみはお持ち帰りという考え方でおりました。

持ち帰りは持ち帰りなのですけれども、私たちも長期滞在者とたまたまほかの方が交流されているというようなことで、その間で聞く話も、ごみの関係が出ていたところでございますけれども、これも今まで検討課題というふうな形で、町のほうでも考えてきたところでございますけれども、長期滞在者につきましては、これはあくまでもごみの関係でございますので、そのまま投げられると困りますので、ごみの収集が必要かなというふうに考えているところでございます。ただ、それにつきましても、短期と長期という方がございますので、来年度に向けて事業系のごみの収集の形を考えたいなというふうに思っているところでございますけれども、いま一度検討させていただきまして、来年から実施の試行というふうな形でやっていきたいなというふうに、今現在考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） まず、あそこのキャンプ場は無料ということで、環境もいいことですし、温泉も近くにあると。利用者にとっては一番いいところでございまして、また、長期滞在者の方もパークゴルフ協会と地域住民と交流していらっしゃる。また、地域の経済にもある程度寄与をされている部分もございまして。

ただ、町としても、何かの対応は必ず必要だと思うのです。短期はわかるにしても、長期はどうすると。これ目つぶっているわけにもいかないわけですし、まず、長期の滞在者、多分これ有料化、ごみのお金をとって投げたいと思うのです。いろいろネットで調べたのですけれども、道の駅で一番困るのはごみ問題。長期でいる人は、捨て場がないというのですね。道の駅、アルコに聞いたのですけれども、ごみ状況どうですかというふうに言いましたら、たまに温泉の着がえのところに隠して生ごみ持ってくる。普通のごみだったらにおわないわけなのですけれども、生ごみだと、お客さんに対しても、この温泉はこんな生ごみ出るところだったら来たくないというのが心情ですし、そういうことはあってはならないと思うのです。それで、アルコさんは、何かごみを持ってきた様子があれば、袋あげますので、アルコは捨てますので言ってくださいと。これは仕方ないのかなと思うのですけれども、インターネットで見たらやっぱりごみを有料でも投げたいというキャンパーが多いわけです。

道の駅にもキャンパーがキャンピングカーでいるわけです。ナンバー見ると、四日市だとか福島とか道外ですよ。長期で回っている方が多いのですけれども、一般観光客とのおまぐれ共用するようなルールがどこの道の駅でもとられていないと。どこの道の駅でも頭抱えている現状なのです。また、キャンプで経済状況というか、キャンピングカーで回る歴史というのが、日本がなかなかないわけなので、そのルールづくりも苦慮しているところだというふうに聞いています。

だけれども、キャンピングカーユーザーが道の駅で最も利用するのがトイレで、使う小遣いが2,000円以上、日本RV協会というのがあるそうなのですけれども、そこで調べたのですけれども。あとキャンピングカーの旅行の同行者で一番多いのが定年退職を迎えた夫婦2人と。一番道の駅で要望が多いのは、お風呂の利用をしたいというのが一番多いという、400ぐらいのデータの結果だというふうに書いてあります。1回の旅行に使うのが5万円ぐらいと、そういうふうで、キャンピングカーが来やすいところであれば、それだけお金を落としてくれるという、逆にそういう格好だと思うのです。なかなか道の駅が対応できられないので、これ忠類の道の駅で対応をとれば、情報持っているわけですから、キャンパーたち。一般の観光客の駐車場と別にキャンピングカーの駐車場をとって、ごみは有料で投げますよと。あとキャンパー、生活排水の処理も困るらしいのです。その排水を、これはちょっとわからないのですけれども、これも有料でしますと。そういう道の駅はないそうです。その辺を町としても検討できないかどうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほど申しましたように、キャンプをされている方、あるいはキャンプ場から出るごみにつきましては、事業系の一般廃棄物ということになりまして、私たち町民が出せるごみとちょっと種類が区別が違うという問題がございます。それでありまして、現実的に長期滞在

される方の中には、忠類のコンビニで指定ごみ袋を買っていただいで出しているということもお聞きはしているところでもあります。また、そういった方に対しては、公区の方がどうぞここに置いていいよ、こういう話も聞かせていただいでいるところでもあります。

今、藤谷議員がおっしゃられたように、本来の区分わけしたごみですと、事業系のごみになってしまいますから、これは管理者として町がごみがあれば処理をしなければいけない形になりますので、この辺は道の駅とも相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、事業系の廃棄物として、まずは現実的には処理をしたいと考えています。ただ、その処理をするために当たって、いろいろな課題が残っておりますので、その部分については詳細を詰めさせていただいて、できるだけ早く実施できるものであれば実施したいというふうな考えでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 難しい問題ではありますけれども、何とか対応していただきたいと思っております。

忠類で長期キャンプカーで来られている方は毎年来られていまして、また住民との交流も盛んで、パークゴルフも一緒にやっているというふう聞いていますし、その方々は決してマナーが悪いとは感じておりませんし、時々来るマナーの悪い方というのは、必ずいるものですが、やはり前回の一般質問で町長が言っていました「おもてなしの心が大事だ」と。東京オリンピックでもこのおもてなしというのも脚光浴びたわけなのですから、町長は2年前におもてなしの心ということでは言われていたわけなのですから、やはりおもてなしをするためには、環境整備というのが必要で、やっぱりきれいなところに来ていただきたいと、これは切なる思いでございます。何とかその辺のルールを決めていただければと思います。

最後に、この間に大樹町に行ってきましたら、食堂入って昼食とりましたら、伏見町長が晩成温泉ではちまきをして青年部と一緒に風呂に入っているポスターがございました。これ勝毎に載ったのですけれども、これ、伏見町長、やってくれたなど。幕別町は、ぜひ町長と副町長、教育長と三役でポスターつくっていただきまして、町内に3カ所温泉あるわけですから、3パターンつくっていただいで、観光振興にぜひ寄与していただきたいと思っておりますけれども、最後にひとつ。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伏見町長、随分そのポスターが売れているのだと言って自慢していましたが、これはやっぱりそれぞれの顔がありますから、伏見さんだから似合うのであって、私どもではとてもきつとはがして破られて捨てられてしまうと思っておりますので、その辺は十分検討を、それこそさせていただきたいと思っております。

○4番（藤谷謹至） 以上でございます。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、15時45分まで休憩いたします。

15:35 休憩

15:45 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第71号から日程第11、議案第81号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第71号から日程第11、議案第81号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第71号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第71号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は11ページから、議案説明資料は1ページからをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成25年度の地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における寄附金税額控除、公的年金からの特別徴収方法等の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長・拡充や延滞金等の利率の引き下げなどを定めるため、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

議案説明資料の29ページ、改正する条例案の概要で説明をさせていただきたいと思います。

初めに、個人町民税についての改正でございます。

改正項目の1点目、「寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し」についてであります。

条例第34条の7及び条例附則第7条の4の改正であります。平成25年から復興特別所得税が創設されたことに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、復興特別所得税額も寄附金控除の適用対象となり、寄附金に係る控除限度額を超えてしまうことが想定されることから、個人町民税における特例控除額を減額することで、所得税と住民税を合わせた減税額が、改正前と同額になるよう見直すものであります。

改正項目の2点目、「公的年金からの特別徴収方法等の見直し」についてであります。

条例第47条の2及び条例第47条の5の改正であります。現在、公的年金からの個人町民税の特別徴収につきましては、個人町民税の年税額が6月に決定し、その後8月に日本年金機構等の年金保険者へ通知し実施することになっております。年6回の支給月のうち、4、6、8月を「仮徴収」、10、12月、2月を「本徴収」として、それぞれの税額を算定しておりますが、このうち仮徴収税額は、「前年度の本徴収税額の3分の1」とされているため、年税額が前年よりも大きく変動してしまいますと、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、公的年金受給者の納税に支障を来すことから、公的年金から徴収される個人町民税を平準化させるため、仮徴収税額の算定方法を前年度分の年税額の2分の1の3分の1に見直すとともに、賦課期日後に町外へ転出した方、税額が変更になった方について、特別徴収を継続することができるように見直すものであります。

30ページになりますが、改正項目の3点目、「住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長・拡充」についてであります。

条例附則第7条の3の2及び条例附則第28条の改正であります。平成26年4月から予定されている消費税の引き上げに伴う対応として、住宅ローン控除の対象期間を平成29年末入居分まで4年間延長するとともに、消費税が引き上げられた場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高で13万6,500円まで拡充するものであります。

改正項目の4点目、「金融所得課税に係る課税方法の一体化」についてであります。

条例附則第16条の3ほかの改正であります。個人投資家が税負担に左右されずに金融市場に参入できるように、国債を初めとした公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を同じ課税方式とし、互いに損益通算ができるように見直すものであります。

31ページになりますが、改正項目の5点目、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡の特例」についてであります。

条例附則第 27 条の 2 の改正であります。東日本大震災により居住用家屋が滅失等をした場合には、当該家屋の敷地に係る譲渡期限が震災の日から 7 年を経過する日の属する年の 12 月末まで延長されている中で、今回、被災直前にその当該家屋に同居していた相続人も、譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができるように見直すものであります。

改正項目の 6 点目、引用条項及び文言の整理につきましては、これら地方税法の改正に伴い、関係する引用条項及び文言の整理をあわせて行うものであります。

32 ページになりますが、次に、固定資産税についての改正であります。

改正項目の 1 点目、「独立行政法人森林総合研究所に係る特例措置の廃止」についてであります。

条例第 54 条及び条例第 131 条の改正であります。独立行政法人森林総合研究所が行っていた土地区画整理事業や土地改良事業において、仮換地等における土地取得者に対して納税義務者としての特例措置が講じられておりましたが、当該事業が完了したことによりこの特例措置を廃止するものであります。

なお、本改正は特別土地保有税につきましても同様の改正となるものであります。

改正項目の 2 点目、「住宅耐震改修に係る特例の経過措置」についてであります。

耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の 2 分の 1 を減額する特例措置について、平成 27 年度末まで 3 年間延長するとともに、要件となる工事費の額が、平成 25 年 4 月 1 日より 30 万円以上から 50 万円を超える額に引き上げられたことに伴い、4 月 1 日を挟んで工事が行われた場合、3 月 31 日までに契約を締結していれば、工事が完了していなくても、軽減措置を受けるために必要な書類として、「耐震改修に係る契約をした日を証する書類」を加える経過措置を設けるものであります。

33 ページになりますが、延滞金の割合の特例の見直しについての改正であります。

条例附則第 3 条の 2 及び条例附則第 4 条の改正であります。現在の金利状況を踏まえ、国税における延滞金等の利率が引き下げられたことに伴い、町税に係る延滞金等についても同様に引き下げようとするものであります。

現行の特例基準割合に、年 7.3% を加算した割合に改正し、納期限後 1 カ月以内の延滞金については、現行の特例基準割合に年 1.0% を加算した割合に改正するものであります。

貸出約定平均金利の動向により延滞金の利率が変わることになりますが、改正後のそれぞれの延滞金の割合は、現行の年 14.6% が年 9.3% に、納期限後 1 カ月以内の延滞金については、年 7.3% が年 3.0% になります。

また、これに伴って還付加算金も、現行の特例基準割合である年 4.3% が、現在の特例基準割合である年 2.0% となります。

議案書にお戻りをいただき、19 ページになりますが、附則についてでございます。

本条例は公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するものであります。それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 4、議案第 72 号、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 72 号、幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 22 ページ、議案説明資料は 34 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、先ほどの幕別町税条例の一部を改正する条例における延滞金等の利率が引き下げられることに伴い、幕別町税条例に準拠している幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、先ほどの幕別町税条例の一部を改正する条例でご説明した延滞金の利率の引き下げであります。

議案書の 23 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 26 年 1 月 1 日からとするものであります。この条例の施行日以後に延滞金が発生する収入金について適用し、施行日前に延滞金が発生する収入金の取り扱いについては、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 5、議案第 73 号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 73 号、幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 24 ページ、議案説明資料の 36 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法の改正に伴いまして、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例につきまして、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案第 71 号でご説明いたしました幕別町税条例の一部を改正する条例で説明した延滞金の利率の引き下げと同様であります。

議案書をごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 26 年 1 月 1 日からとするものであります。この条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 6、議案第 76 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 76 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 27 ページ、議案説明資料は 39 ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、北海道後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る規約の変更が必要となり、地方自治法第 291 条の 3 の規定に基づく変更に係る協議依頼がありましたことから、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、別表第 2 備考 2 中「及び外国人登録原票」を削るものであります。

議案書をごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、この規約は地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定による北海道知事への届け出をした日から施行するものであります。

なお、改正後の別表第 2 の規定は、平成 26 年度以後の負担金について適用し、平成 25 年度までの負担金については、なお従前の例による旨、経過規程を設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 77 号、平成 25 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 77 号、平成 25 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,303 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 2,200 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。定住促進住宅建設費助成事業につきましては、当初予定しておりました件数を上回る申請が見込まれますことから、借入額を変更するものであります。

次に、古舞保育所増築事業につきましては、設計に当たって、地域のへき地保育所運営委員会との協議結果を受け、当初予定しておりました設備に一部追加して事業を実施するため、借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目企画費 1,566 万 4,000 円の追加でございます。

地方債補正でご説明させていただいた定住促進住宅建設費補助金であります。本年度、新築住宅建設 11 件、中古住宅購入 6 件、計 17 件の補助申請を受け付け、支出見込額に対して予算が不足する見込みとなりましたことから、所要の補正を行うものであります。

なお、本年度分で、本事業の住宅建設等に係る世帯員の総数は 44 人となり、うち 17 人の方が町外から転入される見込みであります。

次に、18 目電算管理費 1,060 万 5,000 円の追加でございます。

パソコンの基本ソフトでありますウィンドウズ XP のサポート期間が平成 26 年 4 月に終了いたしますことから、ウィンドウズ 7 への非対応機を更新するため、所要の補正を行うものであります。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費 500 万円の追加であります。

法人町民税の予定納税や所得税の更正に係る住民税等の還付の必要が生じたことから、所要の補正を行うものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 88 万 3,000 円の追加であります。

平成 24 年度分の障害者自立支援給付費等に係る国や道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

次に、6 目老人福祉費 25 万 2,000 円の追加であります。

介護保険特別会計への繰出金でございます。

8 ページになります。

2 項児童福祉費、3 目常設保育所費 4,750 万 5,000 円の追加であります。

4 節から 12 節までにつきましては、札内南保育所の運営を平成 25 年 10 月 1 日から民営化し、施設を社会福祉法人池田光寿会へ移管することから、10 月以降 6 カ月分の南保育所分の管理費用を減額するものであります。

13 節につきましては、民営化後の 6 カ月分の運営委託料を追加するものであります。

19 節につきましては、社会福祉法人の新園舎建設に係る補助金を追加するものであります。設計費用に係る実負担額の 95% を補助するものであります。

次に、4 目へき地保育所費 262 万 6,000 円の追加でございます。

地方債補正でご説明させていただいたところではありますが、古舞へき地保育所の設備追加に伴い、事業費を追加するものであります。

9 ページになります。

7 款 1 項商工費、5 目企業誘致対策費 1,325 万 4,000 円の追加でございます。

リバーサイド幕別工業団地内の事業所における事務所及び倉庫の増設、工業団地以外の事業所における倉庫の増設及び設備等への投資に対しまして、「幕別町企業開発促進条例」に基づき、指定地域である工業団地内は 10%、指定地域外である工業団地以外は 5% の補助を実施しようとするものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 100 万円の追加でございます。

春日団地道路 6 号道路整備工事において、新たにガス管の移設が生じますことから、所要の補正を行うものであります。

次に、3 目道路維持費 900 万円の追加でございます。

14 節につきましては、4 月の大雨等の影響もあり、今後の大雨等の対応に当たって、現計予算に不足が見込まれますことから追加するものであります。

15 節につきましては、歩道・車道の補修及び雨水ます等に係る補修工事であります。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

3 項都市計画費、2 目都市環境管理費 153 万 3,000 円の追加でございます。

旧車両センター車庫のシャッターが経年劣化による故障のため、開閉ができなくなりましたことか

ら、修繕に係る費用を追加するものであります。

次に、3目都市施設整備費の補正でございます。

平成26年度から2カ年工事を予定しております札幌西大通に係る支障物件につきまして、平成25年度からの2カ年で補償を予定しておりましたが、事業の進捗状況を考慮し、全事業区間において今年度に補償を行うため、13節から17節までの一部を減額し、22節に予算を組み替えるものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費1,350万円の追加でございます。

11節につきましては、小中学校の体育館屋根雨漏り及び給配水管等の修繕に要する費用を追加するものであります。

15節につきましては、白人小学校給水ユニット取りかえ等工事及び札幌内中学校体育館床補修工事等に要する費用を追加するものであります。

4目スクールバス管理費22万5,000円の追加でございます。

貸与車両の経年劣化に伴う故障のため、修繕に要する費用を追加するものであります。

11ページになります。

2項小学校費、1目学校管理費587万9,000円の追加でございます。

ウィンドウズXPのサポート期間終了に伴い、教職員用のパソコンを更新するものでありますが、12節につきましては、ウィンドウズ7へのアップグレード等に係る費用、18節につきましては、ウィンドウズ7への非対応機を更新するための費用を追加するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費390万8,000円の追加でございます。

小学校費と同様に教職員用のパソコンの更新に係る費用を追加するものであります。

5項社会教育費、8目集団研修施設費55万4,000円の追加でございます。

「集団研修施設こまはた」に係ります玄関等の防水修繕等に要する費用を追加するものであります。

次に、10目百年記念ホール管理費164万4,000円の追加でございます。

自動火災報知設備の受信機に故障が生じ、火災を探知した場所が正しく表示されないため、取りかえ修繕に係る費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りいただきたいと思っております。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,300万円の追加、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金650万円の追加でございます。

民営化をいたします札幌南保育園の保育費用の支弁額に対する国及び道の負担金であります。

なお、これらの負担金につきましては、町からの委託料のうち通常保育に係る支弁額から国庫負担基準における保育料収入を差し引いたものに対し、国庫負担金は2分の1、道負担金は4分の1が交付されるものであります。

20款1項1目繰越金1億465万7,000円の追加でございます。

21款諸収入、5項4目雑入32万5,000円の減額でございます。

札幌南保育所の民営化に伴いまして、10月以降の町職員分の給食費を減額するものであります。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

22款1項町債、1目総務債660万円の追加でございます。

定住促進住宅建設費補助金の補助見込件数の増加に伴う追加であります。

次に、2目民生債260万円の追加でございます。

古舞へき地保育所の増築に係る事業費の増加に伴う追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） 8 ページの民生費、常設保育所にかかわりまして、札内南保育所の委託にかかわってお尋ねをいたします。

初めての形で完全に民間に渡すという形で、この 10 月から出発されるその予算だというふうに思うのですが、民間に委託するに当たって、これまで勤務されてきました保育士初め職員の皆さんたちの処遇が心配されるところです。それで、新たにスタートされる保育所の新しい人事、新しい採用も含めて出発されるのだと思うのですが、ここにこれまで働いていた先生方が、あるいは職員の方が継続されたのか。特に臨時の先生方たちはどうなるのか。また、当初この事業に移るときの説明としては、正職員の方は他の保育所にというようなことも伺っておりましたが、その全体の流れも含めて、お示してください。

それと、名称なのですけれども、これまで札内南保育所として事業されてきたのですが、今度は南保育園に変わっていくのですね。単なるこれは経営者の方の名称がえということだけなのか、それとも今幼保の一元化とかいろいろありますので、そういった保育内容の変更を含めて名称まで変えられているのか、伺います。

次に、4 のへき地保育所なのですけれども、古舞のへき地保育所の増築工事が補正として上げられましたが、具体的な工事の中身、運営委員会の方からの希望ということでありましたけれども、どんな工事が追加されていくのか、伺います。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 今のご質問にお答えいたします。

まず、常設保育所費に係る委託の分でございますが、職員の全体的な処遇ということだというふうに思います。現行職員南保育所については、正職員が 6 名勤務しております。また、臨時職員につきましても、7 名が勤務しております。そしてまた、代替職員でございますが、代替職員については 9 名が働いております。計 22 名の保育関係に係る職員、それと給食に対する職員ということで 2 人が働いているところでございます。

これらの処遇関係でございますが、正職員につきましては、10 月 1 日以降は引き継ぎ保育を行うということでございますから、正職員については引き続き引き継ぎ保育要員ということで、そのまま南保育所に勤務するところでございます。

あと、臨時職員 7 名いらっしゃいますが、7 名については全て池田光寿会様のほうに職員として採用になったところでございます。そのうち、7 名のうち 4 名が正職員として採用、また 3 名が臨時職員として採用されたといったところでございます。

あと、代替職員につきましては、9 名の職員現状いらっしゃいますが、そのうち 8 名が池田光寿会のほうに採用されたということで、残り 1 名については本人が希望しないということでございます。

また、給食職員 2 人につきましては、給食職員 2 人も池田光寿会のほうで採用になったと。これは臨時職員としてですが、採用になっているといったところでございます。

以上が職員の動向ということでございます。

また、保育所から保育園ということでございますが、これにつきましては、いろいろと保育所、保育園論争というか、名前のいろんないきさつというのがあるのですが、保育所というのは一般的にですが、児童福祉法 7 条の中に児童福祉施設の位置づけとして保育所というのが明記されているところでございます。そのようなことから、多くの自治体等については、児童福祉法 7 条に明記されている保育所、つまりは公的な機関が行うところの保育業務を行っているところは保育所という所の名称を使うというのが多いといった状況です。そういうことから、池田光寿会様のご意向といたしまして、今回民営化するということになりますことから、保育に関しては先ほど議員がお話ししました将来的なというよりは、民間が行っている保育だといったところで、ぜひとも保育園という園という名前を使いたいということのお申し出がございまして、先ほどから申し上げていきます通例的な整理からしますと、園というのもいいのかなということで、私どもとしては園の名前ということで承諾をしている

ところでございます。

あと、続きまして、へき地保育所でございますが、へき地保育所の増設工事の具体的内容ということでございますが、私ども予算の段階においては、へき地保育所については古舞近隣センターと一緒に使わせていただいているところでございまして、当初トイレの利用については、古舞近隣センターの施設を利用しやっていけないかなということで考えていたところでございますけれども、今回、増築の大体の中身が出てきましたところ、南側に増築ということで、少し長い建物になるような形になります。そういうことから、ちょっとトイレまでが少し遠いといったところで、より保育内容なり、それと子供たちの利便性、あと午睡施設といったところも大きく変わるところから、それらのトイレに対する時間的な問題等総合的に勘案しまして、トイレについて追加して増築したいといったところの内容でございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 職員の方がほとんど採用される、あるいは引き継ぎ保育があるから正職員はそのまま残られるということでありますから、現在お預かりされている子供さんの保育に当たっては、大きな影響は生じないのかなというふうには思います。

そこで、まずこの臨時の先生7人が、4名と3名それぞれ正職と臨職という形で残られるということですが、待遇につきましては、現在よりも後退するということはないと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 保育士の、特に臨時職員等の待遇といった面においてご心配かということと考えます。そういうことから、私どもも引き継ぎに当たって、正職員並びに臨時職員の採用ということでお願いしているところでございますけれども、職員の採用、就労条件等を見ますと、特に臨時職員については、当初採用時については、現在の日給から若干下がるような形でございますけれども、ただし、手当がつくと。これは保育士手当というのがありまして、それらがつくということ。また、町としては期末手当については支給はしておりませんが、民間のほうの臨時職員においても、期末手当がつくといったところ、また退職時においても退職共済に入っているとといったところから、総体としては今の勤務条件から比べてよくなるものというふうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） その対応というのは、正職、臨職の中から4名が正職になってそういう待遇になるのですか。残りの3名の方の待遇は変わらないのですか。これも後退があってはならないと思うのですが。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 大変失礼いたしました。今、私がお説明した分につきましては、臨時職員3名に対する待遇でございます。正職員につきましては、給与面については、ほぼ幕別町の給与面と同等の形でございます。ただし、それにプラス先ほど言いましたように、保育手当というのがついたり、あと業務上の決算上の手当だとか、その辺総体的に町にはない手当がつくという面においては、不利益はこうむらないものというふうと考えているところでございます。

○議長（古川 稔） ほかに。

野原議員。

○16番（野原恵子） 関連しまして、4名が正職で町と同じ待遇ということでしたが、町の場合は昇級というのがありますけれども、そこのところはどのような状況になるのでしょうか。

○議長（古川 稔） こども課長。

○こども課長（山岸伸雄） 正職員につきましては、年次において規定に基づいて毎年昇級ということになります。また、臨時職員につきましては、3年以上勤務することによって、基本賃金の10%アッ

ブと、6年以上勤務することによって15%アップというような状況となっております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第78号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第81号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第78号、平成25年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,355万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,696万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページになります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費25万2,000円の追加でございます。

ウィンドウズXPのサポート期間終了に伴い、介護保険に係る被保険者情報等を国保連合会に伝送するパソコン等機器の更新に要する費用を追加するものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,329万9,000円の追加でございます。

平成24年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金1,271万3,000円の追加でございます。

平成24年度分の給付費の確定に伴う追加分であります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金25万2,000円の追加であります。

パソコン等機器の更新に係る一般会計からの繰入金であります。

9款1項1目繰越金58万6,000円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、6ページになりますが、議案第79号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,713万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

10ページになります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費159万円の追加でございます。

12節につきましては、本年2月、群馬県営浄水場におきまして、病原菌ジアルジアが検出されたこ

とを受け、帯広保健所の指導強化とともに、町の浄水管理をさらに徹底するため、水質検査回数を見直すものであります。

27 節につきましては、平成 24 年度決算の確定により消費税額に不足が生じますことから追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 159 万円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、11 ページになりますが、議案第 80 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 341 万 4,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,756 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 15 万 9,000 円の追加でございます。

平成 24 年度の浄化センター更新工事において生じた機器類等発生物件の売却に伴いまして、平成 24 年度国庫補助金の一部を返還するものであります。

2 項下水道管理費、2 目札内中継ポンプ場管理費 325 万 5,000 円の追加でございます。

汚水ポンプ制御用コントローラーの経年劣化及びコンプレッサーのタイミングベルト破損による修繕費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

5 款 1 項 1 目繰越金 341 万 4,000 円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 81 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,225 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

20 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 30 万円の追加であります。

27 節であります。当初、消費税の還付を見込んでおりましたが、平成 24 年度の浄化槽設置数の減少により、事業費が減少したことに伴いまして、消費税の納付が必要となりましたことから、所要の補正を行うものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 40 万円の追加でございます。

5 款諸収入、2 項 1 目消費税還付金 10 万円の減額でございます。

消費税が納付になりますことから、還付金を減額するものであります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 78 号、平成 25 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 25 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 80 号、平成 25 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 81 号、平成 25 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 13 日から 9 月 26 日までの 14 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明 9 月 13 日から 9 月 26 日までの 14 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 27 日午後 2 時からであります。

16 : 34 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第3回幕別町議会定例会
(平成25年9月27日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 岡本真利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣
(諸般の報告)
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 発議第9号 道州制導入に断固反対する意見書
日程第3の1 閉会中の継続審査の申し出（総務文教常任委員会）
- 日程第4 発議第10号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第5 陳情第9号 「原発の早期再稼働の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第6 認定第1号 平成24年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成24年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第15 議案第82号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第83号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第20 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成25年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年9月27日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月27日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 代 表 監 査 委 員 柏本和成
農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男 総 務 部 長 古川耕一
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 飛田 栄 教 育 部 長 羽磨知成
総 務 課 長 菅野勇次 企 画 室 参 事 細澤正典
糠 内 出 張 所 長 妹尾 真 地 域 振 興 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣

議事の経過

(平成25年9月27日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番岡本議員、7番藤原議員、8番乾議員を指名いたします。

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

谷口議員から、9月11日の会議における一般質問の発言の中で、適切でない部分があったので、その部分の発言について、会議規則 第64条の規定によって、取り消したいとの申し出がありました。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

申し出のとおり、発言の取り消しを許可すること及びこの発言に対する町長の答弁について取り消すことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、谷口議員からの発言取り消しの申し出を許可すること及びこの発言に対する町長の答弁について取り消すことに決定いたしました。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） お許しをいただきましたので、ここで、台風18号の大雨と強風による農作物などの被害状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

9月15日から16日にかけて、ほぼ日本列島を縦断した台風18号は、京都府をはじめとして全国各地で大雨による甚大な災害をもたらし、十勝管内でも農業、交通関係等に被害が発生いたしました。

本町におきましては、大きな被害には至らなかったものの、農作物の倒伏や町道の路肩崩壊などの被害が発生いたしました。

雨は、16日朝から降り始めて午後2時過ぎから強くなり、夜9時頃には降り止みましたが、累計雨量は糠内観測所で88mm、上当で107mm、帯広観測所で88mmに達し、札内市街地におきましては町道の一部が冠水したことから、排水ポンプによる排水作業を実施したところであります。

はじめに、町内各農協を通じて確認をいたしました農業被害についてであります。大雨と強風による被害で忠類地区の畑においてデントコーンの倒伏が198ヘクタールに渡って確認されました。

また、町道42カ所において路肩や法面の崩壊、道路冠水、砂利道洗掘などの被害が発生いたしました。すみやかに復旧作業などに取り組んでいるところであり、被害総額は300万円程度と見込んでおります。

今回の台風につきましては、連休中に北海道に接近することが予想されたことから、事前に全職員に対して、警戒体制と非常配備体制が取れるように準備することを指示し、職員防災メールも活用しながら関係職員が適宜、適正な体制をとりつつ対応したところであります。

以上、現時点におけます被害状況及び災害および復旧状況等につきまして、ご報告させていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、発議第9号、道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 発議第9号。

平成25年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員前川雅志。

賛成者、幕別町議会議員田口廣之。

道州制導入に断固反対する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に断固反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々幕別町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）。

以上です。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、発議第9号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長(古川 稔) 発議第9号、道州制導入に断固反対する意見書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで総務文教常任委員会を開催いたしますので暫時休憩いたします。

14:08 休憩

14:15 再開

[追加日程・閉会中の継続審査の申し出]

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、総務文教常任委員会から閉会中の継続審査の申し出が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第3の1、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第4、発議第10号、「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原 孟議員。

○7番(藤原 孟) 発議第10号。

平成25年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員成田年雄。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施策の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値 3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被災を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第5、陳情第9号、「原発の早期再稼働の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長 藤原 孟議員

○7番（藤原 孟） 朗読をもって報告いたします。

幕別町議会議長古川稔様。

平成25年9月27日。

産業建設常任委員長藤原孟。

産業建設常任委員会報告書。

平成25年8月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年8月30日、9月12日（2日間）

2、審査事件

陳情第9号「原発の早期再稼働の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

福島での原発事故以来、大飯原発を除く全国の原発が停止したままですが、この停止によって火力発電所で使用する化石燃料の輸入が増加し、1日100億円以上の国富が燃料費輸入のために消えています。

また、北海道においても、泊原発停止による燃料費がかさみ、1日約6億円の大幅コスト増となり、本年9月から電気料金の値上げが始まります。

この値上げにより国民生活や企業に与える影響は大きく、景気や経済の悪化を招きかねません。このまま原発を停止し、燃料費が増大し続ければ、電気料金の再値上げも否めない大変危機感を抱いております。

また、電力不足が起きないように多くの国民、企業が節電を行っておりますが、本州では、エアコンを切った為にお年寄りなどが熱中症でお亡くなりになられる事故が発生しており、北海道においては、冬の暖房等に電力は必要不可欠であり、即生命の危機などをもたらします。

原子力規制委員会が調査を進めている活断層や津波対策等は、原発を稼働しながらでも対策が可能な項目もあり、こうした安全項目については原発を稼働させながら対策を行うべきです。

このようなことから、原発の早期再稼働の実現を求めるものです。

4、審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第9号、「原発の早期再稼働の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は不採択であります。

したがって、会議規則第81条の規定によって原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第9号について、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第6、認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第14、認定第9号、平成24年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成25年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

決算審査特別委員長牧野茂敏。

決算審査特別委員会報告書。

平成25年8月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日

平成25年9月18日、19日（2日間）

2、審査事件

認定第1号 平成24年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号 平成24年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号 平成24年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 日本共産党議員団を代表して 認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算に対する反対討論を行います。

日本経済の長期にわたる景気の低迷は、一向に回復の兆しがなく、地域経済や住民の生活は収入の減少が続き、かつてない厳しい現状となっています。

加えて平成24年度は、年金が1.2%削減され、子ども手当の引き下げや、大震災復興のための所得税の増税などが実施され、収入の減少が続いています。

12月に誕生した安倍新政権は、デフレ脱却の経済政策と称する「アベノミクス」を開始しましたが、逆に物価は上がっても賃金は上がらず、圧倒的多数の国民の暮らしはますます困難になっています。平成24年度決算で明らかになった町民の合計所得は、100万円以下が49.5%、給与収入で年収300万円以下が64.3%、年金収入では100万円以下が57.9%と、その厳しい現状を示しています。

地方自治体には、このように困難な状況にある国民の命と暮らしを守ることを最重要の使命として取り組むことが求められています。同時に安倍新政権は、地域経済を破壊するTPP交渉を秘密裏に進め、消費税の大増税、社会保障の大改悪、福島原発事故の放射能汚染水流出が拡大する中で原発再稼働を急ぐなど、さらに国民を困難に追い込む政治を進めており、地方自治体から政治転換を求める積極的な行動が特に求められている現状にあります。

今議会に付託された平成24年度決算総額は、歳入141億6,307万1,000円、歳出総額138億2,884万3,000円で、前年対比で歳入はマイナス9.9%減、歳出でマイナス11.0%となっています。この決算には住民要求に応え、コミバスの運行に伴う試行運行実施や旭町への小規模特養ホームの建設をはじめ、5リットル用のごみ袋の作成、札内南小学校の増築など教育環境の整備等が実施されたことは評価するところであります。

しかし次の点では改善が必要と考え問題点を指摘せざるを得ません。

第一に先に述べたように町民の経済状況は悪化しています。特に平成24年度は年金が引き下げられたうえ、介護保険料が29%、後期高齢者医療保険料が6.5%と、重なって引き上げが実施されました。担税能力を超えた国民健康保険税をはじめ、高い上下水道料金等は、年金暮らしはもとより、子育て中の世帯、とりわけ低所得者世帯の大変大きな負担になっています。減免制度の設置や福祉政策の充実を求めたいと思います。これまで軽減策は他の加入者の負担となり実施は困難と見送られてきました。しかし国民健康保険会計だけでも2,500万円の不能欠損額が生じており、結果として加入者負担になっています。支払い可能な環境を作ることに生かすべきではないでしょうか。

第二は滞納整理機構への問題です。滞納整理機構への委託は中止し、町が直接町民に対応する、寄り添った対策が必要であり、困難な状況にある町民こそ血の通った対応を求め、この委託中止を求めるものです。

第三は雇用環境の悪化の解消に向けた取り組みの問題であります。

官制ワーキングプアの解消が今日的課題になっていますが、幕別町の保育所に勤める臨時職員、町発注の事業に従事する職員、指定管理事業の従事者などなど、町の仕事に携わる労働者の待遇改善にもっと積極的に取り組み、全体の雇用環境改善に向かうべきだと思います。

第四は選挙の投票場の改善の問題です。

七月の参議院選挙の投票率は57.49%と低く下降の一途をたどっています。

政治不信や、有権者の関心度等が低投票率の影響と考えられますが、なかでも高齢化が進み会場まで足を運ぶことが出来ないなどなど、困難な要因がたくさんあります。今後一層高齢化が進む中で、有権者の投票行為を保障するよう改善を求めるべきです。

最後であります。奨学資金の支給基準に成績を含めている問題です。どの子にも行き届いた教育を受ける権利を保障するのは行政の大切な役割であり責任であります。今や高等教育は圧倒的多くの生徒が希望しており、経済的な理由で阻まれることがあってはなりません。学びたい意欲があっても成

績に表れない、高校に入ってから成績がのびるなど、子どもたちの状況は個性も含めて千差万別です。可能性を最大限に引き出す保障を町が率先して行うためにも、成績を基準とすることを見直すよう求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 私は、認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成24年度は、東日本大震災から二年目を迎え、本格的に復旧・復興の予算が立てられ、徐々に復旧・復興が進められた年となりました。また、長引く不況と震災復興、政権内部の混乱等から、町としての財源手当てが不透明な中での予算編成だったと思います。しかしながら、厳しい財政運営を強いられたにもかかわらず、自主財源の確保に努められるとともに、各種事務事業に取り組みられたことに対し、大いに評価しているところであります。

新たな事業として、町民説明会をへて役場庁舎建設の基本設計委託が実施されました。町民や議会から多くの意見が挙げられていますが、執行者としての責任ある判断を期待します。

また、定住促進住宅建設費補助事業が実施され、年度末までに本町地区は新築9件、中古住宅購入5件、忠類地区は中古住宅購入2件、合計16世帯43人、内9世帯22人を町外からお迎えしました。これに係わり、町内業者3社6件分、約1億3,700万円の工事を請け負われました。この事業の補助額は約3,600万円ですが、これに伴い町有地の売却も進み、約3,000万円の収入があり定住者の増加と併せ、町内の経済効果は非常に高く、評価するところであります。

更には、長年懸案でありましたコミバスの試験運行を行い、平成25年度からの本格実施を決めました。様々な意見があるとは思いますが、町民にとって利便性の高い、コミバスとなることを期待します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成24年度健全化比率のうち、実質公債費比率は17.8%となり、ようやく制限を受けない18%を下回りました。これまでの、岡田町長を先頭とする関係各位のご努力に心から敬意を表します。とはいえ、依然として十勝管内町村と比較して高い水準にあるといえます。引き続き、行政改革に取り組むとともに、町税の収納率の向上に努め、財政の健全化を進めていくべきだと思います。

本決算では、町民税の収納率が0.62%増の93.9%となり、収入未済額が約1億2,800万円となりました。これまで、コンビニ納付等も取り入れる等、納めやすい環境づくりに取り組まれてきたところでありますが、税の公平性の維持と貴重な自主財源の確保のためにも、一人ひとりに寄り添った納税相談を行い、町として最大限の努力を引き続き行っていくべきだと思います。しかし、それでも応えてもらえないものについては、十勝市町村税滞納整理機構との連携強化などにより、収納率の向上と税の公平性の維持に更に努めていくことを期待します。

基金の活用について論議がありました。私も以前、特別交付税の予算額を過少評価しているため、生きた財源とならないということを述べさせていただきました。平成23年度途中からの小学生の医療費の無償化や平成24年度途中からの定住促進住宅建設費補助事業、庁舎建設基金等、多額な新たな負担がありますが、基金を活用しなくても事業実施出来たということだと理解しています。

私も住民福祉の向上に必要な事業は、基金を活用してタイムリーに実施すべきと思いますが、共助・公助ではなく、自主・自助を第一となる政策に期待しています。

しかし、平成33年度からは地方交付税の算定が一本算定となることから、今ある基金が決して多いとは思えません。

また、昨年の暮れには政権が交代し、アベノミクスと称し、景気浮揚を喚起していますが地方には未だ実感がなく、震災復興支援、消費税、TPP、増大する社会保障費等、自主財源の確保に不安要素を挙げればきりがありませんので、慎重な基金の活用が、今は求められていると思います。

今後も歳入・歳出のバランスに配慮しつつ、多様化する住民ニーズを的確に把握した施策の展開に

最大限の努力をされますよう期待申し上げ賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成24年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成24年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成24年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成24年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成24年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成24年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第15、議案第82号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第82号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、28ページをご覧いただきたいと思えます。

本件は、現公平委員会委員であります高井正行氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成25年10月1日から平成29年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の40ページに記載をいたしておりますのでご

参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
この採決は、無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は19人です。
投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありますか。
（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

- 議長（古川 稔） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

- 事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。

1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員、16番野原議員、17番増田議員、18番齊藤議員、19番千葉議員、以上であります。

- 議長（古川 稔） 投票漏れはありますか。
（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

- 議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番中橋議員及び16番野原議員を指名いたします。
よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開 票）

- 議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対0。

以上のとおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第16、議案第83号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 議案第 83 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書は、29 ページをご覧くださいと思います。本件につきましては、現教育委員会委員であります飯田晴義氏が、平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 41 ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。
- 議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
この採決は、無記名投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
- 議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は 19 人であります。
投票用紙を配付させます。
（投票用紙配付）
- 議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。
（投票箱点検）
- 議長（古川 稔） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて順次投票願います。
なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。
点呼を命じます。
事務局長。
- 事務局長（野坂正美） 議席番号とお名前を申し上げます。
1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番齊藤議員、19 番千葉議員、以上であります。
- 議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
- 議長（古川 稔） 開票を行います。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 17 番増田議員及び 18 番齊藤議員を指名いたします。
よって、両議員の立会をお願いいたします。
（開 票）
- 議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。
投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成 17 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

[教育委員選任挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、ただいま教育委員会委員に選任されました飯田晴義教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 議長のお許しをいただきましたので、ひと言お礼の言葉を申し上げます。

ただいまの議案におきまして、教育委員の任命同意を賜り、誠にありがとうございました。

金子教育長のあとを引き継ぎまして、この半年間右も左も分からない中、猪突猛進といいますが、自分では一所懸命だったのですけれど、そういう感じでやってきまして、あっという間に半年が経ちました。

冷静になって振り返ってみますと、結局決められたレールの上をはみ出さないように、脱線しないようにただ走ってきただけなのかなという気がいたしております。

1年のサイクルが経つまではこんな感じでいかにざるを得ないのかなとも思っております。

私に与えられた任期は4年であります。中長期の視点で仕事を行うことはもちろん大切でありますけれども、やれることについてはすぐやると、町民、学ぶ方を中心に据えまして、スピード感を持って、教育行政の推進に取り組ませていただければなと思っておりますので、どうか引き続き議員の皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[人事案件]

○議長（古川 稔） 日程第17、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて、候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります桐山武博氏につきましては、平成25年12月31日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の42ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、推薦につきご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり推薦することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付してあります、

- 1、産業建設常任委員会 行政視察について。
 - 2、総務文教常任委員会 行政視察について。
 - 3、民生常任委員会 行政視察について。
 - 4、議会報告会について。
 - 5、十勝町村議会 議員研修会について。
- それぞれのとおり、議員を派遣いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、

- 1、産業建設常任委員会 行政視察について。
- 2、総務文教常任委員会 行政視察について。
- 3、民生常任委員会 行政視察について。
- 4、議会報告会について。
- 5、十勝町村議会 議員研修会について。

それぞれのとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

「委員会報告」

○議長(古川 稔) 日程第19、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただききたいと思います。

「閉会中の継続調査の申し出」

○議長(古川 稔) 日程第20、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長(古川 稔) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成25年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:16 閉会